

325-425



1200501382168

325

425

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

始



昭和
八年

日本基督教會年鑑

診察毎日午前(日曜及祭日の他)林、峰間兩副長は目下當院に在勤

東京市麴町區九段四丁二五番地三(市ヶ谷驛前の上)
電話九段(33)〇〇六二番、〇〇六三番

東洋内科醫院

院長(於東京)月、木、金、午前 院 長
診察(於茅ヶ崎)土曜日午後 醫學博士

高田 研 安

次 長
醫學博士

高田 重 正

神奈川縣茅ヶ崎海濱(徒茅ヶ崎驛半里)
電話ちがさき二番、一〇一番、入院診後應需

南 湖 院

診察毎日午後(日曜及祭日の他)河野高橋兩副長は目下當院に在勤

主筆 小出 正 吾 毎月二十日發行

日曜學校の友

一部 稅共 廿一錢
二年 稅共 四十二錢
【前金】

★ 日基の精神に即した創作教案!

★ 每號九〇頁以上論說、教材、滿載

★ 少年傳道卒先提唱

一九三四年用

日本基督教會

家庭禮拜曆

一部 十錢
送料 二錢

家庭禮拜精神の高調! 宗教々育の家庭進出!
本禮拜曆は大會の決議に依り本局に於て編纂、發行部
數激增。教會、婦人會、日曜學校の絶好なるクリスマス
プレゼント

日曜學校 パンフレット

日曜學校禮拜の實際 著成久場馬(一)

評好大てしと書究研拜禮の初最界SS國我

聖地歴史地理 著雄國平小(二)

師教SSたれさ下書てし查踏地聖くし親者著
車南指の究研書聖

錢二料送錢五十二頁百版六四

會教督基本日

五八八六五京東營振 局校學曜日 町新坂赤京東

東京丸ノ内三丁目二番地三菱二十一號館

中松特許法律事務所

電話丸ノ内 (23) 一〇一〇番
一九三〇番

大阪市東區今橋一丁目九番地「帝國ビル四階四〇三號」

中松特許法律事務所大阪出張所

電話長本局一八二七番



日本基督教會年鑑

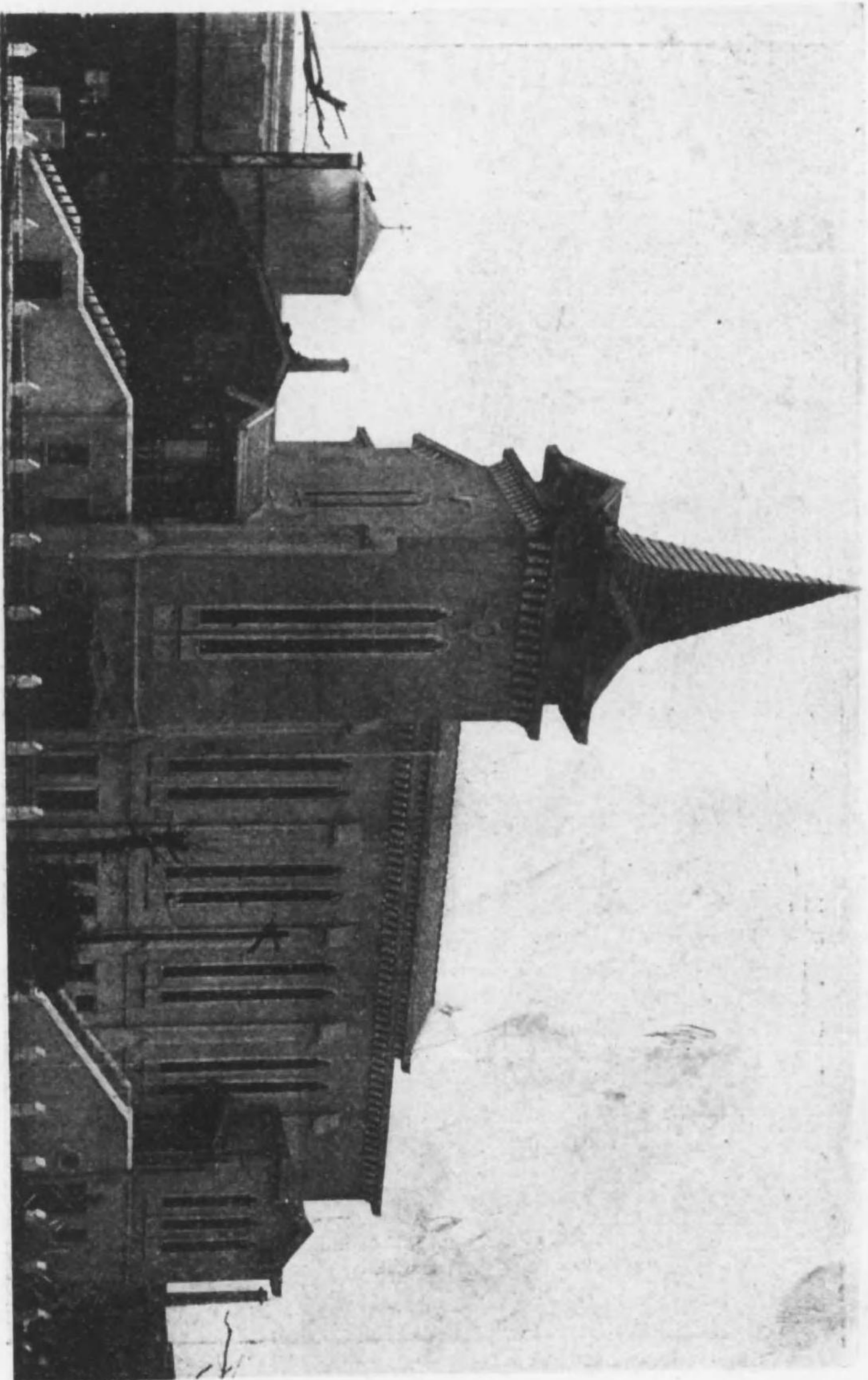
日本基督教會事務所



發行所寄贈本

凡人
作

日本基督教會年報



會 教 岸 海 (堂 獻 日 二 十 月 三 年 八 和 昭)

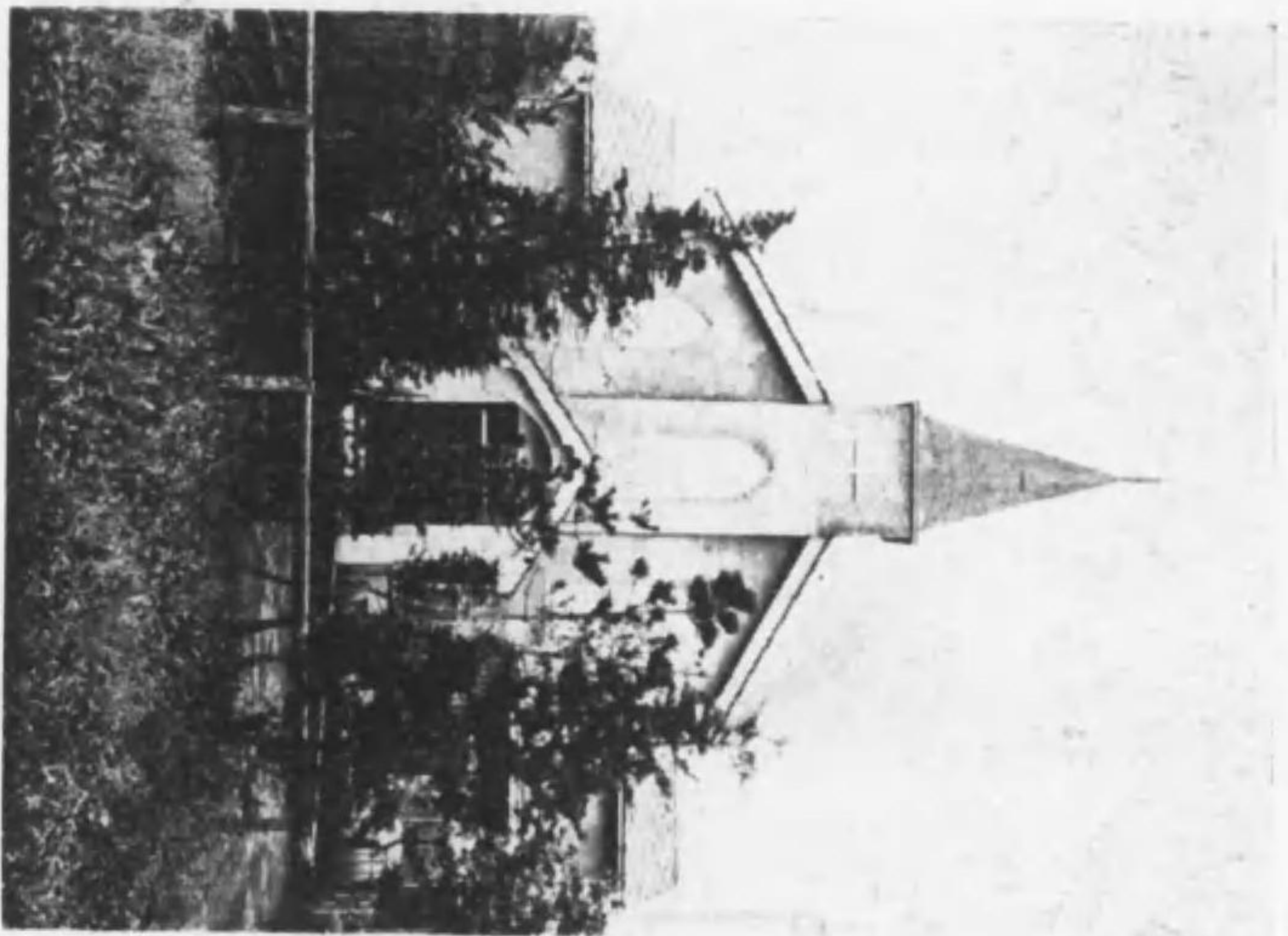


布引教會 (昭和七年二月獻堂)

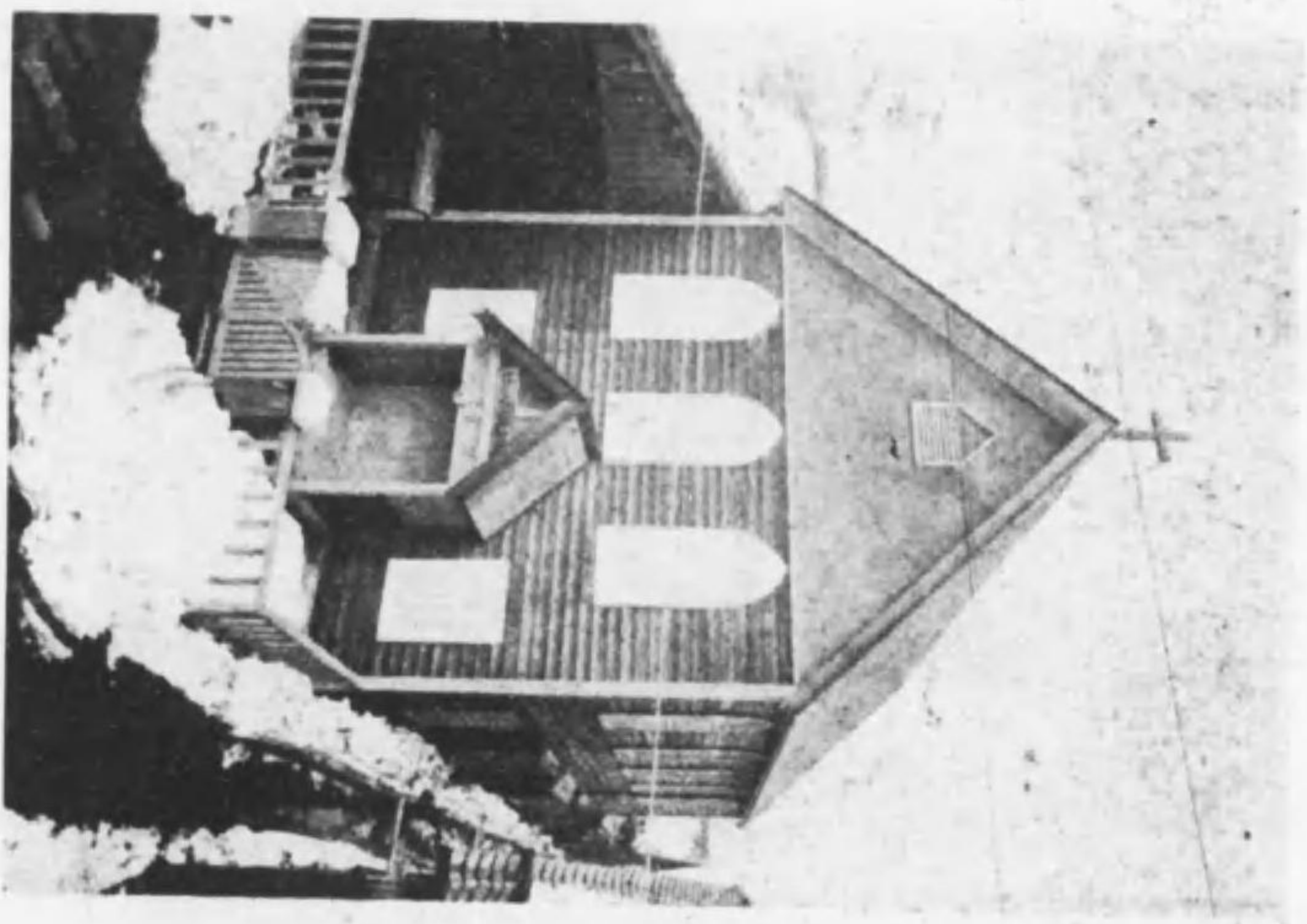
(堂獻日三十月二十年六和昭) 會教金白



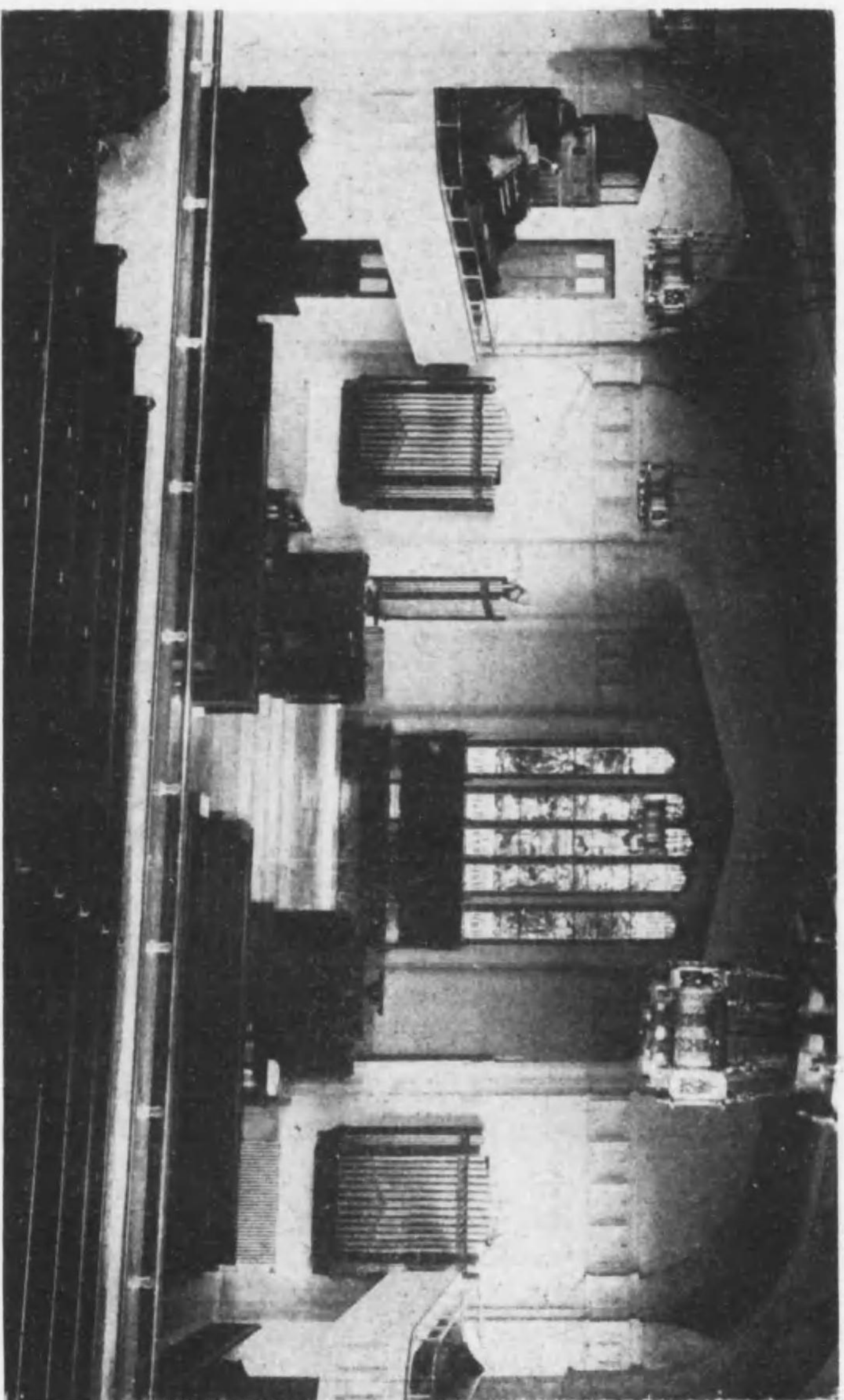
(堂獻日一十月二年八和昭) 會教那



會 教 場 殿 御
 (堂獻日二月十年六和昭)



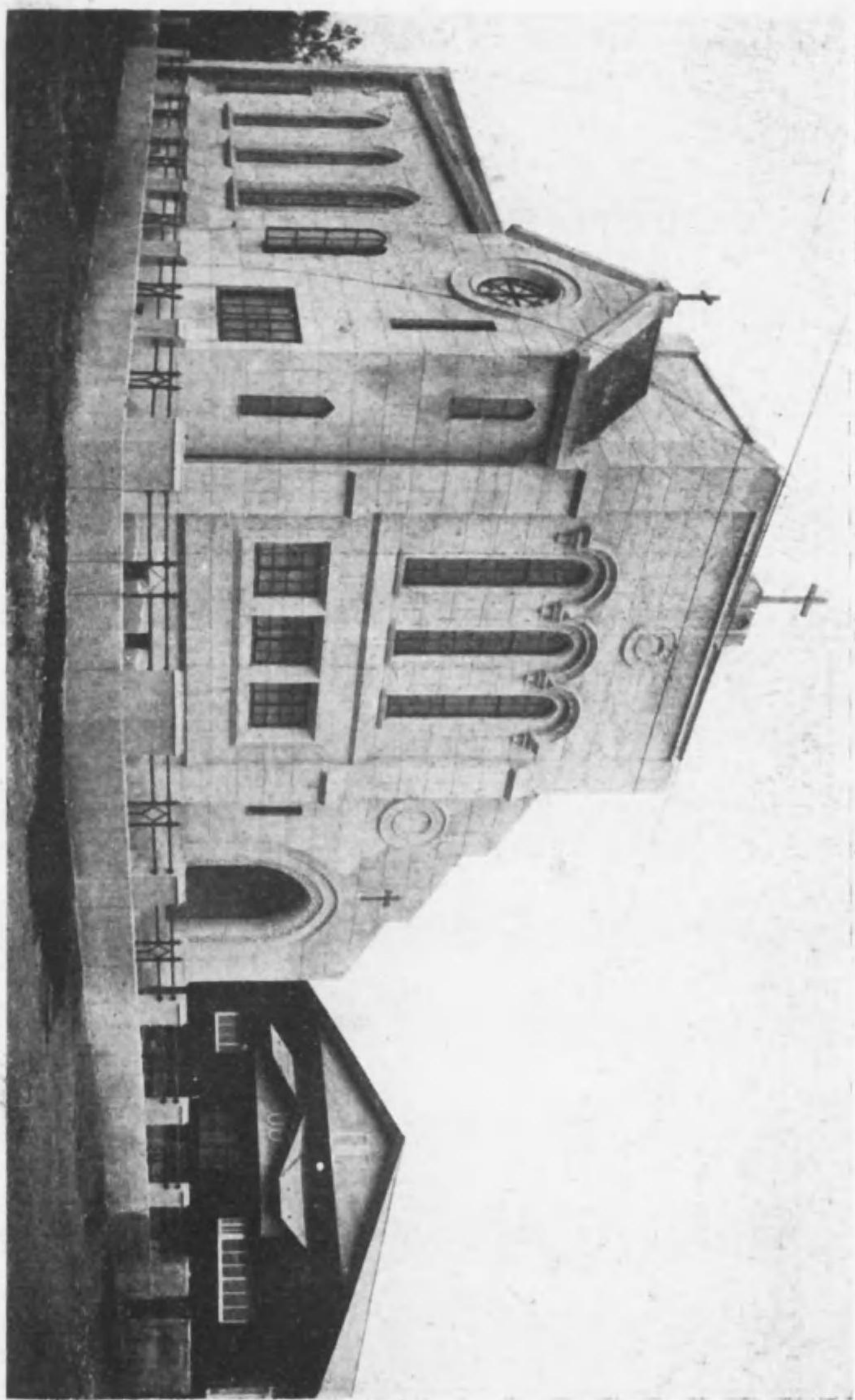
會 教 狹 若
 (堂獻日十二月三年七和昭)



(堂獻日九月三年七和昭) 室 拜 禮 會 教 院 學 北 東

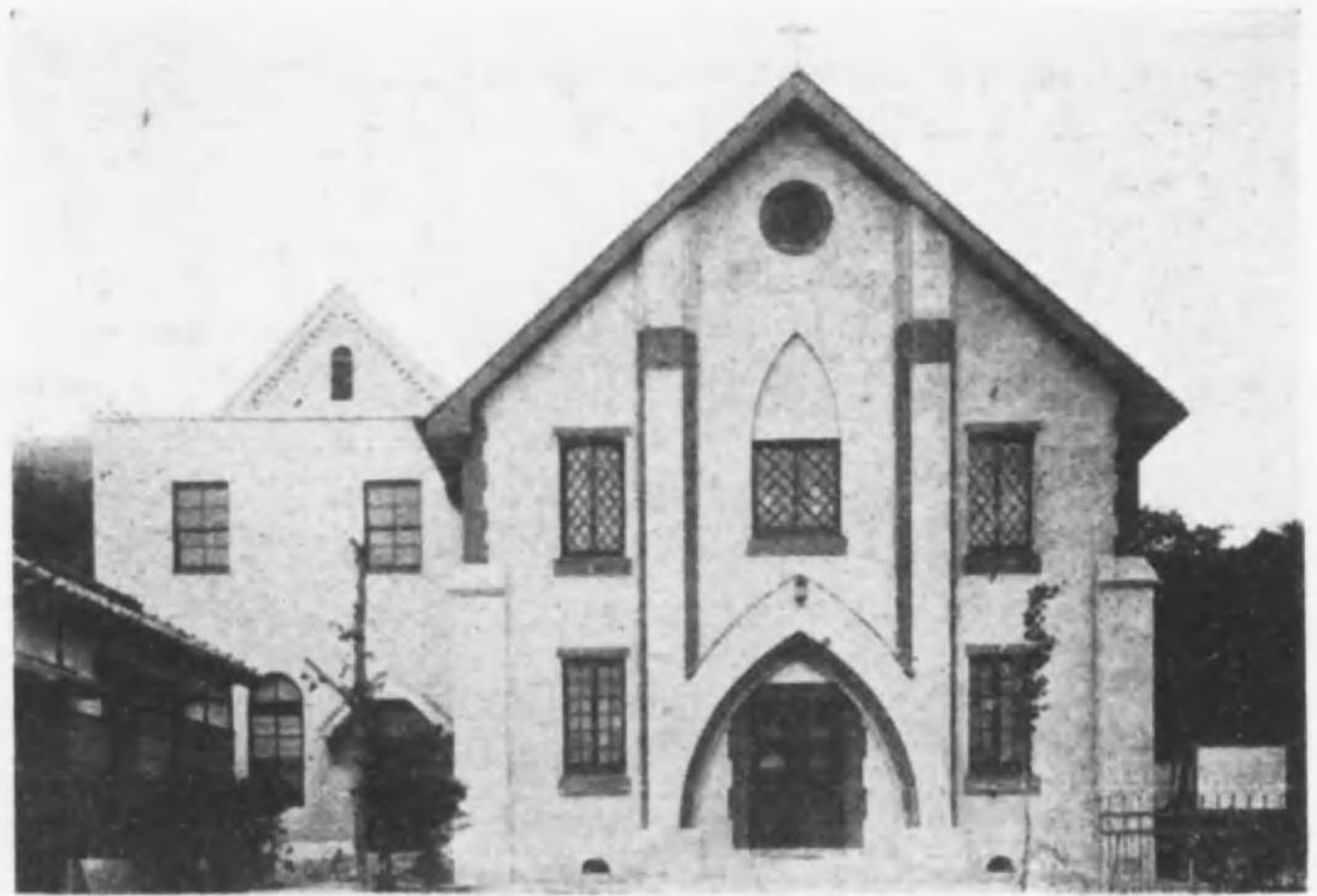
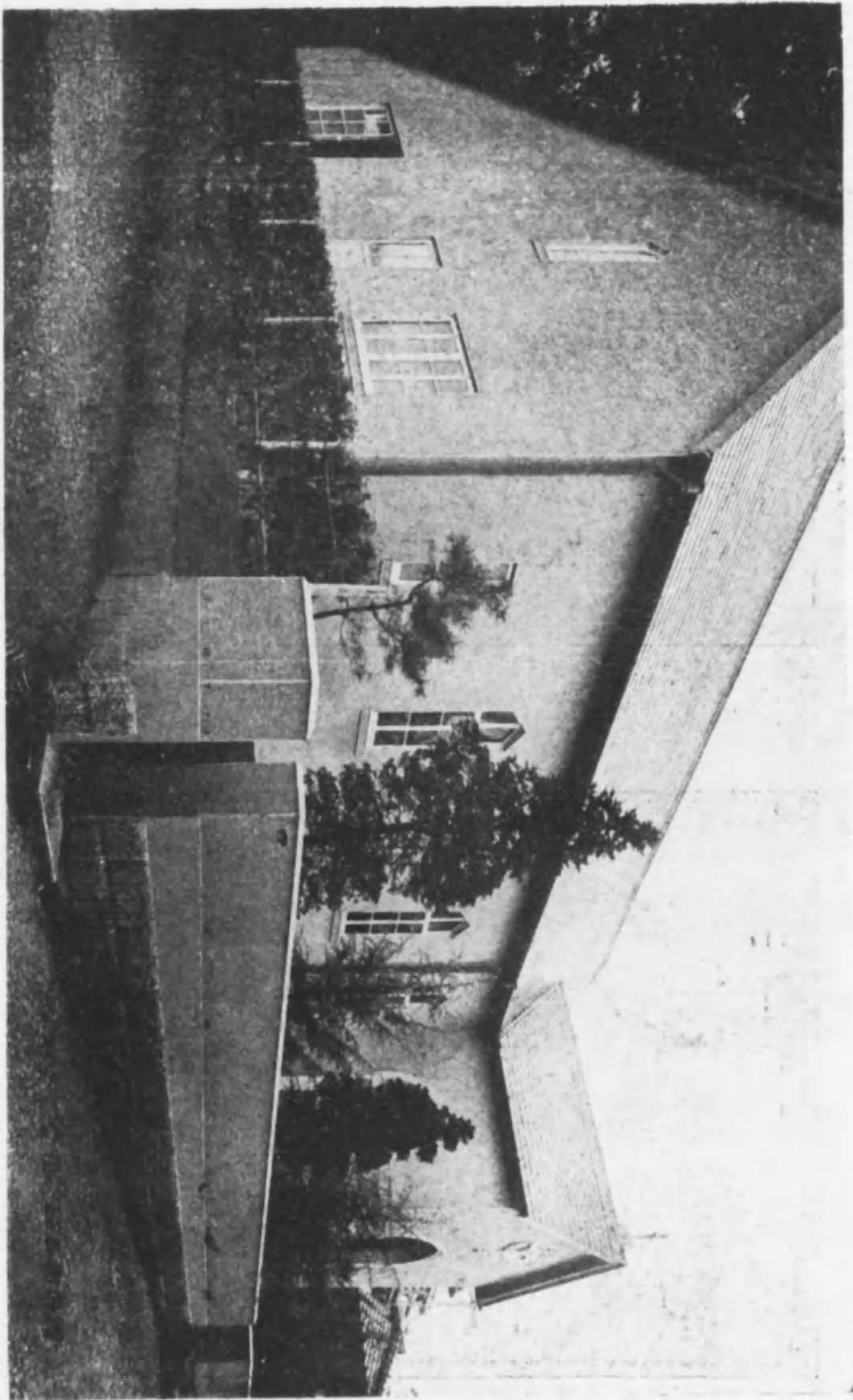


小石川教會
 (昭和七年九月十八日獻堂)



浦和教會 (昭和七年四月獻堂)

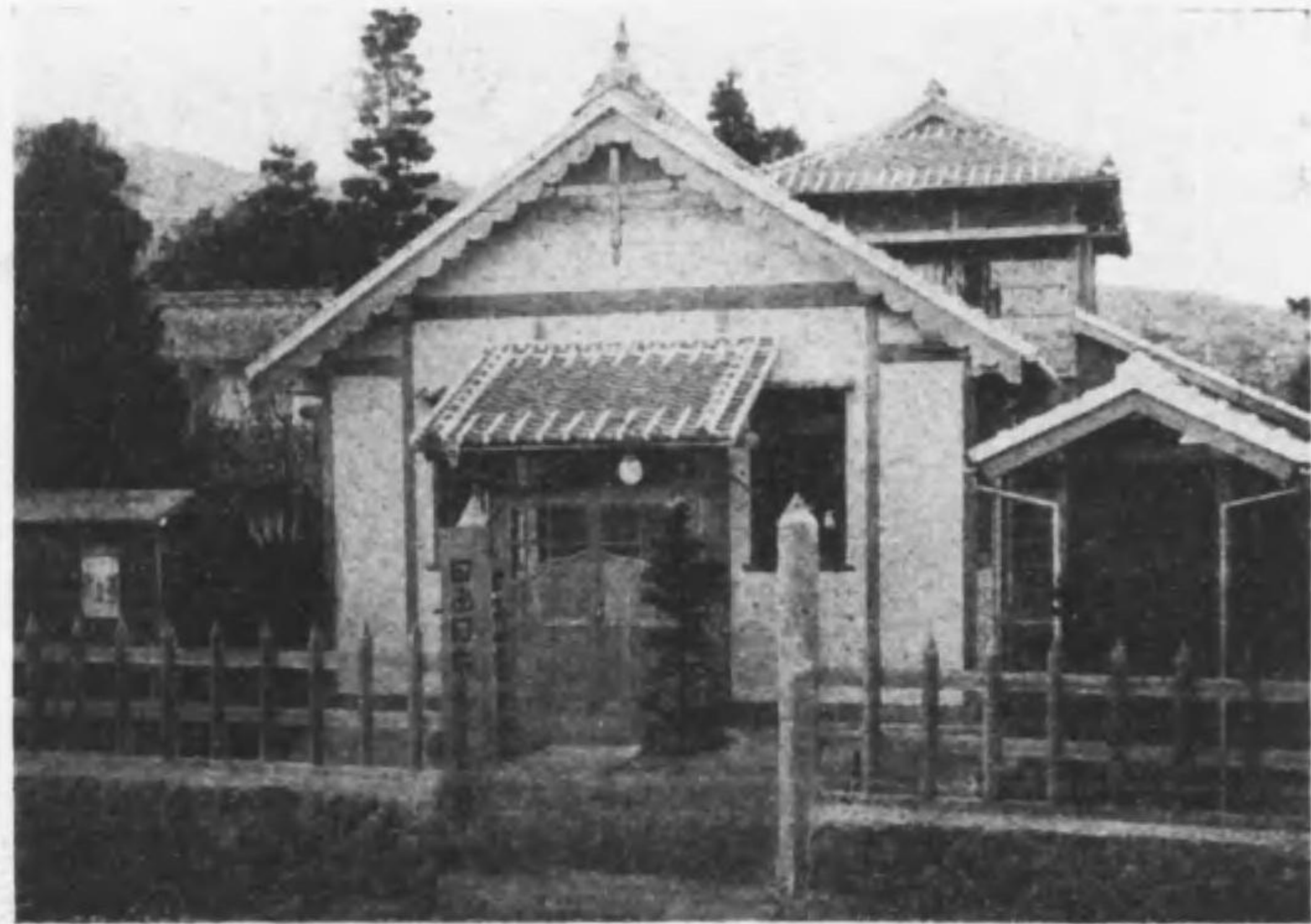
（堂献日三十月一十年七和昭）會 教 込 胸



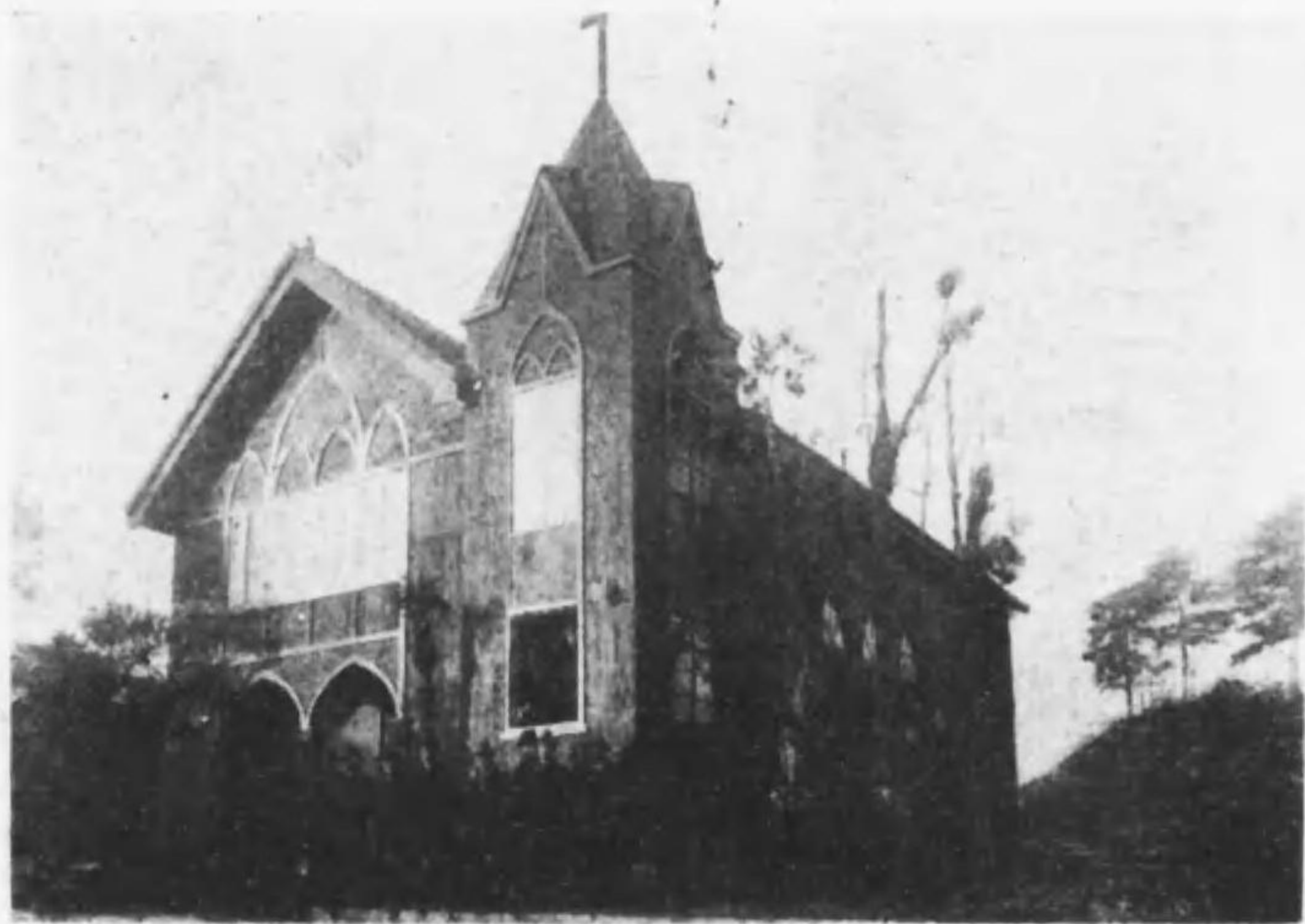
會 教 戶 神
（堂献日三十二月九年七和昭）



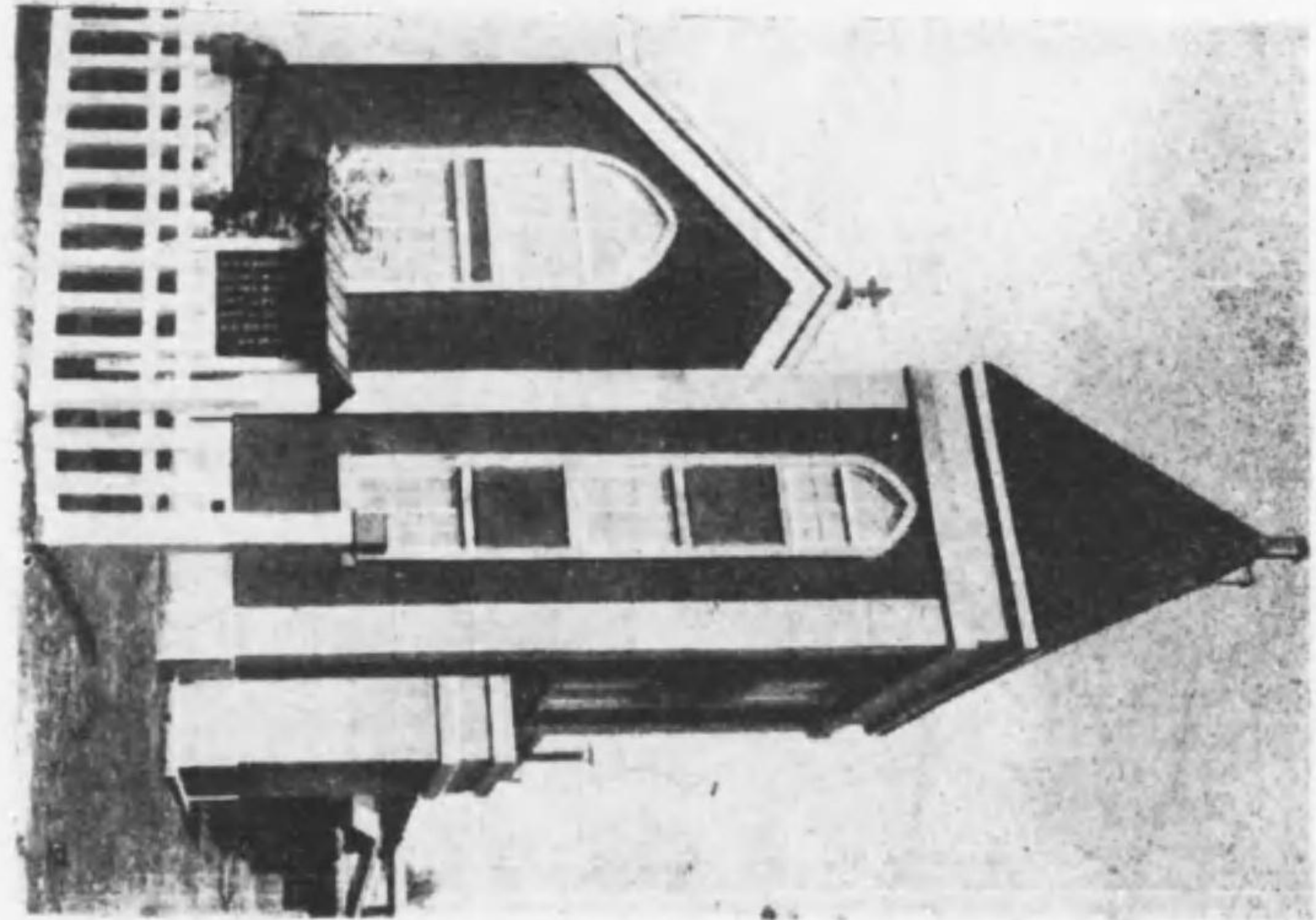
會 教 窪 萩
（堂献日七月五年八和昭）



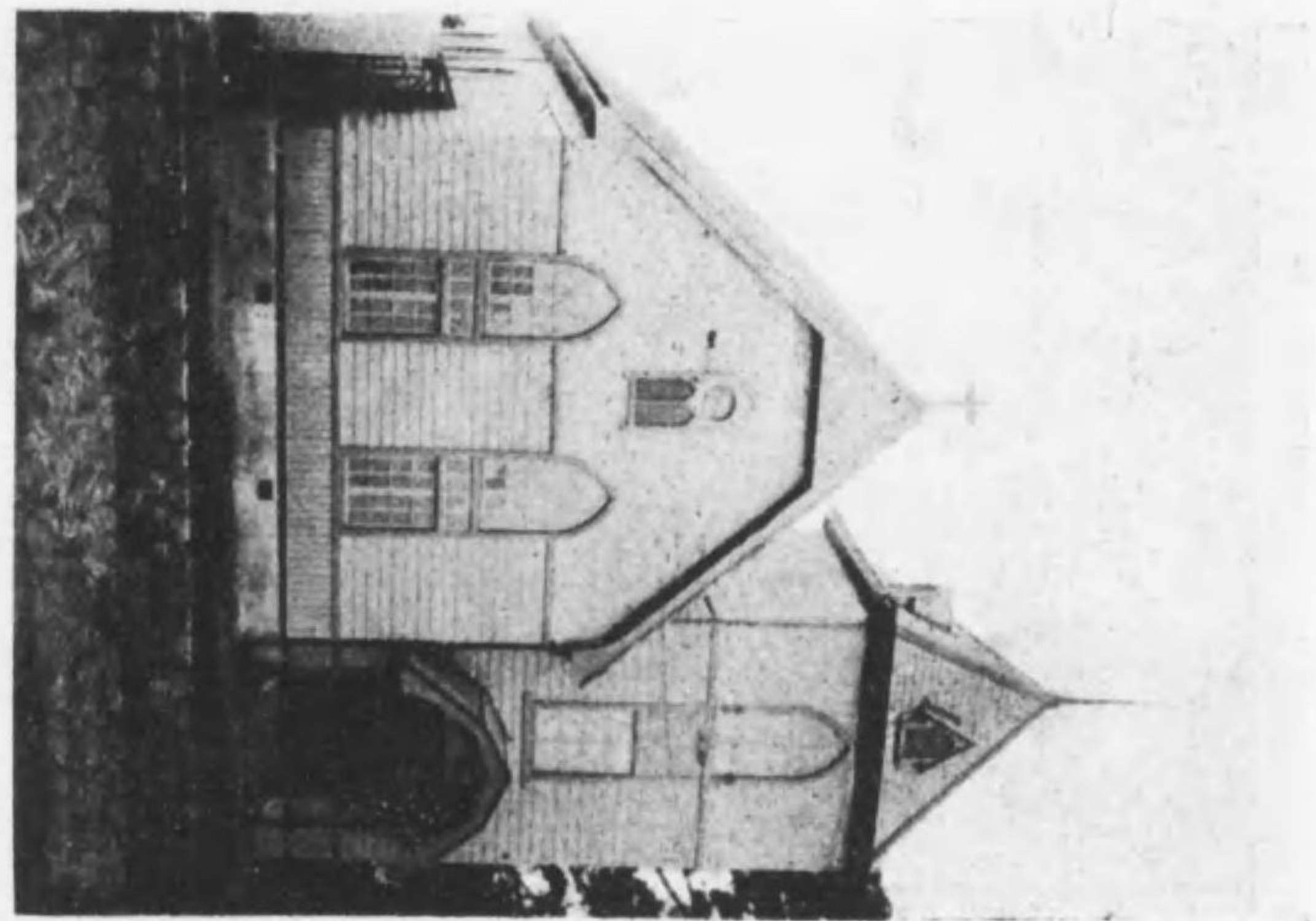
會 教 出 口
 (堂獻日七十二月一十年七和昭)



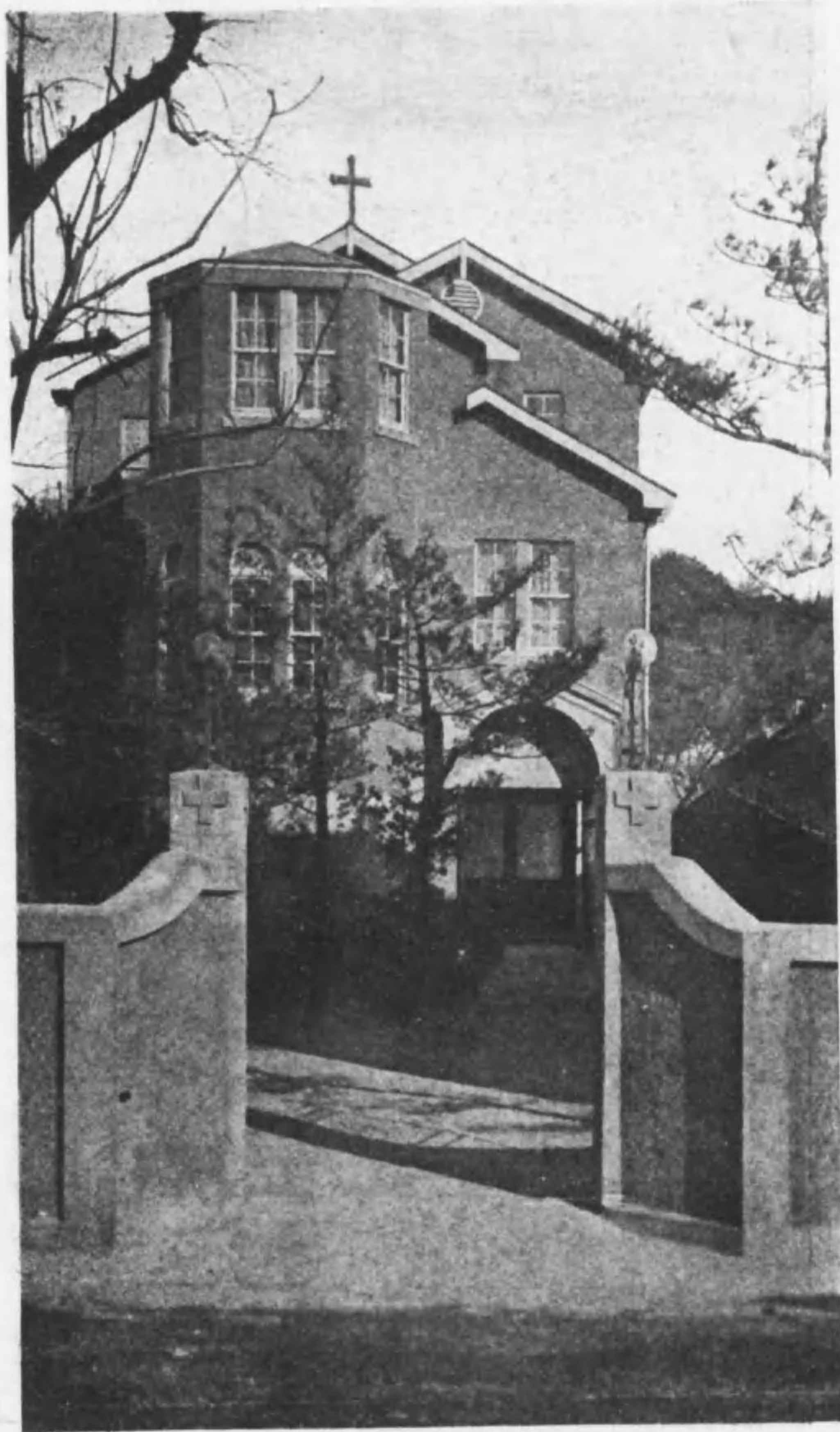
會 教 足 洗
 (堂獻日四十二月二十年七和昭)



會 教 岡 總
 (堂獻日五十月十年七和)



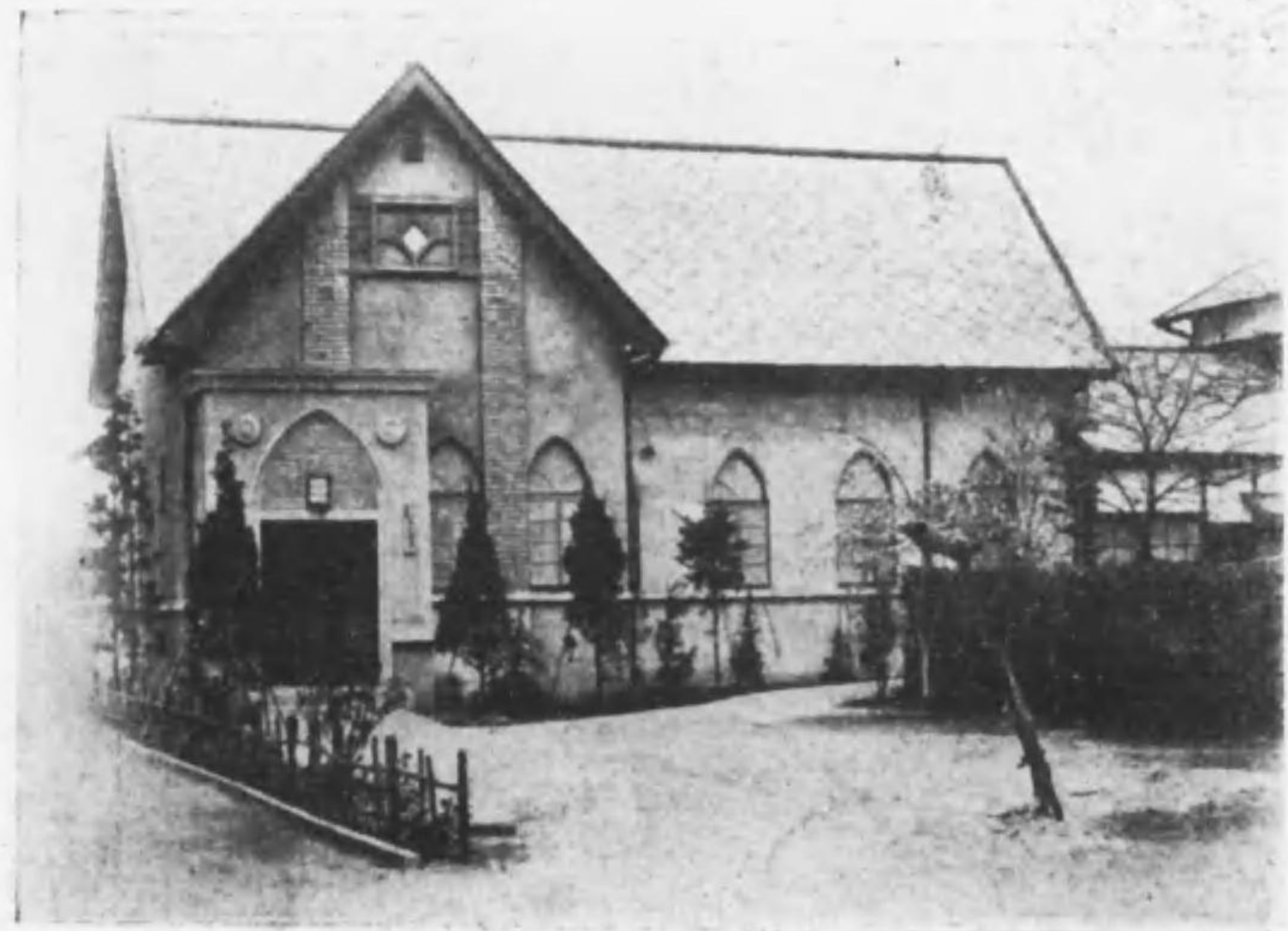
會 教 部 宇
 (堂獻日三十二月一十年七和昭)



釜山教會
(堂獻日一十月二年八和昭)



敬賀教會
(堂獻日八月五年七和昭)

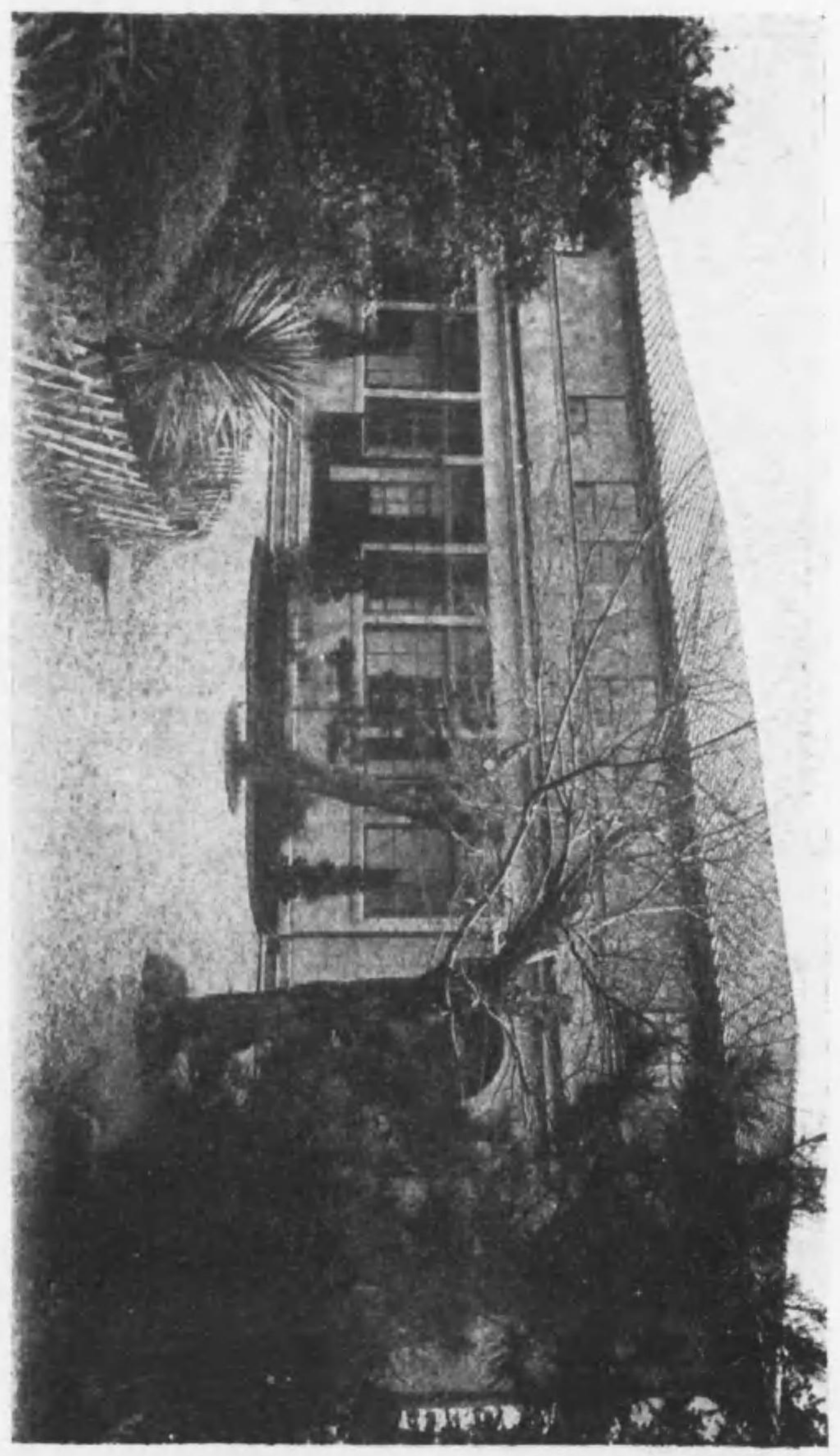


周陽教會
(堂獻日十三月四年八和昭)

325-425

目次

- 第一 日本基督教會略史…………… 一
- 第二 特に記憶すべき大會の決議摘録…………… 三〇
- 第三 日本基督教會信仰の告白と同憲法規則及諸條例、附宣教屆、教會堂設立願外諸屆雛形…………… 三九
- 第四 日本基督教會維持財團寄附行爲と財團の説明及加入手續並諸説法規抄録…………… 七二
- 第五 日本基督教會役員、委員、職員、其他一覽…………… 一〇一
- 第六 各教會及牧師、役員、氏名住所並維持財團加入教會名…………… 一二三
- 第七 昭和七年度教勢諸統計表…………… 一三三
- 第八 日本基督教會教職者氏名住所一覽…………… 一五四
- 第九 日本基督教會關係諸ミッション宣教師氏名住所…………… 一八三
- 第十 日本基督教會關係諸事業…………… 一九〇
 - 一、學校之部…………… 一九〇
 - 二、各種社會事業之部…………… 一九六
 - 三、新聞雜誌之部…………… 一九九



(設建日六十二月十年七和昭) 各 校 新 校 學 神 子 女 立 共

第一 日本基督教會略史

第一節 緒言

世界の氣勢の進歩は端なくも我が日本鎖國の關門を打破し、さしも峻嚴なりし徳川幕府の切支丹に對する禁制の法網も何時しか破綻を生じ、開國と前後して、舊き切支丹の復活を促し、新しき基督教の傳來を見るに至りぬ。嘉永六年北米合衆國水師提督ペルリの來朝以來開國の機漸く熟し、安政五年七月日米通商條約を結ぶに當り、米國全權公使タウンセントハリスの強硬なる談判に因り、幕府は我國に在留する外國人に對して切支丹禁制を解くに至れり。日本國米利堅合衆國通商條約第六條に曰く、

日本にある亞米利加人、自ら其國の宗法を念じ、禮拜堂を居留地の内に置くも障りなく並に其建物を破壊し亞米利加人宗法を自ら念ずるを妨ぐるることなし、亞米利加人日本人の堂宮を毀傷することなく、又決して日本神佛の禮拜を妨げ、神體佛像を毀つ事あるべからず。双方の人民、互に宗旨に付きての爭議ある可からず日本長崎に於て踏繪の仕來りは既に廢せり。

此の條約により外國人には日本國內に於て宗教の自由を許されしも、内國人は勿論其恩恵に浴する能はず、依然として切支丹禁制の下に束縛されしなり。又幕府時代に切支丹教徒檢學の方法として強行し來りし有名なる踏繪の仕來の廢棄されしは、日本條約締結の前年即ち安政四年阿蘭陀の全權公使ドンカル、コルテアスと日本長崎奉行との間に取換はされし覺書によれり。其布令の文に曰く、

踏繪は向後相廢すと雖も、キリスト教法を傳へ、キリスト宗門其他外國宗門の書籍、畫並びに像を日本へ輸入する儀不相成事。

安政四年丁巳八月

長崎奉行

當時阿蘭陀全權公使は頻りに切支丹禁制の解除を幕府に迫りしも我が全權は頑として應ぜず、若し阿片と基督教との二大害物の輸入を防止することを得ば容易に外國人に交易を許すべしと語りしとぞ、然るに幕府全權の此の言葉を傳聞したる新教の宣教師にして當時偶々長崎に來合せ居たるエス、ウエルス、ウイリアムス（支那在留の學士）イ、ダブルユ、サイル（上海水兵館の牧師）ヘンリー、ウード（米國軍艦ミネソタ號の牧師）等は阿片と基督教とを同一の有害物と誤解する所の日本人に對し一日も速に眞正の基督教を傳へてその謬見を正さざるべからずと感ぜ、三人協議の上、各々其所屬の傳道局に飛檄して宣教師の派遣を促し尋いで新教宣教師の渡來を見るに至りぬ。

第二節 最初の宣教師

日米條約既に成り尋いで英、蘭、佛、露の諸國と條約を結び、神奈川、函館、長崎、新潟の四港を開くや、新教各派の基督教宣教師は相踵いで日本に渡來せり。安政六年即ち西曆一八五九年より文久三年即ち一八六三年に至る五ヶ年間に來朝せし宣教師を列擧すれば先づ新教の宣教師にして最初に渡來せしものをジョン、リッギンス及びチャニンング、ムーア、ウイリアムとす。彼等は米國プロテスタント、エビスコパール教會より派遣されし宣教師にして、始め支那に傳道し居りしが、日本の開港條約成るや、直に日本に移されし者にして、リッギンスは一八五九年の五月（安政六年）長崎に來り、數旬を経て後ウイリアムスも亦來る。同年十月十八日米國プレスビテリアン教會のゼー、シー、ヘボン夫婦神奈川に着任し、同年十一月一日米國ダッチ、レホルムド教會のエス、アール、ブラオン及びデー、ビー、シモンズの二人亦神奈川に來る。而して同教會のギトウ、フルベツキは少し遅れ同年十一月七日を以て長崎に來着し、翌一八六〇年（萬延元年）に至り米國バプチスト、フリー、ミツシヨソサイチーのゴブル夫婦神奈川に來る。これらはいちはやく最初日本傳道に着手せし米國基督教四大教派の代表者なり、尋いでダッチレホルムドのゼームス、バラ夫

妻は一八六一年（文久元年）十一月を以てプレスビテリアン教會のデビット、タムソンは一八六三年（文久三年）を以て神奈川に到着し各々その所屬教會の宣教師に合しぬ。

第三節 日本人の宣教師に對する待遇

基督教嚴禁の日本に渡來せし最初の宣教師等が如何なる待遇を受けしやは、問はずして明なり、彼等は徳川幕府より注意人物として取扱はれ、その一舉一動は常に嚴密なる當局者の監視の下にありて、自由に日本人民と交際する能はざるのみならず、語學教師を招聘する事さへ頗る困難を感じたり。偶々其招聘に應じて來るものあれば豈圖哉彼等は其筋の内命を受けたる政府の探偵にして宣教師の舉動を探り、邪宗門の秘密を摘發せんが爲ならんとは。されど宣教師は毫も意に介せず、彼等に就て日本語を研究し來りしが談偶々聖書翻譯の事に及べば、彼等は覺えず兩手を頸に當て、これ生命にかゝはる大罪なりと叫び皆戰慄して逃げ去りしと云ふ。普通人民に於ては基督教に對し格段好惡の念あらざりしも、從來の傳説によりて之を魔法視し唯徒に之を恐怖せしのみなりしが、武士浪人輩に至りては基督教を嫌惡することを蛇蝎よりも甚しく、一般外國人に對する敵愾心も亦劇しくして、外國人とさへ見れば蠻夷、毛唐人等あらゆる惡罵を浴せかけ、或は背後より礫を擲げ、甚しきに至りては之を殺害するに至りぬ。斯る人氣の際に處して宣教師等は何等直接傳道に着手する能はず、宣教師の準備として日本語研究の傍ら漢譯の聖書若くは基督教に關する漢譯の書類を頒布し或は有志の青年に外國語を教授し、若くは聖書の翻譯教書の編纂に従事せり。有名なるヘボンの語林集成の編纂されしは此の間のことなりき。當時宣教師に取りて最も必要なりしことは、基督者の紳士たるの人格を以て日本人民の信任を得ると日本語を研究して布教の準備をなすことにてありき。

第四節 最初の信者

此の如き宣教困難の時期に在りて邦人の基督教に歸依せしもの數名あり、これ即ち日本に於ける基督教會

の初穂にして將來の大收穫を預表するものとして宣教師間に多大の期待を齎せり。其中最初に信徒となりし者を矢野元隆とす、彼は元來針醫を業とせしものなりしが、徳川幕府の紹介によりて博士ブラオンの日本語學教師となり後轉じてバラ博士の教師となり、支那譯聖書より約翰傳を日本文に重譯せしことあり、元治元年（一八六四年）十月病床に於いてバラ師より受洗し、同年十一月下旬を以て死せり。慶應二年（一八六六年）五月十二日五旬の節なる芽出度日に於て肥前佐賀藩の重臣村田若狹守は其弟綾部恭と共に長崎に於てフルベツキ博士より受洗せり。傳ふる所によれば彼が其後に於ける信仰益々健全に成長し其死するの日まで（明治五年）忠實に主に事へ、朋友子弟の間に熱心傳道せしと云ふ。同年春肥後の人庄村某監督ウイリアムスより洗禮を受く、後年政治論勃興せし時熊本の相愛社と稱する團體に加はり政論の爲め一時入獄したる中村六郎は異名同人なりと云ふ。明治元年の夏佛僧清水某は長崎に於てフルベツキより受洗し、粟津高明、鈴木貫一の二人は横濱に於てバラより受洗し、明治二年二月小川義綏、鈴木鉦次郎、島屋だいの三人は横濱に於てタムソンより受洗し、仁村守三は長崎に於てエンソルより受洗す。エンソルはジー、チヨルチ、ミツシヨンの派遣宣教師として明治二年一月長崎に來りし人なり。其他横濱に於てバラ若くはブラオンより洗禮を受けたるもの數名あり。安政六年宣教師渡來の時より明治五年日本基督公會設立の時に至るまでの十三年間日本に於て信者となりし者は殆んど以上の人々十數名なりき。

第五節 最初の迫害

長崎地方に於て舊天主教徒の復活は當局者の注意を喚起し同地方を始め、横濱に東北に、舊教信者若くは之に關係あるもの、檢擧投獄せらるゝもの尠なからず、就中明治の初年には長崎浦上の天主教徒二千餘人は其信仰を固守して神佛に轉宗せざるの故を以て、西南の廿一藩に御あづけとなり種々の迫害を蒙りしが、獨り天主教徒のみならず新教の信者若くは之に關係あるものも同じくその災厄に罹れり。佐賀の村田若狹の一

族は藩主閑叟侯の庇保によりて窘迫を免かれしが、清水某の如き、二川一勝の如き、市川榮之助夫妻の如き、其著しきものなり、清水某はフルベツキより長崎に於て受洗せし佛僧なりしが明治元年邪宗門を信ずとの故を以て捕へられ處々の牢獄に繋がるゝこと五ヶ年にして終に放免せらる。二川は後ち姓を小島と改む。彼れ初め宣教師エンソルを暗殺せんとしたる陰謀を懐き、偽りて基督教に歸依するの志あるかの如く装ひ、エンソルに近づきしが、基督教の教義を聴くに及び大に感服する所あり、爾來改心して之が研究に務め傍らエンソルの出版事業を援助しつゝありしに、突然官の捕ふる所となりて東京に護送せられ、禁獄せらるゝこと數年、明治五年頃米國公使並に福澤諭吉等の斡旋によりて赦免せらる。市川榮之助は其家にへボン譯の馬可傳を所持せしとの故を以て捕へられ、其妻松子は其夫榮之助が基督教徒となりしを官に訴へざりしとの故を以て縛せられ、夫妻共に京都の獄に投ぜられしが榮之助は牢死し、松子は後に至りて赦免せられたり。然るに不思議にも京濱の地に於て、しばしば迫害ありとの警告に接せしみにて一人の檢擧せられしものなく、唯東京に於て聖書研究組なる團體の解散を命ぜられし外何等の窘迫なく、學生の宣教師に就きて基督教を聴き聖書を學ぶ者漸次に加はり、中には内心既に信仰を起せしものありき。而して間接に基督教に好意を寄する者官民の間に次第に其數を増し、學者福澤諭吉、中村正直、西周、森有禮の如きは基督教禁止の理由なきを論じ宗教自由放任主義を主張せり。當時中村正直は英國に遊びて親しくその文物を觀察し、歐洲文明の根本は基督教に基因するを看破し、外臣某より大日本天皇陛下に奉るの書を擬草して天下に發表し、學者間の問題となり、保守派の人々をして切齒扼腕せしめたりしが時勢は駸々として進んで止まず宣教師の勞苦空しからず終に基督教會の設立を見るに至りき。

第六節 日本基督公會の設立

日本基督公會は我が日本基督教會の前身にして又實に日本に於て新教最初の教會なり、明治五年一月、勅

名の有志者相集りて初週祈禱會を開けり、これ一八七二年一月即ち明治四年十二月横濱居留外人の同地に催せし萬國福音同盟會の新年初週祈禱會に倣ふて催せしものなりしが、宣教師に關ある洋學生の出席するもの多くして意外の盛況を呈し、祈禱につぐに祈禱を以てし、熱誠あふるべきかりにして感興盡くる時なく一週間の祈禱會は延いて數週間の長きに亘りて尙已まず、中には感泣して以て神に訴へ日本に聖靈の降臨あらんこと尙初代教會設立當時の如くならんことを祈りしものありしが遂に聖靈の降臨となりて數名の回心者を興し、爰に日本に於ける最初の基督教會を出生するに至りぬ。此れ實に明治五年陽曆二月十日なりき。此の時洗禮を受けし者は押川方義、吉田信好、篠崎桂之助、柿部漸、竹尾忠男、大坪正之助等、下九名にして、先に洗禮を受けたる所の小川、仁村の二名と合して會員十一名なりき、而して小川義綏選ばれて最初の長老となり、仁村守三執事となり、宣教師ゼームス、バラは殊に教會設立に與つて努力せしを以て聘せられて假牧師となる。其組織は米國長老教會の憲法に倣ひたれど政治上に於ては外國何れの教派にも屬せざる非教派主義を標榜し日本獨立の教會として建設したるものにして名けて日本基督公會と稱す、其遵奉せし所の信條は頗る簡單にして聖書を標準として新教各派に共通の要義を採用し、爰に新教各派合同の基礎を据へ十字架の旗飾を鮮明にし將來日本に設立せられんとする各派の教會を打て非教派主義の一團となし其勢力を集注して以て日本の宗教界に活躍奮闘し因て以て日本に基督の靈的王国を建設せんとの崇高遠大なる目的にてありき。その理想を實現するの難易如何は固より問ふ所にあらざりしなり。

第七節 日本傳道の進歩

切支丹禁制の中に生れ出でし日本基督公會は其信仰に於て其組織に於て極めて幼稚なりしと雖も、内宣教師に對しては非教派主義を主張し、外異教徒に對しては死を決して基督の福音を宣傳せんとす、その意氣當るべからざるものありし。恰も好し明治政府は基督公會設立の翌年即ち明治六年二月二十四日の布告を以て

國內處々に掲げありし基督教禁制の高札を撤去し、尋いで先きに捕へし天主教徒を放還したり、これ固より基督教を公認したるにあらざりしも、これより政府の基督教に對する態度大に緩和し殆ど默許の姿となり傳道は上非常の便宜を興へたり。隨て日本に於て基督教の宣布漸次擴張して設立當時僅に十二名の會員を有せし横濱日本基督公會は明治六年の末に至り大人六十二人小兒十三人の多數となり(翌七年には百十九人となる)其中より長老小川義綏、栗津高明等七人は東京に移り、同所にて洗禮を受けし高橋六郎(安川亭)と合して、同年九月二十日を以て東京公會を組織す、後の新榮教會是なり。その遵奉せし信條規則は横濱公會のそれと同一にして、時に之を横濱公會の支會と稱す、小川義綏選ばれて復た長老となり、米國プレスビテリアン派の宣教師デビット、タムソン假牧師となる。初め鐵砲洲に會堂を有したりしが、後築地新榮橋の傍らに新會堂を建築してこゝに移れり。これより基督教の勢力次第に振ひ教會の設立各所に類々たりき。

第八節 宣教師會の決議

初め横濱基督公會が非教派主義を標榜して設立せらるゝや、其快舉は外國宣教師に深刻なる印象を與へたるものゝ如く、教會設立後六ヶ月即ち明治五年九月横濱に會合せし第一回宣教師會は滿場一致を以て左の如く、決議をなせり、曰く。

夫れキリストの教會はキリストに在て一體たり、プロテスタント教徒間の諸派分立の如きは偶然の出來事にして、キリスト信徒の精神的一致を妨げず、然れども既にキリスト教國に於ても尙此れが爲め教會の一體たることを曖昧にするの嫌ひあり。況んや諸派分立の歴史を了解せざる異教國に於てをや、且つそれ吾等宣教師等は顯著なる差別より生ずる弊害を避けんが爲めに傳道の方法を一定せんことを希望するが故に、吾等は本會議に由て與へられたる此の最初の機會を利用して自今吾等の援助に由て設立せらるべき日本諸教會に於ては成るべく其名稱及び組織を同一ならしむべく努力せんことに同意す。即ち其名稱は基

督公會と云ふ合同的のものとなし、其組織は各教會の政治を其會員の協賛に由り教師職及び長老職に由り執行せらるべきものとす、右決議す。

此の會議に出席したるものは宣教師、長老、女教師等にして當時日本に傳道し居たる各宗派の代表者を殆ど總て網羅したるものなれば、其決議は最も有力なるものなりき。爰に於て非教派宗教の前途坦々として平地を行くが如く、將來日本に於ては歐米に見るが如き宗派分立の弊を避くることを得べしとの希望に充されたり。

参考、當時日本に宣教師を派遣し居たる教派は前に掲げたる四教派即ち米國プレスビテリアン派、ダツチレホルムド派、米國監督派、自由浸禮派の外英國のジー、チヨルチミツシヨン及びアメリカンボールドの二傳道局にして前者の最初の宣教師エンソルは明治二年一月を以て長崎に來着し、後者の最初の宣教師デー、シー、グリーンは同年十一月を以て神戸に來任す、而して第一回宣教師會議に出席したる者は米國プレスビテリアン派よりはヘボン、タムソン、ルーミス、カラゾルス、ミロルの五人、レホルムド派よりはエス、アール、ブラオン、フルベツキ、ゼームス、バラ、スタウト、ウルフの五人、アメリカンボールドよりはデー、シー、グリーン、オー、エム、ギユリツキ、デビス、ベリー、ゴルドンの五人其外英國領事館の假教師サイル、在上海の監督教會の宣教師ロベルト、ネルソン、在留外國人の組織し居たる東京横濱一致教會の長老艦長ワトソン、醫士エリオット、教師グリフエス、横濱日本基督公會の長老小川義經(9)婦人一致傳道局のブライン夫人、クロスビー嬢、ビヤソン夫人及び數名の宣教師夫人なりき。而してバプチスト派の宣教師が參列せざりしは其派唯一の宣教師ゴブルが米國へ歸省中なりしが故なり、ジー、チヨルチ、ミツシヨンのエンソル、ブルンサイドは出席せざりしも通信によりて此の會議と聯絡をなせり、而して當時大阪に居りしと思はるゝ米國監督派の監督ウイリアムス、宣教師エー、アール、モリス

の列席せざりしは何故なるか明ならず。

第九節 非教派主義の経緯

然るに爾來諸ミツシヨン各自の傳道著しく進歩せしより、諸派宣教師中自派の教會を設立せんと企圖する者あり、隨て宣教師會議の決議案に對し種々の解釋を試むるものありて是非の議論紛々たり、而してレホルムド派の宣教師は擧て日本基督公會に協力せんとしプレスビテリアン派の宣教師は二派に分れタムソン一派は非教派主義を賛成して日本基督公會と行動を共にせしにかゝはらずカロザルス等の一派は自派の教會を建設せんと試み、明治六年十二月三十日日本國傳道局の訓令により日本長老會(中會)を設立し夫の決議案に對して自由行動を取るに至り、非教派主義に一大龜裂を生じたり。爰に於て日本基督公會は明治七年の初め更に改めて非教派的獨立主義を固守することを決議し、東京、横濱在留の各派宣教師に書面を贈り、或は使者を派して、協和寛容以て日本基督公會の主義を扶掖せんことを勸告し、更に書を米國、プレスビテリアン教會及びレホルムド教會に贈りて、其派遣せる宣教師バラ、タムソンの日本基督公會の爲に盡力するを認許されんことを以てし殊に又當時米國に在りて會衆派(組合教會)に屬し神學を學びつゝある新島七三太(襄)の歸朝近きにありと聞き、横濱公會は衆議の上氏を牧師に招聘すべきことを可決し直に招聘書を發送せしが終にその承諾を得るあたはざりき。是れ實に明治七年二月のことなりき。

第十節 非教派主義の努力

此の如く日本基督公會が非教派主義に熱心して勸諭これ努めしにかゝはらず、各派宣教師の態度は多く教派主義に傾きたり、此の際東京公會假教師タムソンの如きはプレスビテリアン派宣教師中に在りて殆ど孤立の姿となり、四面楚歌の中に在りて奮闘努力せしは偉と云ふべし。然れども大勢非教派主義に否にしてその前途陰影濃密なる者なりき。既にして關西の地に神戸、大阪兩公會の設立せられしとの(神戸公會は明治七年

四月十九日大阪公會は同年五月廿四日設立せらる。報に接するや是實に空谷の聲音にして非教派主義の爲に一條の光明を認め爾來互に通信してその交際を睦まじくせしが更に相會して協議する所あらんと欲し、明治七年十月神戸、大阪、東京、横濱の四公會は各々代員を派して横濱に會して、一般公會の共通規則及び信條を採用し、毎年相會して教務を議するの約を結び、第二回の會合を神戸に開くことを決議して散會し、以て公會の基礎を強固にせんと試みたり。然るに次回の會期に先立て神戸公會は書面を以て政治上の合同を非として先きの決議を取消し期日に至り（明治八年四月）横濱公會の代員バラ、奥野の神戸に至るや、阪、神公會の代員デビス、新島の二人は之に會し先きに採用したる公會信條には、同意なし難き節ありとの故を以て斷然合同を謝絶し、その會合は單に親睦を厚ふするの集となり、何等公會の政治的事務を取扱ふこと能はざりき。蓋し阪、神の公會はアメリカンボールド（組合派）の援助によりて設立したるものにして、箇々教會の獨立主義を主張し、政治上の合同を非とし、先きの宣教師會議の決議に對し解釋を異にしたるより起りしが如し、爰に於て名稱を同ふして其主義を異にせる二箇の公會關の東西に分立するの奇觀を呈し、教派分立の勢を増長するに至り、かてて加へて其頃新に日本の傳道に着手せしメソヂスト派、バプテスト派等の其教派を盛に擴張せんとするあり非教派主義中の有力者の一人なる長老本多庸一は弘前日本基督公會を率ひメソヂスト派に轉會するあり、東京公會の長老栗津高明の母教會より分離して別に教會を組織するあり諸派の教會續々として設立せらるゝあり、教派主義の勢いよく盛にして、非教派主義の實現ますます困難となりぬ。

第十一節 諸教會の設立

此の際に於て我が日本基督教會に關係ある教會の設立せられしものを擧ぐれば左の如し。

○日本基督公會に屬せしもの

一、青森縣弘前日本基督公會。明治八年八月設立、會員十五名、横濱公會の會員本多庸一がその郷里弘前英學校の教師メソヂスト派宣教師インダと協同盡力して組織したるものなり。本多庸一最初の長老たり。

二、長野縣上田日本基督公會、明治九年十月八日設立、會員三十七名、横濱公會の會員並にレホルムド派宣教師等の努力によりて成りしものにして稻垣信、之が最初の長老たり。

三、長崎縣長崎日本基督公會、明治九年十二月二十三日設立、會員十二名、長崎在留のレホルムド派の宣教師の盡力によりて起りしものなり、瀬川淺最初の長老たり。

○日本長老公會に屬せしもの

一、横濱住吉町教會（後の指路教會）明治七年九月十三日設立、會員十八名プレスビテリアン派宣教師の盡力によりて成りしものなり、南小柿洲吾最初の長老たり。

二、東京第一長老教會、明治七年十月設立、會員不詳、プレスビテリアン派宣教師カロザルスの盡力により起りしものなり、明治九年四月二派に分離し一は露月町教會となり他は獨立の銀座教會となれり。

三、千葉縣法典教會、明治八年十二月設立、會員九名。

四、東京府品川教會、明治十年六月十一日設立、會員二十二名。

五、千葉縣大森教會、明治十年七月二十一日設立、會員四十八名。

第十二節 一致教會の設立

基督教會分立の趨勢以上の如く旺盛にして非教派主義振はざるの時に際し、日本基督公會と日本長老教會と相合同して一大教會を組織しては如何との議内外人の間に起り、先づ日本長老教會に關係ある米國プレスビテリアンミツシオンは、日本基督公會に關係あるレホルムドミツシオンに對して合同一致の交渉を開始したり、これ實に明治九年五月の事なりき。レホルムドミツシオンは此交渉に應諾して協議會を開き、且つ同じく長老政治を採る所のスコットランド、ユーナイテッド、プレスビテリアンミツシオンに對し其加入を勧誘

し之が承諾を得たり。此ミツシヨンの日本傳道を開始したるは明治七年三月にして其最初の宣教師はロベルト、デビソン醫學博士ヘンリー、フオールツ夫妻及びヒュー、ワデル夫妻なりき。斯くて英米兩プレスビテリアン、ミツシヨンは、各二名の委員を擧げて日本基督公會の憲法改正委員たるタムソン、ミロルと會し、(篠崎桂之助も憲法改正委員の一人なりしが合同の内相談には與からざりき)合同一致の基礎たるべき教會政治の編成、信條の選定に着手し、其草案成るに及び之を日本基督公會及び長老教會に提出してその採否を討議せしに双方共議論百出して殆ど否決せんとするの形勢なりしが、漸くにして議まとまり終にその採用する所となれり。初め委員等が憲法信條草案を編成するに當り最も議論ありし問題は新設合同教會の名稱、外國宣教師等の日本の基督教會に對する關係等なりき。就中その採用すべき信條に關して最も困難を感じたりしが、熟議の末終にウエストミンストルの告白、ドルト大會の經典、ハイデルブルグ大小問答を採用するに決せり、而して又日本人の間に最も異論ありしも此等の信條を採用する事にてありき。當時新潟に在りて蘇國の醫士バームを援けて傳道しつつありし押川方義はこの信條採用に異議を唱へ、斷然分離して仙臺に趣き獨立布教に従事せり。

第十三節 第一回の中會

斯くて明治十年十月三日日本基督公會及び長老教會所屬の各箇教會の代員(八名)及び關係諸ミツシヨンの宣教師(十二名)は横濱海岸教會堂に會合せり、これその教會政治(憲法)に規定せる第一回の中會にして爰に日本基督一致教會の成立を見るに至れり、是の會議に於て議長は最初日本に於て教會合同の義を主張せしブラオンの豫定なりしが、長崎よりの汽船延着の爲め、舊日本基督公會のタムソン議長となりて議場を整理せり、而して此の中會に於て舉行決議されし重大事件は東京、麴町、淺草、牛込三教會の設立願を許可したること又小川義經、奥野昌綱、戸田忠厚の三名を教職に任じたることなり。蓋し日本人にして基督敎の教

職に任ぜられしは此の三名を以て初めとす。

第十四節 一大會三中會の組織

明治十四年四月開會したる代議會は、全國を三分して三中會となし、其の上大會を置きて之を總括することを議定し、左の通り中會區域を劃定したり。

- 一 北部中會 東京日本橋以北十二教會を含む
- 一 東部中會 同日本橋以南八教會を含む
- 一 西部中會 中國及び九州に在る三教會を含む

第十五節 宮城中會の建設及び協力ミツシヨンの増加

明治十八年十一月開會したる第三回大會は、宮城縣下仙臺外三教會の加入を容れ、同時に宮城中會組織の議を決し、更に全國を分けて左の五中會となせり。

東京第一中會、東京第二中會、浪花中會、鎮西中會、宮城中會、右宮城縣下四教會の加入と同時に、我が協力ミツシヨンの一となりしはゼルマン、リフオームド、ミツシヨンにして、此のミツシヨンの宣教師は、明治十二年始めて我國に渡來し、押川方義氏等と共に専ら東北地方に傳道したり。

明治十九年、米國南プレスビテリアン、ミツシヨン、我が協力ミツシヨン中に加入す。此のミツシヨンの最初の宣教師は明治十八年渡來せり。

明治二十年、米國婦人異邦傳道會、我が協力ミツシヨンに公然加入す。此の傳道會は明治初年よりして實際我教會と協力したる者なるが、茲にその名實を一にせるなり。

明治二十二年、カンパランド、プレスビテリアン、ミツシヨン、その所屬教會九個を以て來り協力ミツシヨ

ンに加入す。此は明治十年以來、大阪附近及び紀伊地方に傳道したる者なり。

右の如くにして我教會と協力提携せるミツシヨンは都合七個となれるも、明治二十四五年の交、スコットランド一致長老派に屬する宣教師ワデル、デビソン氏等病を以て歸國するに至り、前後二十五六年間我國のため盡力せる同派は自ら我國より手を引くこととなりぬ。

第十六節 教會名稱の變更及び山陽中會建設

明治二十三年開會したる第六回大會は、日本基督公會の信條及び憲法規則を改定し、同時にその名稱を改めて日本基督教會となせり。

明治二十四年十一月開會したる第七回大會は鎮西中會に屬する數個教會を以て新に、山陽中會建設の議を決したり、茲に於て全國六中會となる。

第十七節 高知縣下大舉傳道

明治二十六年、前大會に於て、高知縣下に一ヶ年間八名乃至十名の傳道者を送りて大に傳道せしむとの決議に従ひ、内外教師を交るゝ同地に派遣し大に傳道したるが、其の結果として百七十人の受洗者と數百人の求道者を起したり。

第十八節 傳道局創立

明治廿七年七月開會したる第九回大會は、日本基督教會當初の志を貫徹して、新に獨立の傳道機關を創設したり。

第十九節 臺灣傳道の着手

明治廿八年の大會は、新に我國の領土に歸したる臺灣傳道開始の決議をなし、廿九年六月より其實行に着手し、茲に始めて海外傳道の宿望を果し得たり。

第二十節 大會常置委員の設置及び中會の合併

明治三十年開會したる第十一大會は、新に常置委員五名を擧げ全般に關する事務を行はしむるの制を立つ。

明治三十一年十月開會したる第十二回大會は、東京第一東京第二の中會を合併して一中會となすの議を決し之を東京中會と稱せしむ。

第二十一節 特別傳道

明治三十三年七月開會せる第十三回大會は、翌年春季を以て、全國に特別巡回傳道を行ふの議を決し、特に之が爲め委員十三名を擧げて其の事に當らしむ、茲に於て明治三十四年の春より夏へかけ全国各地に巡回傳道盛に行はれ我教勢大に張る。

第二十二節 傳道局の大擴張及び北海道中會建設

明治三十四年十月開會したる第十五大會は、傳道局（明治廿七年創設）の組織を變更し、總裁一名理事十名幹事一名會計二名とし、片岡健吉氏を總裁に、貴山幸次郎氏を幹事に擧げ、翌年度豫算金額四千圓を議定したりしが、越へて明治三十五年十月開會せる第十六大會は傳道局事業の擴張を是とし、翌年度豫算金額七千五百圓を議決し、臺灣に傳道地を増加する外に、北清傳道着手を議定したり。

明治三十六年三月、北海道中會、同道に在る四教會を以て創設せらる、茲に於て全國別れて六中會となる、（東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道）

明治三十六年十月開會せる第十七大會は、傳道局翌年度豫算金額八千圓を議決し、又朝鮮傳道開始を可としければ、翌年二月より釜山に傳道者を送りたり。

第二十三節 戰時傳道と傳道局獨立滿十年祝會

明治三十七年二月我國の露國と戦端を開くや、傳道局理事及び大會常置委員は協議の上、戰時傳道部なる

ものを特設し、同年四月東京に於て聯合祈禱會を開きたるを手始とし、順次全國要地及び臺灣に傳道し、大に教勢を振起し又出征軍人及びその家族を慰藉したるが、恰かも此の年は我傳道局の獨立後滿十年に相當するを以て、十一月廿七日をトして東京市神田青年會館に於て滿十年祝會を開きたり。

第二十四節 臺灣特別傳道及び臺灣中會建設

明治三十八年十月東京市芝教會に於て開會せる第十九大會はその年の末より翌年の末まで一ヶ年間臺灣に特別傳道を舉行するの議を決定し、之が實行を傳道局に命じたり。此に於て局は同島に數回の應援を與へたるが、その効果空しからず、明治三十九年の年末に至り、臺北、臺南、基隆の三教會代員等は臺北に會合して茲に目出度臺灣中會建設の式を擧げたり。茲に於て我日本基督教會は全國七中會となる（東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道、臺灣）

第二十五節 滿韓傳道と新教會の設立

日露戰役の結果韓國は我が保護國となり、南滿洲亦我勢力範圍内に入ることとなるや、我傳道局は此等地方に傳道の大必要あるを認め、從來の傳道地たる天津釜山の外に新傳道地として大連、營口、安東縣、旅順（以上滿洲）京城、群山（以上韓國）等を選定し、或は之に定住傳道者を送り、或は有力者を派して巡回傳道せしめなどしたるが、天津大連等の各教會は一二年を出でずして獨立自給教會となり、旅順京城等亦近き將來に於て教會組織を見んとする教勢を馴致したり。

第二十六節 特別傳道及び祝謝傳道

明治三十九年十月東京市富士見町教會に於て開會せる第二十回大會が、時勢の要求に鑑みて議決し、之が實行を傳道局に託したる特別傳道は、同年末より翌年九月まで東京市を始めとして全國樞要地二十餘ヶ所に傳道したり。然るに明治四十年十月東京市芝教會に於て開かれたる第廿一大會は、更に特別傳道繼續に議決

したりしかば、第二回特別傳道は、同年末より翌年九月まで全國五十餘ヶ所に行はれ我教會の教勢振起に多少貢獻する所ありき。

然るに明治四十一年十月横濱指路教會に於て開會せる第廿二大會は、翌明治四十二年は我國にプロテスタント教宣教開始後五十年に相當すればとて、更に第三次特別傳道舉行の件を議決し、之が實行を傳道局に命ぜしかば、局は運動の方針を新にし、規模を大にし、傳道資金五千圓を豫算し、自ら主となりて別に祝謝傳道會なる者を設立し、植村正久會長並に實行委員長となり、明治四十二年四月全國より牧師傳道者數十名を東京に招集し盛んなる修養會を開き、同時に宣教開始五十年大祝會を催し、之を手始めとして東京及び全國各地方に巡回傳道者を派遣し又は定住傳道者を置きなどし、明治四十三年二月を期して、十個の新獨立教會を得んとて熱心盡瘁したり。其の結果は豫期の如くならざりしも、新に數個の獨立教會を得たるのみならず、掉尾の運動として、明治四十三年三月再び東京に於て盛なる修養會を開き且つ市の中央なる有樂座に於て大演說會を催はし、次で青年會館に大說教會を開きて、新に多數の志道者を得、茲に芽出度祝謝傳道會を終れり。而して又祝謝傳道會の末期に起りしチャプマン氏委託傳道集會は、東京を始め各地に活動して、得たる所の志道者一千餘名の多きを算するに至れり。

第二十七節 協力問題の決定

過去數年間我教會の同人間に紛糾して辯難論議の種子たりし外國ミッション協力問題は、明治四十二年東京市麹町教會に於て開かれたる第廿三大會に至りて全く解決せられたりと云ふべき歟。此大會は曾て大會が下せる協力の定議に基きて正式に協力を申込みたる者の外、別に我教會と何等かの關係を保持せんことを冀望する外國ミッションのために別に一ヶの「中合規約」を定め、此の如きミッションをしてその冀望を達せしむるの途を開きたり。此の設備は從來緣故ありし外友に對し好意を表したるものにて同時に協力問題に結

末を著けたるものなり而して數年前より既に協力し來りしもの又は新に協力せしものは、北ブレスピテリアンミツション、及びゼルマン、リホームドミツションにして、申合規約に従ひしものはダツチ、リホームドミツション及び南ブレスピテリアンミツションなり。

第二十八節 憲法規則一部の改正と大會の新局面

數年前より我教會の一大問題たりし憲法規則一部の改正は、複雑なる手續を経て、明治四十二年に至り、彌よその目的を達することとなりしかば、同年十月東京市麹町教會に開かれたる第廿三回大會は、全國各教會の牧師長老神學校教授宣教師（以上正議員）教師及び傳道教會代員（以上員外議員）より組織せられ、從來の大會に比してその面目も自ら一新し活氣著しく加はりたるを覺へぬ。

明治四十三年の大會は、教師試験に關する憲法規則を改正し、教師は凡て大會に於て試験を受くることとなり、試験の内容も大に改まり、漸次教役者の品位を高め、其の精選統一を計ることとなりぬ。

第二十九節 外國傳道の着手

明治四十二年はプロテスタント基督教の、我國に傳道を開始せし以來、恰も滿五十年の祝謝すべき年に當りたれば、同年十月東京に於て開きたる第廿三回大會は、其好記念として新に清國人の間に傳道せんことを決議し、同十一月教師丸山傳太郎を清國の首府北京に派遣したり。

明治四十三年九月朝鮮の併合成るや、新に大邱を傳道地として定住傳道者を送り更に、十月の大會に於ては朝鮮傳道に關して種々劃策する所あり、一には朝鮮の青年傳道者を養成し、一には我が青年傳道者に朝鮮語を學ばしめ、着々朝鮮人の間にも傳道の歩武を進めんことを決議せり。而して有志信徒の集會に於ては、進んで朝鮮傳道後援會なるものを設け、弘く資金を募集し、傳道局の朝鮮に對する傳道事業を應援することとなり。

第三十節 日曜學校同盟の創設

明治四十四年十月の第廿五回大會は、我が日本基督教會に在る二百七十六個の日曜學校同盟を設け、特別委員を常置して、其の連絡統一發展を計らしむることを決議せり。

第三十一節 家庭禮拜曆の發行

同大會は聖書研究、家庭禮拜等の良習慣を規則正しく養はしめんがため、前大會に於て擧げられたる委員等の編纂に係はる家庭禮拜曆を調査し、明治四十五年一月より之を採用することを可決せり。

第三十二節 傳道教會資格標準一定

同大會は傳道教會の資格標準を、現住陪餐者十五名獻金年額六拾圓と定め、既設の傳道教會には向ふ三年の猶豫を與へて、其の時資格なきものは解散することとし、傳道地の整頓發達の上少からぬ便利と奮勵とを與へたり。

第三十三節 在外長老教會との連絡

同大會は朝鮮臺灣の長老教會に交誼を厚ふするため、大會議長より問安書を送ることとなしたるが、尙ほ大平洋沿岸の日本人長老教會と將來の連絡を取らんためその方法につき審議したり。

第三十四節 滿洲中會の設立

傳道着手後僅に六年半にて、滿洲部内に三個の獨立教會を見るに至りたれば、明治四十五年六月大連市に於て、日本基督教會滿洲中會は建設せられたり、我教會が海外の傳道に率先盡力して、着々其の効果を擧ぐすることは、如何計り一般傳道心を鼓舞作興せしや知るべからず、吾儕の深く感謝すべき處なりとす。

第三十五節 日本基督教會創立四十年祝會

大正元年十月仙臺に於て大會閉會中、仙臺日本基督教會に於て我教會創立の滿四十年祝會を開き、井深、

植村二氏の演説、知事、市長及び各ミツション代表者の祝辭あり、數百の來會者皆既往の神恩を感謝し更に將來の希望を堅ふせられたり。

第三十六節 日本基督教會婦人傳道會社

大正二年四月有志婦人に由て創立せられたる同社は、同年十月の大會に同社長渡邊たつ子より規則書及び現況報告書を添へて、其の承認願を提出せられたれば、大會は感謝と満足とを以て之を承認したり。

第三十七節 朝鮮中會の建設

大正三年十月の大會に於て決議せられたる同中會建設式は、大正四年七月京城に於て舉行せられたり傳道着手後十年餘を経過したり。

第三十八節 日本基督教會總務局の設置

大正三年十月第廿八回の大會は、日本基督教會の庶務傳道財務一切の事務を總轄進捗せしむる目的を以て、總務局設置を決議し、大正四年一月より之を實施することとせり。隨て從來大會常置委員及び傳道局の執り來れる事務は、一切之を總務局に譲渡することとなり、同委員等は皆自然に消滅せり。總務局最初の條例にては理事長一名、理事十四名、幹事、會計、書記、各若干名なりしが、翌大正四年十月の大會にては、更に條例を改め、理事長一名、理事七名、評議員廿二名、幹事、會計、書記、各若干名となせり。

第三十九節 週一獻金の創始

大正四年第廿九回大會に於て新に設けられたる總務局評議委員會にては、一週一錢の獻金を普く全國の教會員より集むるの新案を決し、其趣意書及び週一獻金袋を配付して、一般會員に獻金と共に傳道の爲に祈るの習慣を養はんことを奨勵したり。

第四十節 全國巡回傳道並に新潟縣下特別傳道

同大會にては全國各派の協同傳道に伴ひ、我教會も總務局をして、全國を廿五區に別ち、悉く之を巡回傳道することを決し、且つ新潟縣下有志の特別資金に依り、同縣下に特に一年四回の有力なる應援傳道をなさんことを決し、大正四五年に亘りては、一般に教勢の振起を見るを得たり。

第四十一節 海外傳道精神再勃興

新開地傳道に銳意率先せる我教會は、近年聊か其意氣沈滞せるやの感ありしが、大正五年十月第卅回の大會に於ては、再び海外傳道の意氣勃興して、一日朝鮮、滿洲及び臺灣生蕃傳道等に關する特別の演説會も開催せられ、一般に其責任使命の重大なることを自覺せしめたり朝鮮京城に於ける一有力なる朝鮮人教會が其指道者李源兢氏と共に我が朝鮮中會に入會せるも、此年のことなり。

第四十二節 ルーテル宗教改革開始滿四百年記念會

大正六年十月廿八日の日曜日を期して、全國日本基督教會は、總務局理事會の提案に基き、各々有益なる記念禮拜若くは講演會を開きたり。

第四十三節 信州五ヶ所の傳道地引受及同縣下特別傳道

大正七年一月より總務局は、米國リホームドミツションより長野松本諏訪伊那飯田の五傳道地を引受くることとなり、特に同縣下有志の特別資金に依りて、一年數回の應援傳道をなすことを決し、一般に教勢の振起を見ることを得たり。

第四十四節 教職者大會

數名の篤志者の寄附に依り、二千餘圓の資金を以て、全國教職者を鎌倉に招集し、大正七年五月十四日より五日間、有益盛大なる修養會を開きたり。

第四十五節 三大集會

大正七年十月東京に於て開かれたる第卅二回大會の際には、奉仕者大會、婦人大會、信徒大會、の三大集會を催し、何れも盛會にてありき、日本基督教會にありて之れまでなかりし集會なりき。

第四十六節 傳道局創立二十五年記念會

大正八年十月の第三十三大會に於て傳道局創立廿五年記念會開かれ、井深、植村二氏の演説、來賓の祝辭あり、盛なる會合にてありき。

第四十七節 傳道局及大會常置委員の設置

同大會に於て傳道局及大會常置委員を復興し、總務局の取りたる事務を分つこととなれり、傳道局は理事十二名、幹事、會計を置き、大會常置委員は委員十一名（昭和七年第四拾）を置くこととなれり。

第四十八節 憲法規則の改正

從來我が日本基督教會が準據し來りたる憲法規則は明治二十三年の制定にかゝるものなるが、頗る不備の點あると、時代の要求に適應する必要あるとにより、之が改正を求むるもの少からず、因て大會は大正三年開かれたる第二十八大會以來、幾度か専任委員を置き、又幾度かその草案を改めたりしが、終に昨大正九年開かれたる第三十四大會に至りて、審議の上之を裁定し、本年（大正十年）一月一日より之を實施することとなしたり、我が憲法規則制定後滿三十年にしてこの事あるは奇と云ふべし、改正せられたるは、條章の配置、字句、文章の修正を別としてその重なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、從來傳道者として別に一階級をなしたるものを、改めて教師試補となし、准允後十年を経過するも教師の資格を得ざる者は、准允を取消することあるべしとせしこと。
- 一、從來中會組織に要せらるゝ獨立教會數は三個以上なりしを、改めて五個以上とせしこと、但し此は大正十四年一月より實施するものとす。

一、傳道教會にして一定の資格に達したるものは、大中會に正式に代員を選出する事を得べしとせしこと

一、教師又は教師試補にして日本基督教會以外にその職を奉ずるもの一ヶ年を経るも退會を願出ざる者あらば除名すること。

一、從來神學教師は悉く大中會に於て正議員たりしが、之を制限して一神學校毎に二名の正議員を選出し得るものとせしこと、又各中會とも宣教師二名丈けを正議員たらしむることを得とせしこと。

一、大會に副議長を置くこと。

第四十九節 教會創立五十年記念

大正十年十月の第三十五回大會に於て日本基督教會創立五十年記念に關する左記の決議を爲し尙十月九日午前十時より神戸神港教會に於て記念禮拜を行へり。

日本基督教會創立五十年記念に關する決議案

吾國最初の教會たる横濱海岸教會の創立は明治五年三月十日にして今年は正に五十年に相當す此の歴史的
好機に開かれたる我日本基督教會大會は適當なる記念の實を擧げ教會の一轉機たらしめんが爲め左の事業を
遂行せんことを決議す。

(一) 來年五月頃、我教會と關係ある米國リフォームド諸教會、長老派諸教會に特使を遣り、日本傳道開始以來の成績等に就て報告し、其好意と努力とに對する感謝の意を表し、序を以て彼地諸教會の日本に行ふに最適はしき傳道事業に就て懇談し從來よりも有効にして一層徹底せる協力を行ひ、若くは少とも其端緒を開く様に爲す事、而して其使者は便宜を見計ひ可成、カナダ及スコットランドの長老派諸教會大會をも訪問する事。

但し特使は一名となし關係ミツシヨンと交渉の上その代表者の同行を求むる事。

- (二) 内外協力の事業として、東京に日本基督教會記念館を建築する事。
- (三) 本大會より明年の大會期まで傳道局並に中會は記念特別事業を計畫して倍加傳道の達成を期すること。
- (四) 教師の養成、修養のため補助の方法を講ずる事。
- (五) 日曜學校擴張のため方法を講ずる事。
- (六) 來年の大會期中適當の時に於て掉尾の大集會を開く事。
- (七) 此際内外協力の精神を一層徹底せしめんが爲めに特に委員を擧げ、ミッション代表者との協議會を開き適當の方法を講ずること。
- (八) 以上の事業を遂行するため資金五拾萬圓を募集する事。
- (九) 以上の事業遂行に就ては、關係ミッションより宣教師四名、大會常置委員、及傳道局理事をして之に當らしむる事。但し必要に應じ委員を増加する事を得。

第五十節 特使の派遣

我日本基督教會創立及其進歩發達に特別の關係ある海外諸ミッションに對し、感謝の意を表さんが爲めに特使として三十五回大會に於て選ばれたる大會議長植村正久氏は大正十一年四月十七日横濱解纜の大洋丸にて米國に向け出發せられ、米國カナダ、スコットランドを訪問せられたり。

第五十一節 内外協力傳道

大會決議によりて委員等は、内外協力の精神を熾にし適當なる方法を案出する爲めに、數次熱議の結果現在日本基督教會傳道局及び關係諸ミッションの傳道機關を統一するの要を認め、諸ミッションを代表する委員及五十年運動常務委員より、各協力の傳道局案を作成發表せり。(提案は省略す)

第五十二節 震災救護會

大正十二年九月一日關東大震災火災の爲め、我日本基督教會に於ては、左記十四個教會一講義所及び一神學校全部倒壊焼失し、尙ほ他に十三ヶ教會及びミッション關係の女學校等大破を蒙れり、會員の罹災せるもの其の分明なるものゝみにても、壹千八百七十四人の多きに達せり。

海岸、指路、新榮、芝、兩國、富士見町、明星、淺草、麴町、本所、太田、日本橋、鎌倉、神田、東京神學社、

震災後直ちに大會常置員、傳道局理事東京中會常置員を以て、日本基督教會震災救護會を組織し救護事務に當れり。

第五十三節 第三十七回大會々場の變更

大震災のため大會々場を泉州濱寺に、期日を十一月月上旬に變更したり。

第五十四節 宣言書發表

第三十七回大會は満場一致を以て、左記の宣言書を可決發表せり。

宣言書

日本基督教會の創立せられて、半世紀歴史は正に一進展を思はしむるの秋、不慮の大變災は突如國民の頭上に落下し、神の嚴なる教訓は示されたり。
惟ふに維新以來我國民的努力は帝都を以て代表せられたる物質文化の建設に、傾倒せられ、人間の本領と、人生の目的とに對する正しき考慮を缺きたり、其積弊の及ぶ所人心徒らに感覺的快樂を懷ひ、浮華淫蕩風を作し質實敬虔の徳地を拂ふに至れり、此の時に當り、天殃倏ち下り、國民誇負の幻影轉瞬の間に覆滅し、靈的救養を有せざる國民の實狀、白日の下に暴露せられたり、天災地妖の害は尙ほ耐ふべし、人爲の禍に至りては

轉た痛恨の情を禁ぜざるなり。

五十年記念運動は、爰に於て更に重大なる意義を加へられたり、我等深く自ら戒飾すると共に聖靈啓導の下に水火の冒し能はざる永遠の都を建設するに励めざるべからず、豈啻に罹災教會のみと言はんや、我等は此の振古未曾有の時期に際し、國民的悔改を天下に宣明し以て十字架の恩寵に負ふ使命を完ふせんことを期す。

千九百二十三年十一月

於泉州濱寺第三十七回日本基督教會大會

第五十五節 財務局の設置

大正十三年十月明治學院に開かれたる第三十八回大會に於て、日本基督教會財務局を新設し、財務の統一を計ることとなり。

第五十六節 維持財團法人設立

大正十三年十一月廿一日附を以て、日本基督教會維持財團法人設立許可の指令ありたり。

第五十七節 傳道局創立三十年記念會

大正十四年十月の大會に於て、傳道局創立三十年記念會を開き、井深、多田、貴山、渡邊暢氏等の演説あり、功勞者植村正久氏、貴山幸次郎氏、德澤治氏等を表彰したり。

第五十八節 特別傳道案

大正十五年十月大阪に於ける第四十回大會に於て、千九百廿七年度に約百個の教會に特別傳道を行ひ、基督教の中心使命を傳ふることを決し、教會發展の上に貢献する所少からざりき。

第五十九節 宗教法案反對運動

同大會に於て擧げられたる宗教法案反對實行委員は、數ヶ月に亙る熱心なる猛運動を續けて、終に其目的を達したり。

第六十節 協力ミツション問題

昭和二年九月横濱に開ける第四十一回大會に於ける決議によりミツションとの交渉を各中會にてなし同三年より東京中會は六個所、浪花中會は四十四個所、山陽中會は十二個所、北海道中會は六個所の傳道地を北長老、南長老の兩ミツションより繼承したり。

第六十一節 御大典賀表捧呈

昭和三年十月第四十二回大會の決議に依り大會議長の名を以て同年十一月十日賀表を捧呈す。

第六十二節 宣言書發表

昭和三年十月東京に於て開かれたる第四十二回大會の決議により宣言書を發表す。

第六十三節 教育局設置

同第四十二回大會に於て教育局條例を決議し教育局を設置す。

第六十四節 教職五十年記念表彰

同第四十二回大會の決議に基き在職五十年の記念として聖書を大會議長の名を以て井深梶之助、山本秀煌、伊藤藤吉の三氏へ贈呈し之を表彰す。

第六十五節 四十年以上勤勞の宣教師表彰

同第四十二回大會の決議に依り左記宣教師等に大會議長の名を以て感謝狀を贈呈す。

○アメリカ、リホームド。

エー、オルトマンズ。

エッチ、ヴィ、エス、ピーク。

○合衆國リホームド。

デー、ビー、シユネーダー。

○サウス、プレスビテリアン。

エス、ビー、フルトン。

アール、イー、マカルビン。

○ノウス、プレスビテリアン。

ヂエー、ビー、エレス。

ジー、エス、ピゲロー。

ヂエー、ジー、ダンロップ。

エス、シー、スミス。

テイ、シー、ウイン。

(以下歸米中) エフ、エス、カルチス。

ジー、ダブルユー、フルトン。

ダブリユー、インブリー夫人。

エツチ、エム、ランヂス夫人。

ゼー、レビット。

ヂー、ビー、ビヤソン。

イー、ビー、ミリケン。

エフ、イー、ポーター。

エス、シー、スミス。

第六十六節 特別傳道

同第四十二回大會の決議に依り昭和四年は傳道局設立以後三十五年、朝鮮、滿洲傳道開始以後二十五年を記念するため、特別傳道委員十一名を擧げ傳道局理事と協力し特別傳道を行ふ。

第六十七節 宗教團體法案再び審議未了

昭和四年二月十五日を以て文部當局立案の宗教團體法案は貴族院議院に提出され直ちに同院特別委員に附托となり同特別委員の間に極めて有力なる反對論者起り論難攻撃の結果終に審議未了となる此間對宗教團體法案特別委員十名は實行委員十九名を選び全員協力晝夜寢食を忘れての猛運動を續けられたり。

第六十八節 日本基督教會史刊行

大會歴史編纂委員編纂の日本基督教會史は昭和四年十月初旬發行す。

第六十九節 明治學院神學部及び東京神學社神學校提供

第四十三回大會に於て明治學院神學部を明治學院理事會代表總理田川大吉郎の名に於て、東京神學社神學校を東京神學社理事會代表高倉徳太郎の名に於て、日本基督教會大會に提供せらる。

第七十節 日本神學校開校式

昭和五年三月五日日本神學校理事會成立し同年四月十一日日本神學校開校式を舉行す。

第七十一節 社會局設置

昭和五年十月第四十四回大會に於て社會局條例を決議し社會局を設置す。

第七十二節 傳道週間設定

昭和七年第四十六回大會に於て非常時傳道の一策として、年一回五旬節に始まる一週間を聖別して傳道に献げ、其週間中我日本基督教會員は全國一齊に克己精進して個人傳道に努力すること。

第七十三節 神學校日禮拜

昭和七年第四十六回大會に於て神學教育振興の爲毎年十一月第一日曜日を以て日本基督教會神學校日とし當日の禮拜説教に於て之に留意し且禮拜献金を之が爲に捧ぐる事。

第二 特に記憶すべき大會の決議摘録

- (一) 甲地の信徒若し乙地に轉住する時は特別なる事情の外在住地附近の教會に轉入することを適當とす故に大會は之を各中會に獎勵すること (第十一回大會決議)
- (二) 各教會講義所所屬の會員及求道者にして旅行又は轉住者ある時當局者は直に其の氏名宿所を最寄の日本基督教會又は講義所に報告すること (第十二回大會決議)
- (三) 大會費募集の標準は現住陪餐會員に四分通常献金額に六分を賦課すること (四十年第二十一回大會決議)
- (四) 諸報告は凡て前年の曆年度に依るものとし尙其の年度後大會開期までの狀況は備考として報告することとに一定すること (四十一年第二十二回大會決議)
- (五) 日本基督教會に屬する一個教會は其の事情に於て必要ある場合に他の一個教會の長老を選舉して大會に自己を代表せしむるも差支へなし (同上)
- (六) 認可神學校よりは大會毎に其の報告書を出さしめ委員を擧て之を調査報告せしむること (四十二年第二十三回大會決議)
- (七) 自今中會より提出する建議案には代表者を立つる慣例を此の大會に於て定め置くこと (同上)
- (八) 從來教情調査の報告は大會常置委員に於て各中會より提出せる報告に基き之を爲すの風なる處右は統計其の他に付ては當然のことなれども吾等は更に適切に各地方教勢の消長地方各己の要求施設等に付き又は各地方特殊の出來事就中信仰上の傾向等に關し之を聞かんことを欲す故に次期の大會より常置委員報告の外各中會に於て代表者を立て右等に關する演説をなさしむること (同上)

(備考)

大會に於ける教狀報告は爾今文書を以て報告するにとゞめること可決 (大正十二年第卅七回決議)

(九) 教師は其の在職中長老たることを得ず (四十二年第二十三回大會決議)

(備考)

教師試補も亦教師と同様其資格を有する間は長老たることを得ず (大正十四年第卅九回決議)

(十) 教會は洗禮を志願するものを先づ會友とすることを得

第一 會友の加入は小會又は委員會の決議を経べし

第二 會友は禮拜に出席し献金をなし基督教傳播のため力を盡すべし

第三 會友は左の資格を備ふるものとす

一 深く基督の人格を慕ひ身を其の指導の下に置き信仰の道を修め新らしき生命に進まんことを志すこと

二 右の目的を以て教會に屬し教會の兄弟姉妹と親しみを厚ふし力めて基督教を學び洗禮を受くるの準備をなすことを約束すること

第四 會友は第三項の會友資格の二ヶ條に就き誓約すべし

第五 會友は教會の會議に與り又聖餐式に與かることを得ず

第六 教會は會友の名簿を整頓し置くべし

第七 會友誓約を破り又敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議にて除名すべし

(十一) 教會は便宜客員を設くることを得 (四十三年第二十四回大會決議)

- 第一 他教會の會員にて常に其の教會に出席し且つ献金をなし傳道の爲めに其の力を盡すも轉會し得ざる事情あるものを客員となすことを得
- 第二 客員の加入は小會又は委員會の決議を経べし
- 第三 客員は會議に列し會吏となることの外は會員と異なることなし
- 第四 教會は客員の名簿を整頓し置くべし
- 第五 客員敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議を経て客員名簿より取り除くべし (同上)
- (十二) 傳道教會の資格標準は現在陪餐者十五名献金年額六十圓とし既設の傳道教會は向ふ三ヶ年の猶豫を與へて其の時資格なきものは解散すること (四十四年第二十五回大會決議)
- (十三) 教師試験志願者に對する決議案
一 教師試験を受けんと欲するものは大會開期三ヶ月前に履歴書及推薦書を添へ試験委員長に宛て志願書を提出すべき事
- 二 受験者は試験委員長より試験問題及説教の題目を受領したる時は大會開期一ヶ月前に其の草稿を委員長に提出すべき事 (大正元年第二十六回大會決議)
- (十四) 葬式決議案調査委員報告
凡そ葬儀に參列しては信者未信者の別なく死者に對して相當の敬意を表すべきは無論の事なりと雖死者の靈に對して柩を供へ又は焼香するは死者を神佛として禮拜するものと誤解せらるゝの嫌あるを以て單に敬禮又は脱帽等の方法に依りて敬意を表するを可とす (大正二年第二十七回大會決議)
- (十五) 社會問題の決議案
第二十七回日本基督教會大會は社會の狀況と其必要とに鑑み左の諸項を決議す

一、我教會は勤勉にして賢き方法により直接傳道に勵むべきは勿論機宜に應じ其の力を計り青年及勞働者間に於ける精神教育及貧病者救濟等の社會事業にも心を用ふべきこと

二、我教會は信徒を督勵して左の諸件に付特に基督教道徳を發揮せしむること

(い) 家庭の風儀を緊肅し子女の宗教教育に注意すること

(ろ) 勤勉質素信義及禁酒禁煙の美風を發揚すること

(は) 婚約の成立婚姻の儀式を慎重にし且從來の風習に鑑みて葬儀及祖先記念を鄭重に行ふこと
(大正二年第二十七回大會可決)

(十六) 大會を有効ならしむる建議案

第一 大會は今一層有効ならしむる爲め大會開期中修養會並傳道集會を催すこと

第二 教會傳道局並關係ミツシヨンに交渉して教役者を大會に出席せしむること

第三 右の實行は大會常置委員並現今の教役者會委員に附託すること (大正二年第二十七回大會可決)

(十七) 日曜學校建議案

日本基督教會日曜學校同盟事業の一部として左の三項を建議仕候

一、臨時必要に應じ日曜學校巡回教師を置くこと

但し右費用百五十圓を計上し讚美歌賣上配當金より支辨すること

二、日曜學校に對する興味を増進する爲め大會又は中會開催毎に日曜學校生徒大會又は日曜學校教師講習會を開くこと

三、大會の決議を以て未加入日曜學校に對して加盟勸告書を發すること (大正二年第二十七回大會可決)

(十八) 教會員轉籍の決議案第十一回大會の決議即ち(一)参照

教會員もし他郷に移轉し其の地に日本基督教會の存在する場合は必ず速に之を通知し且つ本人をして成るべく其教會に轉籍せしむること (大正三年第二十八回大會可決)

(十九) 日本日曜學校協會加入建議案

我日本基督教會が所屬日曜學校事業振起の爲に益々其日曜學校同盟の發展を期すると共に教派を問はず世界的に統合連絡せられたる日本日曜學校協會に對しても正しき理解を以て其の發達を圖らんが爲めに大會は普く所屬日曜學校に向て日本日曜學校協會に入會せん事を勧誘せられたし (大正三年第二十八回大會可決)

(二十) 大會書記の任期を三ヶ年とす (大正十年第三十五回決議)

(二十一) 教役者扶助金増加に關する建議案

教役者恩給扶助基金増加の爲め教役者、長老、執事委員をして毎月一口(十錢)以上の献金を成るべくなせしめ、資金充實の爲め教會、傳道教會、傳道所をして維持献金の一分(百分の一)を成るべく支出せしむる事 (大正十一年第三十六回決議)

(二十二) 神學校認可標準立案委員報告

委員は左の條件の具備を以て認可の標準となすを適當と認む

- 一、専門の學術を修むるに足る校舎圖書其他の設備を有すること
- 一、憲法に規定せる神學教師たり得べき専任教授を二名以上有すること
- 一、入學資格を中學校卒業若しくは同等以上の學力を有する者と爲し豫科本科を通して五ヶ年以上の課程を教授すること (大正十二年第三十七回決議)

(二十三) 教會所屬問題調査委員報告

臺灣中會の建議案に基き教會所屬問題につき調査せし結果「委員等は海外遠隔の地にある傳道地に教會を

建設する場合は、地理上の關係尤も近き中會に屬せしむべきは勿論なれども、場合によりては、便宜上教會の希望により、教會と縁故深き中會に屬することを得」と決議せり (大正十二年第三十七回決議)

(二十四) 舊教師試験規則に依りて受験中の者に對しては次回より既に合格したる科目の外凡て新規則によりて試験を行ふべきものとす (大正十五年第四十回決議)

(二十五) 協力ミッション問題報告

浪速中會の提案に就ては各中會各々其の事情を異にするを以て之を各中會に委任しミッションと交渉の上適當の處置を取らしむること (昭和二年第四十一回決議)

(二十六) 恩給扶助決議案

財務局に於て徵收したる恩給扶助に關する資金は之を恩給扶助規則による會計委員に交附し、該委員をして出納保管の責に任せしむるものとす (昭和二年第四十一回決議)

(二十七) 教役者恩給扶助規則改正案

附則 第一條中恩給金扶助金を左記の通り改正す。

- 一、恩給金 終身年金壹百五十圓を參百圓
- 一、扶助金 甲種(三ヶ年) 壹百五十圓を參百圓

- 乙種(同) 壹百圓を貳百圓
- 丙種(同) 七拾圓を壹百五十圓
- 丁種(一時金) 五拾圓を壹百圓

右建議候也(但本案は昭和三年度より實施の事) (昭和二年第四十一回決議)

(二十八) 教役者恩給扶助基金増加の決議案

教役者恩給扶助基金増加の目的を以て、第三十四回大會に於て決議せられたる、教役者長老執事委員等より、一口（金拾錢）以上の寄附金を、一口（金貳拾錢）以上に改正す。（昭和三年第四十二回決議）

(二十九) 明治學院神學部及び東京神學社神學校提供に關する決議案

決議案 (第一)

日本基督教會は明治學院理事會代表總理田川大吉郎氏の名に於て提供せられたる明治學院神學部並に東京神學社神學校理事會代表高倉徳太郎氏の名に於て提供せられたる東京神學社神學校を深厚なる感謝と欣喜とを以て受納すること。

右決議す。（昭和四年第四十三回決議）

決議案 (第二)

今次明治學院及び東京神學社より提供せられたる兩神學校受納の手續を完成する爲め且つ兩神學校を大會に提供せられたる目的及び精神を尊重して更に充實完備せる大會直轄の神學校を設立せんが爲め特に大會議長の指名により神學校創立委員十五名を擧げ其目的を達成するに必要な一切の處置をなさしむる事。

右決議す。（昭和四年第四十三回決議）

(三十) 傳道局條例改正建議案

建議案

傳道局條例中第五條を削除すること。（昭和五年第四十四回決議）

(三十一) 恩給扶助規則改正案

改正案

教役者恩給扶助規則第六條に左の但書を加ふること

但外國ミッションに於て支給する金額が本規定額に達せざる時は其不足分を補助すること得。

(昭和五年第四十四回決議)

(三十二) 大會傳道局に關する建議案特別委員報告

浪速中會建議案に關する特別委員報告

一、委員等は浪速中會提案の精神を諒とし、更に將來中央諸機關と地方諸機關との聯絡統一を圖ると共に有効なる傳道の經綸と其方策を樹立して次期大會に報告するを必要と認む。

二、之が爲め議長指名特別委員十二名を擧げ議長及傳道局、財務局主腦者と共に適當の時期に會合して研究立案せらるゝを必要と認む。

三、之が爲めに要する費用約八百圓の中三百圓は大會より支出し、五百圓を各中會に於て負擔せらるゝを希望す。（昭和五年第四十四回決議）

(三十三) 傳道十年計畫を立つるの建議案

日本基督教會の傳道の十年計畫を協定し、其進路を大體に於て明示し置くの必要益々切なる者あるを覺ゆ右調査計畫の爲め特別委員を擧げられんことを建議す、右委員は大會常置委員と、傳道局理事の全部若しくは代表者と、大會傳道局に關する建議案調査特別委員の全部、若しくは代表者と爲さしては如何。

(昭和五年第四十四回決議)

(三十四) 特別傳道に關する決議案

傳道局は全國的に各教會を其必要に應じて應援し且つ積極的傳道をなささんが爲め、一ヶ年間外村義郎氏を專任傳道者として招聘し、其目的を達成せんとす之が費用は最小限度金千八百圓とし、特別會計とすること（昭和五年第四十四回決議）

(三十五) 日本神學校教授に關する決議案

日本神學校教授は今後神學教師と認むること (昭和五年第四十四回決議)

(三十六) 財務局條例改正建議案

財務局條例第二條中、役員に關して理事七名とあるを十名と改むる事 (昭和五年第四十四回決議)

(三十七) 傳道地委讓及制度改正審査取扱方に關する件

一、傳道地の傳道地を中會に委讓すること

二、日本基督教會制度改正原案を審査整理の上明年の大會に報告せしむること、但し本審査特別委員は議長指名により議長副議長を含みて合計九名とすること (昭和六年第四十五回決議)

(三十八) 教會負擔金に關する決議案

一、毎年度教會負擔金額の總額は全國教會維持獻金の一割を以て基準とすること。但負擔金割賦額は維持獻金に六分、現任陪餐者に四分の割合を以てし尙各教會の實力に應じ財務局に於て査定し各中會に内示して決定すること (昭和六年第四十五回決議)

二、毎年度教會負擔金額の總額は全國教會維持獻金の一割を以て基準とすること。但負擔金割賦額の標準は維持獻金に六分、現任陪餐者に四分の割合を以てし尙各教會の實力に應じ財務局に於て査定し各中會に内示して決定すること (昭和六年第四十五回決議)

(三十九) 日曜學校部に關する建議案

各中會に日曜學校部を設け、更に斯業の聯絡に資し、其の發達の上に貢獻するところ多からんことを期す (昭和六年第四十五回決議)

第三 日本基督教會信仰の告白と同憲法規則及諸條例

日本基督教會信仰の告白 (明治二十三年の大會に於て制定す)

我等が神と崇むる、主耶穌基督は神の獨子にして、人類のため、その罪の救ひのために、人となりて苦を受け我等が罪のために、完き犠牲をさし給へり。凡そ信仰に由りて、之と一體となるものは赦されて義とせらる。基督に於ける信仰は愛に由り作用きて人の心を潔む。また父と子と、ともに崇められ、禮拜せらる。聖靈は我等が魂に耶穌基督を顯示す。その恩によるに非ざれば、罪に死したる人、神の國に入ることを得ず。古の預言者使徒および聖人は聖靈に啓迪せられたり、新舊兩約の聖書のうちに語りたまふ聖靈は宗教上のことにつき誤謬なき最上の審判者なり。往時の教會は、聖書に據りて、左の告白文を作れり。我等もまた、聖徒が會て傳へられたる、信仰の道を奉じ讚美と感謝とを以て、その告白に同意を表す。

我は天地の造成者、全能の父なる神を信す。我はその獨子。我等の主耶穌基督を信す、即ち聖靈によりて胎られ處女マリヤより生れポンテオ、ピラトの下に苦を受け、十字架につけられ、死して葬られ、(陰府に下り) 第三日に死者のうちより復活し、天に昇りて、全能の父なる神の右に座し給へり、彼所より來りて生けるものと死ぬるものとを審判たまはん。我は聖靈を信す、聖なる公同教會すなはち聖徒の交通、罪の赦、身體の復活、永遠の生命を信す。

日本基督教會憲法規則

(大正九年改正)

四〇

日本基督教會憲法

神は萬國民のうちより無數の大家を召し彼等によりて世々其の恩恵と眞理との勝れて豊なるを顯し給ふこと
れ活ける神の教會基督の身聖靈の宮にしてすべてのものを以てすべてのものに満たし給ふものゝ満つる所な
り此の大家は萬國萬世の聖徒より成る之を聖なる公同教會と稱す。

此の聖なる公同教會は古今に互り萬國に通じて存在す之に屬するものは神のみ定かに識り給ふ之を見えざる
教會と稱す公同教會は又見ゆる教會として地上に現存す之に屬するものは國の異同人種の區別階級の差等
を問はずすべて父子聖靈なる唯一の神を信じ主耶穌基督の救により其の啓導感化を受け其の教訓と模範とに
遵ひ其の命令を奉じ神の國を廣めて其の聖旨を成さんと志すものなり。

公同教會の本旨を實現せんがために形式を整へ制度を定めて團體を組織す之を一團の教會と稱す。

第一章 日本基督教會

第一條 日本基督教會は公同教會に屬する一團の教會にして幾多箇々の教會より成立し信仰の告白と憲法
とを奉じ規則に循ひて教會の權能を行使其の存立の目的を成就せんことを志すものなり
本法及規則に於ていふところの信仰の告白は明治二十三年十二月制定せられたるものなり

第二章 一箇の教會

第二條 教會は信仰の告白及憲法に基づき中會によりて建設せられたる日本基督教會々員の集團にして小

會を組織し定期の禮拜を行ひ基督に於ける交を厚うし互に信仰を増し徳を建て基督の道を證明し神の國
の事を經營し主の制裁を明にせんがために結合せるものなり

第三章 禮拜

第三條 教會は主の日毎に時を定めて禮拜を行ふ禮拜は祈禱讚美聖書の朗讀説教聖禮典献金祝禱とす
聖禮典はバプテスマ及聖餐にして教師之を執行す

第四章 政治

第四條 日本基督教會は其の代議機關たる小會中會大會によりて其の機能を行ひ小會中會大會は左の事項
を管掌す

小會

- 一、バプテスマ志願者及信仰告白者の試問
- 二、會員の轉入及轉出
- 三、教會の風紀及會員の戒規
- 四、禮拜の準備
- 五、傳道
- 六、日曜學校及教會内諸團體の監督
- 七、財政
- 八、中會及大會議員の選舉
- 九、慈善及救濟其の他の事業

中會

- 一、教會の建設轉籍合併加入解散除籍
- 二、教師の任職退職轉會入會戒規
- 三、教師試補志願者の試験准允退職轉會入會戒規
- 四、牧師宣教師神學教師の就職及解職
- 五、教會の監督及指導
- 六、小會記録の檢閲
- 七、照會の處置及上告の判決
- 八、傳道
- 九、社會事業

大會

- 一、中會の建設合併解散又は其の區域の變更
- 二、中會の監督及指導
- 三、中會記録の檢閲
- 四、教師志願者の試験
- 五、照會の處置及上告の判決
- 六、傳道
- 七、信仰の告白憲法規則の解釋
- 八、神學校及其他の教育機關の經營及認可
- 九、日本基督教會全體の事業に關する事項

大會は之れ等の事項を執行するために適當なる機關を設置することを得

第五條 小會中會大會の組織及代議員の資格は別に規則の定むる所に依る

本法及規則に於て規定せられざる權能は箇々の教會自ら之を行ふ

第五章 會員

第六條 日本基督教會の會員は信仰を告白してバプテスマを受けたるもの及會員の小兒にしてバプテスマを受けたるものなり

第六章 教師

第七條 教師は規則に循ひて按手禮を以て聖職に任ぜられたるものなり而して一箇若くは數箇の教會を牧すること任ぜられたる教師を牧師と稱し中會の命によりて牧師なき教會を監督し又は傳道に従事する教師を宣教師と稱し大會に於て認可せられたる神學校の教授たる教師を神學教師と稱す

第七章 教師試補

第八條 教師試補は教師候補者として規則に循ひ傳道の准允を受けたるものなり

第八章 長老

第九條 長老は牧師を輔佐して教會の事を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたる代表者なり長老は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし

第九章 執事

第十條 執事は牧師及長老を輔佐して教會の庶務會計を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたるものなり執事は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし
教會は場合により執事を置かざることを得

第十章 信仰の告白及憲法の改正

第十一條 信仰の告白及憲法は大會議員三分の二以上の同意によりて改正することを得改正案は先づ大會に提出し出席議員過半数の同意を得たる上少くとも次期大會開會六箇月前之を各教會及各教師に配布し次期の大會に於て議題となすべきものとす

日本基督教會規則

第一條 教會

第一款 教會は其の會員の數に於ても實力に於ても一箇の自治團體たるの資格を有するものなり

第二款 教會は中會の管轄に屬し小會によりて其の權能を行使するものなり

第三款 傳道教會は其の實力未だ小會を設け組織を完備するの程度に達せざるものなり

第四款 傳道教會は中會の直轄に屬し其の監督指導を受くるものなれども會務は其の教會の委員之を掌る

第五款 凡て教會に關する規定の原則は傳道教會にも適用す

第二條 教會の建設

第一款 信徒相結びて教會を組織せんと欲するときは一同署名の上其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會を建設し長老及執事(之を置く場合には)を選擧せしむべし

第二款 教會の一部分たる會員が別に教會を組織せんと欲する場合及傳道教會が一箇教會とならんと欲する場合にも本條前款を適用す

第三條 教會の轉籍

第一款 其の所屬中會との關係を變更せんと欲する教會は大會に願出づべし大會之を可決せば其の教會を其の加入せんと欲する中會の籍に編入すべし

第四條 教會の合併

第一款 同一中會部内にある所の二箇或は二箇以上の教會合併せんと欲するときは各委員を擧げて中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて其の教會を合併の長老及執事(之を置く場合には)を選擧せしむべし

第二款 合併せんと欲する所の教會若し所屬中會を異にするときは其の中會との關係を變更せんと欲する教會先づ規則第三條に循ひ大會に轉籍を願出づべし大會之を可決せば之を轉籍せしめ而して後本條前款の手續をなさしむべし

第五條 教會の加入脱籍解散

第一款 日本基督教會に加入せんと欲する教會は其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて憲法及規則に循ひ教會の組織を改めしむべし其の教會に牧師あるときは規則第十三條第一款に循ひ中會に加入せしむべし

第二款 日本基督教會を脱籍せんと欲する教會は所屬中會に願出づべし中會之を可決せば之に脱籍書を與ふべし

第三款 其の牧師の俸給及他の常費を支辨すること能はざる教會は中會之を解散し傳道教會となすべし

第四款 其の組織を維持するに足る會員の數と實力とを缺く傳道教會は中會之を解散して適當の處置をなすべし

第五款 ヤリストの聖名を漬す所の主義又は所爲を固執して中會の決議に循はざる教會は中會之を解散して

適當の處置をなすべし

第六條 中會の建設及解散

第一款 大會は規則に循ひて中會を建設す但し中會は少くとも五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）を以て組織すべきものとす

第二款 五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）其の所屬中會より分離して更に中會を組織せんと欲するときは大會に願出づべし大會之を可決せば委員を擧げて其の手續をなすべし

第三款 微力にして其の建設の目的を達すること能はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第四款 キリストの聖名を演す所の主義又は行爲を固執して大會の決議に循はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第七條 教師試補の試験及准允

第一款 教師試補試験は別に定められたる教師試験條例により、中會之を執行す、中會は之れが爲め試験委員を擧ぐべし

第二款 神の召命を自覺し、日本基督教會教師の聖職を志願するものにして、教師試補試験に合格したる者は、准允を受け、教師試補たることを得

第三款 中會は試験に及第したる志願者の准允式を執行すべし議長又は其の代理者は志願者をして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師試補たる職分を忠實に盡くすべしを公に誓約せしめ而して議長及書記の署名したる准允證書を之に與ふべし

第四款 中會は准允を受けたる後十年を経過するも尙は教師の資格を得ざるものの准允を取消すことあるべし

第五款 中會は左の場合に於て教師試補の准允を取消すことを得

- 一 教師試補の職務に従事せざるとき
- 二 教師試補に不適當と認めたるるとき
- 三 日本基督教會より退會したるとき

第八條 教師の試験及任職

第一款 教師試験は別に定められたる教師試験條例により、大會之れを執行す、大會は之れが爲め試験委員を擧ぐべし

第二款 教師の任職式は按手禮を以て基督教教師の聖職につかしむることにして嚴肅に執行すべきものとす

第三款 中會は大會の試験に及第したる教師志願者にして牧師宣教師神學教師の職につくものの任職式を執行す

第四款 教師志願者は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 列席の教師其の志願者の頭に按手し議長若くは其の指命したる教師任職の祈禱を捧ぐべし

第六款 中會は任職式を執行するために委員を立つことを得

第九條 牧師の選舉

第一款 牧師の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第十條 牧師の就職

第一款 教師教會の招聘を受け牧師たらんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし

し中會之を可決せば委員を擧げて就職式を執行すべし

第二款 教師たらざるもの牧師として教會の招聘を受けたるときは先づ教師試験を受け任職式を経て然る後就職すべし但し任職式は就職式と同時に進ふことを得

第三款 牧師として招聘を受けたるもの他中會に屬するときは就職を願出づる前其の教會所屬の中會に轉會すべし

第十一條 牧師の辭職

第一款 牧師の辭職は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て諾否を議決すべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の決議は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 牧師教會の承諾を得て其の職を辭せんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會及牧師に通告し且其の教會の小會と協議して善後の處置をなすべし但し直ちに中會を開き難き事情あるときは中會議長適宜の處置をなすことを得

第十二條 教師及教師試補の轉會

第一款 教師及教師試補他中會に轉せんと欲するときは必ず其の所屬中會の議長並に書記連署の轉會書を受けて其の屬せんと欲する中會の議長に差出し轉會の手續をなすべし

第十三條 教師及教師試補の加入及退會

第一款 他教會の教師又は教師試補にして日本基督教會に加入せんと欲するものは中會に願出づべし且成るべく其の所屬教會役員の署名したる轉會書を差出すべし中會は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師或は教師試補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ然

る後加入の手續をなすべし但し中會は必要と認むるときは之が試験を行ふことあるべし

第二款 教師又は教師試補若日本基督教會を退きて他教會に屬せんと欲するときは中會に願出づべし中會之を可決せば退會證を與ふべし

第十四條 教師の退職

第一款 假令譴責なき教師といへども神の召命を蒙らざることを自覺して退職を申出づるか又は其の職に従事せざるものあらば中會は適宜の通知をなしたる上其の名を別帳に記入することを得斯くて一箇年を経過するときは必ず教師名簿より除籍すべし一旦除籍せられたるもの再び教師たらんことを願出づるときは中會は適宜に試験を行ふべし

第二款 教師又は教師試補にして日本基督教會以外に其の職を奉じ一年を経過するも退會を願出ざる者あらば本條前款を適用す

第十五條 長老及執事の選舉並に任職

第一款 長老の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 長老の任期は二箇年とす而して成るべく之を二組に分ちて其の任期を同時に満たざらしむべし但し再選せらるることを得

第三款 長老に選舉せられたるときは任職式を経て就職すべし再選せられたるときは單に其の選舉を公告するを以て足れりとす

第四款 長老は任職式るとき日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて長老たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 長老の任職式は牧師及先任長老之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師其の職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第六款 執事の選舉及任職の手續はすべて長老に同じ

第七款 執事の任職式は牧師及先任執事之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師その職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第十六條 傳道教會の委員

第一款 傳道教會の委員の選舉及任職の手續は前條の原則によりて行ふべきものとす

第十七條 會員の加入及轉入

第一款 教會に加入し聖餐に陪せんと志願するものは其の信仰及操行につきて小會の試問を受け日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて會員たる義務を忠實に盡くすべきを誓約してバプテスマを受くべし

第二款 小兒のときバプテスマを受けたるものにして聖餐に陪せんと志願するものは本條第一款の手續によりて誓約をなすべし

第三款 日本基督教會部内に於て其の所屬教會を變更せんと欲する者は小會より薦書を受けて其の手續をなすべし

第四款 他教會員にして日本基督教會に入會せんと欲するものは轉會書又は證明書を提出し本條第一款の手續により誓約をなすべし

第十八條 會員の轉籍及退會

第一款 其の所屬教會より轉籍せんと欲する者は小會に請求して薦書を受くることを得

第二款 薦書を出したる小會は本人が轉會の手續を了するまでは之を除籍することを得ず

第三款 薦書を受けたる小會はその規定に基づきて轉入の手續を了し薦書を出したる小會に其の旨を通知すべし

第四款 日本基督教會より他教會へ轉出せんと欲するものには退會證を與ふることを得

第十九條 戒 規

第一款 戒規の目的は教會の清潔を保ち被戒規者の益を圖るにあれば之を行ふにあたりキリストの教訓の精神を奉體すべし (マタイ傳十八章十五—十七)

第二款 教師教師試補並に中會の直轄に屬する會員は中會の戒規を受け其の他の會員は所屬教會小會の戒規を受くるものとす

第三款 戒規は教師教師試補長老執事の場合に於ては教會に加入するとき及任職式又は准允を受くるときになしたる誓約に違反する行爲に對し其の他の會員の場合に於ては教會に加入するときになしたる誓約に違反する行爲に對して行ふものとす

第四款 中會又は小會の戒規は人と神との關係を變ずるものにあらず唯其の被戒規者は誓約に違反する行爲ありたれば當に悔改むべきものなりと嚴肅に言明するものなり

第五款 戒規の種類は教戒譴責停職免職陪餐の停止權利の停止除名放逐とす

第六款 戒規の目的既に達したりと認むるときは解除又は復歸せしむることを得教師及教師試補の場合に於ては之に戒規を加へたる中會の承諾を得るにあらざれば解除又は復歸せしむることを得一旦免職せられたるものは悔改の事實明白になりたる上相當の時日を経過するにあらざれば復歸せしむべからず會員の場合に於ては之に戒規を加へたる小會と協議の上にあらざれば解除又は復歸せしむることを得ず。

第二十条 照 會

第一款 總て其の權限内の事に關し小會又は教會は中會に中會は大會に照會して指示若くは判決を請ふことを得

第二款 中會又は大會は照會を受けたる事件に關し自ら判決するか若くは委員を擧げて判決せしめ或は指示又は判決を附せずして返却することを得

第二十一条 上 告

第一款 牧師又は會員は小會又は教會の判決若くは其の他の決議に不服なるとき中會に上告することを得中會の議員又は其の部内の會員は中會の判決又は其の他の決議に不服なるとき大會に上告することを得

第二款 中會又は大會は上告を受けたる事件に對し之を確定破壊變更停止し又は之に取消變更停止すべき訓示を加へて返却することを得戒規の場合に於ては他の教會にあてたる薦書を被戒規者に與ふることを得

第二十二条 教會事務章程

第一款 教會は牧師長老執事日曜學校長の選舉財産の管理豫算の決定及其の他の事務を行ふものとす (憲法第四條参照)

第二款 教會は其の事務を執行せんがために毎年一回定期總會を開くべし此の會議に於ては一年間に於ける教務會計其の他の報告を受け次年度の豫算を決定すべし且つ中會並に大會の情況及事業につきて小會の報告を受くべし

第三款 總會は必ず二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし

第四款 臨時總會は小會に於て必要と認むるとき又投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるとき開くものとす小會は豫め臨時總會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を會員に發

送すべし記載以外の事項は執行することを得ず

第五款 牧師長老執事選舉の時は投票權を有し且其の地に在留し現に聖餐に陪する會員三分の一の出席を以て滿數とす其の他の事務を執行するためには五分の一を以て滿數とす

第六款 投票權を有するものは聖餐に陪する會員にして議場に出席したるものに限る議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第七款 牧師の選舉及辭職のために開く總會は小會より依頼したる日本基督教會の教師を議長となすべし其の他の場合には通常牧師を以て議長とす

第八款 總て總會に於て決議したる事項は總會記録に之を明記し小會に於て之を保存すべし

第二十三条 小會事務章程

第一款 小會は教會の牧師及長老を以て組織し少くとも毎月一回定期會を開くべし小會議長の通知又は投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるときは必ず臨時會を開くべし

第二款 小會に於て別に滿數に關する規定なきときは過半數を以て滿數とす

第三款 投票は出席議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第四款 小會は牧師を以て議長となすべし特別の場合に於ては牧師は小會の承諾を経たる上日本基督教會の他の教師に請ひて代理たらしむることを得牧師不在なるときは長老の一人之が代理たるべし牧師なきときは日本基督教會の教師に請ひて議長たらしむることを得戒規を行ふときは必ず然すべし

第五款 書記は長老の中より選舉すべし其の在職期限は小會の定むる所による書記は小會の議事を記録して之を保存し中會及大會の議員に當選したる長老に證明書を交付し又總會記録會員名簿及其他書類を保

管すべし。

第六款 名簿には大人及小兒のバプテスマ薦書退會證の授受會員の原籍現住地結婚死去等の事項を明細に記入すべし他郷にある者又は住所不明の者は別帳に移し二箇年以上踪跡を失したる者は除籍すべし。

第七款 小會は中會に提出するために年報を作るべし年報には聖餐に陪する會員の總數大人及小兒のバプテスマ薦書及退會證の授受戒規の事故會員の増減献金の總額教勢の一斑日曜學校の狀況其の他必要と認むる事項を記載すべし。

第二十四條 中會事務章程

第一款 中會は其の部内の教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し

正 議 員

一、各教會の牧師

一、宣教師 (二名以下)

一、神學教師 (各神學校より二名以内)

一、各教會より選出したる長老

但聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得。

一、各傳道教會 (聖餐に陪する現住會員三十名維持献金年額三百圓以上) より選出したる委員

員 外 議 員

一、正議員たらざる中會所屬の教師

一、中會の決議に依り議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師

一、正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員

第二款 協力ミッションの外國宣教師にして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉することを公に誓約するものは中會の決議によりて員外議員となることを得。

第三款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず。

第四款 中會は定められたる時と處とに於て少くとも毎年一回定期會を開くべし中會は議長又は議員の説教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし。

第五款 臨時會は正議員六名(内三名は各異なりたる教會の長老たることを要す)連署して請求するとき又は大會の請求あるとき之を開くべし中會書記は少くとも開會十日前に各教會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし記載以外の事項は執行することを得ず。

第六款 中會に於て別に滿數に關する規定なきときは正議員過半數を以て滿數とす。

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得。

第八款 議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て新議長の選舉せらるるまで在職するものとす。

第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其他の書類を保管すべし議事録は各教會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して部内の各教會各傳道教會各教師に配附すべし。

第十款 中會は其の部内の教會教師教師試補並に其の直轄に屬する會員の名簿を調製して之を保管すべし。

第十一款 中會は大會に提出するために年報を作るべし年報には部内の教勢傳道及信仰生活の狀況教會の統計教師及教師試補の姓名教會の建設轉籍合併加入脱籍解散教師及教師試補の任職准允退職轉會加入退會

戒規の事故死去牧師の就職及解職其の他必要と認むる事項を記載すべし。

第十二款 定期中會に出席しにる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす。但し差支あるときは豫め其の旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得。

第二十五條 大會事務章程

第一款 大會は日本基督教會の最高機關にして教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し。

正 議 員

- 一、各教會の牧師
 - 一、宣教師 (各中會より二名以内)
 - 一、神學教師 (各神學校より二名以内)
 - 一、各教會より選出したる長老
- 但し聖餐に陪する現任會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得。
- 一、各傳道教會 (聖餐に陪する現任會員三十名維持献金年額三百圓以上) より選出したる委員
 - 一、大會常置委員會が、會て日本基督教會大會議長に擧げられ、特に功勞ある者を推薦し、當該大會出席議員三分の二以上の同意を得たる者

員 外 議 員

- 一、正議員たらざる教師
 - 一、中會の決議により議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師
 - 一、正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員
- 第二款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず。

第三款 大會は定められたる時と處とに於て毎年一回定期會を開くべし議長又は議員の演説若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし。

第四款 臨時會は二箇以上の中會の請求あるとき之を開くべし大會書記は少くとも開會三十日前に各中會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし記載以外の事項といへども出席議員三分の二之を可とするときは執行することを得。

第五款 大會は正議員の三分の一を以て滿數とす。

第六款 選出せられたる長老及傳道教會の委員は議長の許可を得て補員に其の席を讓ることを得。一旦補員に席を讓りたるときは再び議席に着くことを得ず。

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得。

第八款 議長副議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て後任者の選舉せらるるまで在職するものとす第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其他の書類を保管すべし議事録は各中會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して各教會各傳道教會各教師に配附すべし。

第十款 定期大會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす但し差支あるときは豫め其旨の届出他の長老又は委員をして代らしむることを得。

第二十六條 規則の改正

此の規則は大會議員三分の二以上の投票によりて改正することを得改正案は少くとも大會開會三十日前に各教會各傳道教會各教師に配附すべし但し日本基督教會の信仰の告白及憲法に牴觸する改正案は決して之を提出することを得ず。

日本基督教會諸條例

五八

○日本基督教會大會常置委員規定

第一條 日本基督教會大會に於て議決したる事項の遂行及次期大會まで臨時の事務を處理せしむる目的を以て大會常置委員を置く。

第二條 大會常置委員は七名とし議長書記の外五名を選擧す。

第三條 大會常置委員は大會毎に左の事項を執行す。

(一) 前年度の教狀其の他の報告をなすこと。

(二) 大會費の豫算を作製し大會に提出すること。

(三) 豫じめ大會の議案を整理すること。

第四條 常置委員中缺員を生ずるときは委員に於て之を選擧し次の大會に報告す。

第五條 本規定は定期大會出席の議員過半數の賛成を得て變更改正することを得。

○日本基督教會傳道局條例

第一條 日本基督教會は廣く内外に傳道するの目的を以て日本基督教會傳道局を設置す。

第二條 日本基督教會は右の目的を達する爲に左の役員を選擧し本局事業の經營に當らしむ。

理事十二名(内理事長一名) 幹事若干名 會計一名

第三條 理事長は理事より互選し幹事會計は理事之を選任す。

第四條 理事の任期は二年とす但し大會毎に其の半數を改選す。

第五條 理事中缺員を生ずるときは理事會之を選擧し次の大會に報告す。

第六條 理事中より常務理事若干名を互選し臨時緊要の事務を處理せしむ。

第七條 理事會は毎年二回開くものとす必要の場合臨時會合す。

第八條 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意あるときは之を變更修正することを得但し

修正案は必ず少くも討議の前日に提出するを要す。

○日本基督教會財務局條例

第一條 本局は日本基督教會の財務に關する左の事項を處理す。

一、日本基督教會大會及各局、各部の豫算を査定し大會に提出する事。

二、日本基督教會各教會の負擔金及有志獻金を收集する事。

三、日本基督教會大會及各局各部の經費を支出し及共の收支を大會に報告する事。

四、以上の外大會の決議に基く財務に關する事項。

第二條 本局に左の役員及職員を置く

一、役員 理事十名 内理事長一名

二、職員 會計若干名 書記若干名

第三條 役員及職員の選任は左の手續による

一、理事は大會に於て之を選擧し理事長は理事中より互選す。

二、會計及書記は理事會に於て之を選任す。

三、理事の任期は一ケ年とす。

第四條 本條例の修正は大會出席議員三分の二以上の同意を要す。

五九

○日本基督教會會堂建築局規定

- 第一 目的 本局は日本基督教會會堂建築の事業を協賛せんが爲め設立するものとす。
- 第二 資金 本局は其の目的を達せんが爲め五百口以上協賛員を募り一口に對し必要ある毎に金壹圓宛出金せしむるものとし毎年二回迄募る事を得。
- 第三 協賛員 前項の協賛員は教會、傳道教會、團體、個人より募集するものとす。
- 第四 協賛金交付 日本基督教會中新たに會堂を建築せんとする教會傳道教會にして必要あるものに對しては其の計畫及現状等を調査したる上本局委員會の決議を以て若干の協賛金を交付す。
- 第五 資金積立 協賛金を受領せる教會及篤志者より寄附金を積立て本局の基本金とす。
- 第六 委員 本局に五名の委員を置き一切の事務を取扱はしむ但し委員は大會毎に改選す再選妨げなし。
- 第七 特別委員 委員會は各中會に委員若干名を置き其の中會部内の協賛金募集の事務を掌らしむることを得。

第八 事務費 本局は協賛金の内より一ヶ年五十圓迄の事務費を支出することを得。

第九 修正 本規定は定期大會出席議員過半數の賛成を以て改正することを得。

○日本基督教會教役者恩給扶助規則

第一章 資格

第一條 廿ヶ年以上日本基督教會に於て忠實に其の職に膺りたる教師又は教師試補にして年齢六十歳以上に達し退職したる者は規定の手續を経て退職の翌日より恩給金を受けることを得。

第二條 憲法規則に従つて教師試補又は教師となり日本基督教會に於て忠實に其の職務を膺りたる教師又は教師試補の中途にして死去したる者の遺族は規定の手續を経て左記の割合により扶助金を受けることを得。

得、

滿三十年以上のもの

同二十年以上のもの

同十年以上のもの

同一ヶ年以上のもの

甲種扶助料

乙種扶助料

丙種扶助料

丁種扶助料

第三條 遺族とは前條死者の寡婦、寡婦あらざる時は長子又は長女にして丁年未滿の者を指す寡婦子女皆あらざる時と雖も死者の父又は母にして七十歳以上に達せるもの存籍するときは之を遺族と稱す、但し遺族たる長子又は長女が丁年以上なるとき及父又は母が七十歳未滿なるときは一時金として甲乙丙丁の内

に該當する扶助金一ヶ年分の金額を受くることを得。

第四條 教師及教師試補の服務年數は規則に従つて准允を受け又は就任したる時より起算す。

第五條 他教會より轉入せる教師又は教師試補の服務年數は其の轉入の時より起算す自ら退會し或は除名せられたる教師又は教師試補にして其後現職に復したる者の服務年數は之を其の復歸の時より起算す。

第六條 日本基督教會に關係ある外國ミツシオンに於て其の任用する教師又は傳道者に對し別に恩給扶助の方法を設くる時は之に任用せられたるものは此の規則により恩給扶助に與るを得ず。

但外國ミツシオンに於て支給する金額が本規定額に達せざる時は其不足分を補助することを得。

第二章 基金及資金

第七條 恩給扶助基金は日本基督教會の据置財産にして永久に保管すべきものなれば如何なる場合と雖も之を流用し又は使用するを得ず。

但し基金若くは資金増加の目的を以て別に募集の方法を定むる事あるべし。

第八條 恩給扶助資金は右集金より出る利子並に特に之が爲め各教會より募集する寄附金より成るものとす
第九條 恩給扶助金は附則の定むる所の標準によりて支拂ふべきものと雖も資金の増減に準し大會は其の標準を變更することあるべし。

第十條 恩給扶助資金に餘裕を生じたる時大會は決議により之を基金に繰入るることを得。

第三章 會計委員

第十一條 大會は恩給扶助會計委員若干名を擧げ、恩給扶助基金、資金の保管募集並に出納に關する事務を處理せしむ。

第十二條 會計委員は大會指定の方法によりて基金を保管し、又は資格調査委員より適法の通知書を得たる時其の手續を経て支拂をなすべきものとす。

第十三條 恩給金及扶助金を受く可きもの豫期せるより多くして現在の資金を以てしてはその支拂に應じ難き場合、會計委員は一時その支拂を延期し置き、次期大會に其の事情を報告しその處置を請ふべし。
但し右の場合に於て大會は其の不足金額を補足するため適當の方法により臨時募集する事あるべし。

第十四條 會計委員の任期は三ヶ年とす。

第四章 調査委員

第十五條 大會は恩給金又は扶助金を受くべき者の資格調査及附帶事務を執らしむるため調査委員若干名を選擧すべし、又各中會に命じ同一の事務を執らしむるため調査委員若干名を選擧せしむべし。

第十六條 右中會調査委員は其の中會部内に於て恩給金又は扶助金を受く可きものある時、十分調査を遂げ資格充分と見做す時は、詳細なる報告書を作り、之を大會調査委員に推薦すべし、而して大會調査委員之に同意したる時は、中會委員よりの推薦書を添へ其の旨を會計委員に報告すべし。

第十七條 中央委員と中會委員との間に於て、若くは中央委員相互間に於て、その意見を異にする場合に於ては、次期大會に其の事情を具申しその裁決を乞ふべし。

第十八條 會計委員及中央調査委員は大會毎にその執行せる事務の詳細なる報告書を提出すべし。
第十九條 大會調査委員の任期は三ヶ年とす。
但し中會調査委員の員數及任期は中會に於て適宜之を定めしむべし。

第五章 規則改正

第二十條 此の規則は大會出席議員三分の二以上の同意ある時之を改正する事を得。

附則

第一條 恩給及扶助金は當分の内左の標準によりて支給するものとす。

一、恩給金	終身年金	參百圓
一、扶助金	甲種(三ヶ年)	參百圓
	乙種(同)	貳百圓
	丙種(同)	壹百五十圓
	丁種(一時金)	壹百圓

○日本基督教會日曜學校局條例

- 第一條 名稱 日本基督教會日曜學校局。
- 第二條 目的 日本基督教會に屬する總ての日曜學校を統一し其の事業の發達進歩を圖るにあり。
- 第三條 事業 一、日曜學校教職の養成訓練。
二、日曜學校に關する雜誌の刊行圖書の出版教科書教具の選擇供給。

三、日曜學校事業の調査統計研究並に計畫施設。
四、個々の日曜學校に對する應援。

第四條 組織

- 一、本局事務所を東京又は大阪に置く。
- 二、本局は理事十二名(内長一名)主事若干名、會計一名の役員を置きて事業を經營せしむ。
- 三、理事長は理事中より互選し主事會計は理事之を選定す。
- 四、理事の任期を二年とし大會に於て之を選挙す。
- 五、理事中常務理事若干名を互選し臨時緊急の事務を處理せしむ。
- 六、理事會は毎年二回開くものとす、但し都合に依り其の回數を増減することあるべし。
- 七、各中會の選挙したる日曜學校委員を本局評議員として本局事業經營上の協力を乞ふ事とす。

第五條 經費 本局の經費は大會に於て豫算を決議し各教會及傳道教會より徴收し尙ほ團體有志者より募集す。

第六條 修正 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時に修正變更する事を得但し修正案は討議の前日迄に提出すべきものとす。

○日本基督教會教師試驗條例

第一章 教師 試驗 試驗

第一條 教師試驗補試驗は日本基督教會規則第七條第一款の規程によつて中會より擧げられたる委員之を執行す。

第二條 教師試驗補志願者は左の資格の一を備ふる者たるべし。

- 一、認可神學校の本科を卒業したる者。
- 二、高等教育を受けたる者(若は之れと同等の學力ある者)にして、教職となるに必須の神學科目を研究したる者。

第三條 教師試驗補志願者は受験願書、履歷書及會員としての資格に關する所屬教會の證明書を試験委員長宛に差出すべし。

第四條 教師試驗補志願者は所屬教會の屬する中會に於て試験を受くべきものとす。

第五條 試験委員は志願者に對し左の試験を爲すべし。

- 一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由。
- 二、日本基督教會の信仰告白。
- 三、日本基督教會の歴史及政治。
- 四、聖書緒論
- 五、聖書釋義
- 六、聖書神學
- 七、基督教會史

第六條 試驗委員は、認可神學校の本科を卒業せる者にして、當該學校教授會の推薦證明せる者に對し、前

條四以下の試験の一部又は全部を省略することを得。

第七條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし。

第二章 教師 試驗

第八條 教師試験は日本基督教會規則第八條第一款の規定によつて、大會より擧げられたる委員之を執行す
 第九條 教師志願者は日本基督教會規則第七條により准允を受け、教師試験として二箇年以上専ら實地傳道に從事し、かつ所屬中會部内の教師二名より推薦せられたるものたるべし。
 第十條 教師志願者は受験願書履歷書及推薦書を試験委員長宛に差出すべし。
 第十一條 試験委員は教師志願者に對し左の試験を爲すべし。

一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由。

二、日本基督教會の信仰告白。

三、系統神學(教義學、辯證學、倫理學の三部門の一つに屬する題を指定し、三ヶ月以上の時間を與へて論文を提出せしめ、かつ三部門に涉りて口頭試験を爲すべし)

四、聖書神學。

五、聖書釋義(聖書緒論を含む)

六、基督教教理史。

七、説教(一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし)

第十二條 教師志願者は前條第一項、第二項を除くの外任意の科目を選んで數回に受験することを得此の場合には、受験願書の提出と同時に志望科目を指定して届け出で、豫め試験委員長の認可を受くべし。

第十三條 試験委員は准允を受けてより十五年以上引續き實地傳道に從事する者にして、教會の牧師として招聘を受ける者、又は十五年以上引續き實地傳道に從事する者にして、傳道上功績顯著なるの故を以て所屬中會より特に推薦せられたる者に對し、第十一條三以下の試験の一部又は全部を省略することを得
 第十四條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし。

第十五條 本條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時は之を修正する事を得。

○日本基督教會教育局條例

第一條 本局を日本基督教會教育局と稱す。

第二條 本局は基督教主義各種教育事業の進歩發展を圖るを以て目的とし主として左の事務を掌理す。

一、日本基督教會に直接若くは間接の關係ある各種學校の加盟を勧誘すること。

二、加盟學校の状況を調査報告し及び必要なる内外の資料を集配攻究すること。

三、加盟學校と文部省其他との間に在る共通の關係問題を考慮し其交渉、連絡、統一に努むること。

四、基督教主義教員養成の途を開き及び紹介の依頼に應ずること。

五、以上の經過、成績、計畫等は及ふ限り詳細に毎年の日本基督教會定期大會に報告すること。

六、必要の場合には各學校の資金募集の協議にも與かり其の計畫を援助すること。

七、獎學金制度を設定し及び給費生の補助的監督をなすこと。

第三條 本局は大會の選出せる理事七名を以て組織し其任期は三年とす。
 理事會は有給の幹事及書記を置くことを得。

第四條 本局の經費は左の三種の收入を以て支辨す。

一、大會よりの割當金。

二、加盟學校よりの會費。

三、有志家よりの寄附金。

第五條 本規定の改廢は大會出席議員三分の二以上の同意を要するものとす。

○日本基督教會社會局條例

- 第一條 本局を日本基督教會社會局と稱す。
- 第二條 本局は日本基督教會關係の各種社會事業團體及び其關係者の聯絡統一進歩發達を圖ると共に一般社會事業の調査報告及び内外の必要なる資料の蒐集研究等を以て其目的とす。
- 第三條 本局に大會の選出せる理事五名を置き局務に當らしむ、理事の任期は一ヶ年とす但再選を妨げず。
- 第四條 本局の經費は大會より支給及び有志の寄附金を以て之に充當す。
- 第五條 本條例の改廢は大會出席議員三分の二以上の同意を要す。
○日本基督教會婦人傳道會社規則
- 第一 名稱 本社を日本基督教會婦人傳道會社と稱す。
- 第二 位置 本社を東京に置く。
- 第三 目的 本社は基督教を宣傳するを以て目的とす。
- 第四 事業 本社は日本基督教會大會に於て設けられたる傳道の機關と商議協力して傳道上諸般の事業を經營す。
- 第五 社員 本社の目的を賛成する出資團體の代表者及出資個人を以て社員とす。
- 第六 資金 本社の資金一株を年額金壹圓とす。
- 第七 總會 本社は出資團體代表者及出資個人を以て毎年一回總會を開き事務會計の報告議事及役員の選舉をなす。
- 第八 役員 本社に社長一名副社長二名理事十三名を置く。
- 第九 委員 本社の出資各團體は委員を舉て本社に對する諸般の事務を取扱はしむべし。
○日本基督教會教職會規則

- 第一條 本會は日本基督教會教職會と稱す。
- 第二條 本會は會員相互の友誼を厚ふし智徳を進め緩急相扶くるものとす。
- 第三條 本會は日本基督教會に屬する凡ての教職を以て會員とす。
- 第四條 本會の目的を贊助し年額金拾圓以上を寄附する者を贊助員とす、贊助員は總會に於て員外議員となることを得。
- 第五條 本會一般の會務を處理する爲めに委員十名を總會に於て選舉す。委員の任期は二ヶ年とし總會毎に半數を改選す。
- 第六條 本會の總會は日本基督教會大會の時期之れを開く。
- 第七條 本會は其の目的を達せんが爲めに左の二部を置く。
イ、修養部 毎年一回修養會を開き祈禱、講演、親睦を爲す
ロ 共濟 部會員の傷死死亡並に會員の妻の死亡に際して共濟金を贈呈す。
本會の收入總額三分の一を修養部に三分の二を共濟部に用ふ。
- 第八條 本會の資金は會費及贊助金よりなる。
會費は日本基督教會の教師又は教師試補としての一定の収入の千分の二、五とす。
但住宅料を支給せらるるものは其額を、住宅を支給せらるるものは金貳拾圓を本給に加算して會費納入率を算出す。
尙三十年以上日本基督教會の教職にありて退隱したる會員は爾後其の會費を免除することを得。
- 第九條 會費の納入は月額金參圓以上の者は毎月其他は便宜上其額金參圓に達する場合集金郵便の方法を以てす。

會員年額少くとも金四圓以上たるを要す。

第十條 本給の査定は前年十二月末日現在に由る、會員各自之れを本會に通告するを要す。
第十一條 會員中一年以上の會費滞納者にして三回以上督促せらるるも會費を納付せざるものは共済金を受くる資格を喪失するものとす。

第十二條 會員の身上若しくは會員の妻に事故ある時に情報委員及事情を知れる會員より直ちに本會に通知すべきものとす。但情報委員は各中會書記に依頼す。

第十三條 共済金の贈呈は左の如くに規定す。

一、會員の死亡に際してはその遺族に金貳拾五圓を贈呈す。
二、會員にして一ヶ月以上の疾病の爲めに臥床する者には左の率を以て贈呈す。

第一回 (第一ヶ月目) 金 拾 圓

第二回 (第二ヶ月目) 金 拾 五 圓

第三回 (第三ヶ月目) 金 貳 拾 圓

第四回 (第四ヶ月目) 金 貳 拾 五 圓

第五回目より委員會の決定に従ひ相當の額を贈呈することあるべし。

三、會員にして三週間以上の治療を要する外科手術を受けたるものと委員に於て認定せられたる者は金貳拾五圓を贈呈す。

四、會員の妻死亡の際には金拾五圓を贈呈す。

五、本會に入會して六ヶ月以上を經過したる會員にあらざれば原則として共済金を受くることを得ず。
六、本會則は總會に於て出席者三分の二以上の同意を以て修正することを得。

日本基督教會全國聯合婦人會規約

第一 名 稱 本會は日本基督教會全國聯合婦人會と稱す

第二 事 務 所 本會は本部事務所を東京に置き必要の地に支部事務所を置く

第三 目 的 本會は日本基督教會各婦人會協力一致して傳道し神國建設のため奉仕するを以て目的とす

第四 事 業 本會は其目的を達成するため諸般の計畫をたて之を實行す

第五 組 織 本會は日本基督教會各中會聯合婦人會を以て組織す、但しいまだ中會聯合婦人會の組織成らざる地方に在ては各個教會婦人會直接加盟する事を得

第六 經 費 本會の經費は各婦人會の會費及び團體並に個人の贊助金を以て之に充つ、會費は一個婦人會毎に年額五十錢以上とし各中會聯合婦人會は其附屬婦人會の會費を纏めて本會に納む

第七 總 會 本會は毎年日本基督教會大會前後に總會を開き諸報告をなし議事の審議役員の選舉を行ふ

第八 代 議 員 總會に出席すべき代議員は各中會聯合婦人會の代表者二名及各個人婦人會の代表者一名とす

第九 役 員 本會に會長一名副會長二名理事若干名を置く、會長副會長理事は總會に於て之を選舉し其任期を二ケ年とす

第十 理 事 會 本會は會長副會長理事各中會聯合婦人會委員長を以て理事會を組織し事業の經營其他事務を處理せしむ

- 第十一 常務理事 理事中より理事長書記會計及常務理事若干名を互選し常務理事會を組織し臨時緊要事務を執行せしむ
- 第十二 會 報 本會は會報を發行して日本基督教會各婦人會に配布す
- 第十三 修 正 本規約は總會に於て出席代議員三分ノ二以上の同意ある時之を修正する事を得

宗教の宣布に關する諸届願書式例

宣 教 届 (廿二年内務省令四一號一條 同年社寺局通秘甲二九四號)

私儀宗教ノ宣布ニ從事致度(従前ヨリ宗教ノ宣 布ニ從事致居候間)別紙履歷書相添左記事項ヲ具シ此段御届申上候也

一、宗教ノ名稱

宗教 基督教

宗派 日本基督教會

二、布教ノ方法

何府縣市郡町村何番地所在教會堂(信徒其ノ他ノ住宅ヲ假會堂ニ充ツル場合ニハ何々々何番地何誰住宅)ニ於テ何々教會信徒並一般會衆ト共ニ

毎日曜日及毎何曜日其ノ他隨時ニ祈禱、讚美、奏樂ヲ以テ禮拜ヲ行ヒ説教、講話、講演、聖書講義等ニ依

リ布教ヲ爲ス

(布教ノ助ケトシテ雜誌又ハ新聞ノ類ヲ發行シ若ハ通信傳道ヲ爲ス場合ニハ其ノ旨ヲ詳記スルコト)

年 月 日

何 誰

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

履 歷 書 (廿二年內務省令四一號一條一項)
(同年社寺局通秘甲二九四號)

本籍 何府縣市郡町村何番地平民(華、士、族)
住所 何府縣市郡町村何番地戶主(何主何誰)
日本基督教會教師(實教教師又ハ)
教師試補

何 年 月 日生

學 歷
年 月 日 何々
年 月 日 何々
年 月 日 何々
職 業
年 月 日 何々
年 月 日 何々
賞 罰
年 月 日 何々
年 月 日 何々
右ノ通相違無之候也

右

教會堂設立願 (廿二年內務省令四一號二條)
(同年社寺局通秘甲二九四號)

今般日本基督教會何々教會(何々傳道教會又ハ)會堂設立致度候間御許可被下度左記事項ヲ具シ此段御願申上候也

一、設立ヲ要スル理由

今般設立ヲ願出ルニ至リタル何々教會ハ日本基督教會信徒ニシテ從來各自最寄ノ教會ニ屬シ其ノ教會堂ニ於テ禮拜ヲ爲シ來リタル處近時本會堂建設地ヲ中心トシテ在住スル者何名ニ達シ尙漸次其ノ數増加スヘキ見込ヲ有スルニ至リタルヲ以テ協議ノ上本教會堂所在地ヲトシ新タニ會堂ヲ建築シ以テ禮拜ヲ行ヒ併テ布教セントスルモノナリ(在來ノ建物ヲ利用スル場合ニハ前略「本教會堂所在地ヲトシ在來ノ建物ヲ買入レ(又)尙本教會ト同教派ニ屬スル既設教會ニシテ本教會ト最近距離ノモノノ所在地、名稱及其ノ距離左ノ如シ)

教會名	所在地	距離

(二通又ハ三通)

何

誰 ㊦



二、設置ヲ終ルヘキ期限
御許可ノ日ヨリ何ケ日又ハ何ケ月間ニ起工シ何年何月何日竣工ノ豫定（御許可ノ日ヨリ何ケ日又ハ何ケ月間ニ建物修理着手何年何月何日竣工ノ豫定）

三、名稱

日本基督教會何教會ト稱ス

所在地

何府縣市郡町村字番地

敷地

宅地 何坪（畑又ハ田何段何畝何歩）

所有者 住所氏名（借地ノ場合ハ所有主ノ承諾書寫添付）

建物 別紙敷地ニ對スル配置圖、平面圖、正面圖、側面圖、斷面圖及寫眞

教會堂 何造何葺何階建（又ハ平家）何棟

此建坪何拾何坪外ニ貳階（又ハ參階）何坪

内譯禮拜場 何室 何階 何坪

祈禱室 何室 何階 何坪

牧師室 何室 何階 何坪

講堂 何室 何階 何坪

圖書室 何室 何階 何坪

何室 何室 何階 何坪

牧師館 何造何葺何階建（又ハ平家）何棟

此建坪何坪外貳階何坪

何々 何造何葺平家（又ハ何階建）何棟

此建坪何坪何々

所有者 住所氏名（借家ノ場合敷地ト同シ）

四、宗教ノ名稱

宗教 基督教

宗派 日本基督教會

五、管理及維持ノ方法

本教會（本傳道教會）又ハ（本傳道所）以下做之）ハ日本基督教會憲法及規則（別冊）ニ基キ一箇ノ自治團體トシテ以下記載スル方法機關ニ依リ管理及維持セラル

一、本教會ハ其ノ總會ニ於テ牧師（主任者）長老及執事（傳道教會又ハ傳道所ニ在リテハ「委員」以下做之）ヲ選舉ス（別冊何頁何條參看）

長老及執事ハ牧師ヲ輔ケテ教會ノ事ヲ掌ル其ノ實行機關ハ牧師及長老ヲ以テ組織セラレタル小會（傳道教會又ハ傳道所ハ「主任者及委員」ヲ以テ組織セラレタル委員會）（別冊何頁何條參看）並執事之ヲ管掌ス、小會又ハ小會ニテ選ハレタル長老ハ教會ヲ代表ス但シ管理者ハ長老ノ中ヨリ互選ス

二、會堂建設費用並教會ノ維持費ハ小會ニ於テ決定シタル豫算案ヲ本教會總會ニ附議シ其ノ決議ニ基キ本教會信徒其ノ他ノ任意若ハ定時寄附ニ依リ支辨支持セラル
建設費豫算ノ總額金何程
維持費豫算ノ總額何年度全壹ケ年分金何程

六、擔當布教者ノ資格及選定方法

一、資格

日本基督教會規則第八條(教師試補ノ場合ニハ「第七條」)ニ依リ教師(又ハ「教師試補」)ノ資格ヲ具備スル者

二、選定方法

日本基督教會規則第九條及第十條ニ依リ何年何月何日教會ハ臨時(又ハ「定期」)總會ヲ開キ教師何誰ヲ牧師トシテ招聘スルコトヲ決議シ何々中會ヨリ遣ハサレタル委員ニ依リ就職式ヲ執行シタリ(教師試補ノ場合ニハ前略「第九條ニ準シ何年何月何日中略教師試補何誰ヲ布教主任者トシテ招聘スルコトヲ決議ス」)

年 月 日

本籍 何府縣市郡町村何番地 士族(華族又ハ平民)

住所 何府縣市郡町村何番地 戸主(戸主何誰何々)

官吏(又ハ何々業)

日本基督教會何々教會設立者(又ハ管理者)

設立者 何

誰[㊦]

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又は三通)

(廿二年內務省令四一號二條
同年社寺局通秘甲二九四號)

別紙擔當布教者ノ履歷書差出申候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者(又ハ管理者)

設立者 何

誰[㊦]

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又は三通)

(履歷書又ハ宣教届添付ノ分ト同シ)

宣教ニ關スル事項變更届

(廿二年內務省令
四一號四條一項)

宣教ニ關シ何年何月何日御届申上候處ノ事項中左ノ通變更致候間此段御届申上候也

一、布教ノ方法

從來會堂ニ於テ祈禱、讚美、奏樂ヲ以テ禮拜ヲ行ヒ説教、講話、講演、聖書講義等ニ依リ布教ヲ爲シ來リタル處今般布教ノ一助トシテ

(イ) 別冊(又ハ別紙)「何々」ト題スル「何」刊雜誌(又ハ新聞)ヲ發行シ之ヲ教會信徒其ノ他一般志道者(又ハ購讀希望者)ニ實費配布ス

(ロ) 教會信徒、志道者等ヨリ信仰ニ關スル質問ニ應答センカ爲豫メ別紙ノ如キ各種ノトラクトヲ準備シ
布教傳道ヲ爲ス

年 月 日

住所 何府縣市郡町村何番地

日本基督教會教師(宣教師又ハ)

教師(試補)

誰

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

宣教廢止届(廿二年內務省令四一號一條三項)

私儀從來何市區町村番地所在何々教會ニ於テ宗教ノ宣布ニ從事致居候處年月日廢止候ニ付此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會教師(宣教師又ハ)

教師(試補)

誰

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

宣教者住所(居所)移轉届(廿二年內務省令四一號四條一項)

私儀何々何番地ニ居住候處何年何月何日左記肩書ノ地ニ移轉候ニ付此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會

牧師(宣教師又ハ)

教師(試補)

誰

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

擔當布教者變更(増加)届(廿二年內務省令四一號三條)

何々教會擔當布教者ハ牧師何誰ニ有之候處同人ハ何年何月何日辭任申出候ニ付日本基督教會規則第九條ニ依
リ教師何誰ヲ後任牧師ニ招聘致候間別紙履歷書添付此段及御届候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者又ハ管理者

何府縣市郡町村何番地

何

誰

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

増加届ノ場合ニハ

(前略) 者ハ何誰一人ニ有之候處今般副牧師(又ハ傳道補助者)トシテ教師(又ハ教師試補)何誰ヲ増加招聘致候間云々(下略)ト記載スルモノトス

教會設立ニ關スル事項變更願 (廿二年内務省令四一號四條二項)

何々教會設立ノ儀何年何月何日御許可相成居候處右設立願書記載ノ事項中左ノ通變更致度候間御許可被成下度此段御願申上候也

一、何々

何々

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者又ハ管理者

何府縣市郡町村何番地

何

誰 ㊦

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

所在地又ハ建物ヲ變更セントスル場合ニハ移轉又ハ竣工ノ期限ヲ記入スルモノトス

又會堂ノ改築、移築増築及所在地變更等ノ場合ニハ圖面ヲ添附スルモノトス

教會堂移轉(廢止)届 (廿二年内務省令四一號四條三項)

何々教會ヲ何府縣市郡町村何番地ニ設置致居候處明治三十二年内務省令第四十一號第四條第二項ニ依リ何年何月何日變更許可ノ指令ヲ受ケ何年何月何日何番地ニ移轉致候間此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者(又ハ代表者)

何府縣市郡町村何番地

何

誰 ㊦

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

廢止届ノ場合ニハ「前略設置致居候處(何々ノ事由)ニ因リ何年何月何日廢止致候間此段云々」ト記載スルモノトス

信徒員數届 (明治卅二年内務省令第四一號第五條)

一、所在地

一、宗教ノ名稱

一、教會ノ名稱
一、信徒員數

計	人	人	人
	男	女	

但何年十二月卅一日調

右之通相違無之候明治卅八年十二月廿五日內務省令第二十三號ニヨリ此段及御届候也

右何々教會管理者(擔當布教者)

何

誰

長官(知事)宛

(一通又ハ三通)

第四 日本基督教會維持財團寄附行爲と
同加入手續其他に關する説明

日本基督教會維持財團寄附行爲

(大正十五年三月三日附改正
認可指令同月三十日接受)

名稱

第一條 本財團は日本基督教會維持財團と稱す。

事務所

第二條 本財團は事務所を東京市赤坂區新町四丁目參番地に置く。

目的

第三條 本財團の目的は日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並に同教會所屬諸教會が基督教を内外に宣布し基督教主義の教育慈善救濟出版の事業に要する土地建物資金其他の財産を所有し借有し處理するに在り。

資産

第四條 本財團の資産は左の三種より成る。

- 一、基本財産
- 二、特別財産
- 三、通常財産

第五條 前條の基本財産とは本寄附行為に依り植村正久の寄附したる別紙財産目録記載の財産及將來基本財産として寄附若くは編入せらるる財産を謂ひ特別財産とは將來使用の目的を指定して寄附又は編入せらるる財産及其果實を謂ひ通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せざる寄附の財産及基本財産又は通常財産より生ずる果實及他の雜收入を謂ふ但第十二條に依り公課金其他の費用を負擔する當該教會に使用する特別財産より生じたる果實は特別財産に編入せず當該教會に交付することを得。

第六條 本財團は本財團の目的に反する條件又は其目的に従て維持し又は使用し難き條件を附せられたる寄附は一切受くることを得ず。

第七條 本財團の資産は最も安全なる方法に於て管理し殊に金錢は堅實なる銀行に利子預を爲し又は確實なる有價證券に替へ保管し而して本財團の目的以外に之を處分することを許さず。

特別財産は其寄附の際指定せられたる目的に従て之を管理す。

第八條 本財團の目的の爲め己むを得ざる必要ありて基本財産又は特別財産を處分するには理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を受くるを要す其日本基督教會所屬教會に於て現に使用しある特別財産を處分する場合には尙當該教會の總會の承認を受くることを要す。

第九條 本財團の所有する土地建物が不用となりたるときは損失を免れんが爲めに之を他人に賃貸し其益金を本財團の通常財産に編入することを得。

第十條 本財團の資産の管理維持其他の諸經費は本寄附行為に別段の規定あるものの外本財團の通常財産を以て之を支辨す。

通常財産に剩餘あるときは理事の決議に依り基本財産又は特別財産に編入し又は翌年度に繰越することを得。

第十一條 本財團の特別財産を使用せる教會が將來政府の許可を得て法人を設立したるときは本財團は其財産を該法人に寄附すべし但此場合日本基督教會の憲法及規則に従て開かれたる該教會の總會の議決に依る請求あるを要す。

第十二條 基本財産若くは特別財産たる土地建物を日本基督教會並に同教會所屬教會の用に供したる場合に當該教會の管理人をして之を管理せしめ且該土地又は建物に對する租税公課其他の費用は現に該物件を使用する日本基督教會又同教會所屬教會の管理人の申込に依り之を負擔せしむることを得。

役員

第十三條 本財團に理事拾貳名を置き理事會を組織す内一名は日本基督教會傳道局理事長を以て員を備ふ。

第十四條 理事は日本基督教會定期大會に於て選任す。

第十五條 理事の任期は五年とす但日本基督教會傳道局理事長にして理事たる者の任期は之を定めず。

第十六條 日本基督教會所屬教會の正會員は理事に選任せらるる權を有す。

第十七條 理事が日本基督教會の正會員たる資格止みたるときは同時に退任したるものとす。

第十八條 理事の業務執行上又は一身上不都合の行爲あるとき又は業務を行ふ能はざる狀況にあるときは日本基督教會大會の決議を以て之を解任することを得。

第十九條 理事が死亡其他の原因に依り退任し缺員を生したるときは次の日本基督教會定期大會に於て補缺理事を選挙す但遲滞の爲め損害を生ずるの虞あるときは殘存する理事に於て次の定期大會まで補缺理事を指名す。

第二十條 補缺理事は前任理事の殘任期間在任す。

第二十一條 理事の任期滿了するときは其年の日本基督教會定期大會に於て理事選舉會を開き第二十四條の

理事候補者中に就き新任すべき理事を選挙す。

第二十二條 理事選挙は大會議長之を召集し且之を整理す。

第二十三條 選挙は連記票を用ひ有効投票の比較多數を得たるを以て當選者と爲す得票の數相同じき者は更に投票して其當選を決す。

其他投票の施行は大會の決議したる方法に依る。

第二十四條 理事は理事を選挙すべき年の日本基督教會定期大會の開期前理事候補者を指定し大會議長に報告す但理事候補者の數は選挙すべき理事の員數の倍數とす。

理事が候補者を指定せざる場合には大會議長理事候補者を指名す大會議長は大會の初日に於て理事選挙日を定め候補者の氏名と共に之を大會議員に報告す。

第二十五條 理事は本寄附行爲の趣意に従ひ本財團一切の事務を處理す。

理事が本財團の事務を處理するには理事會の決議に依る。

理事會は理事三名以上出席する時は開會することを得但其決議は理事七名以上の同意を得るに非ざれば其効力を生ぜず。

第二十六條 理事は互選を以て理事長書記理事會計理事各一名を定む。

第二十七條 理事長は外部に對し本財團を代表し理事會の議長と爲る理事長差支あるときは他の理事之を代理す。

其他理事長書記理事會計理事の職務及代理の順序は理事會の決議を以て別に之を定む。

第二十八條 理事會は事務執行の爲め少くとも毎年二回會議を開く。

理事長の意見又は理事三名の請求に依り何時にても臨時理事會を開くことを得。

解散

第二十九條 本財團は理事全員の四分の三以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を得て解散することを得。

第三十條 本財團解散の場合は其財産は左の如く處分す。

- 一、特別財産は寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附す。
- 二、其他の財産は本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附す但日本基督教會大會の承認あるを要す。

改正

第三十一條 本寄附行爲は理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認あるときは主務官廳の認可を経て之を變更することを得。

附則

第三十二條 本財團設立の際理事就任に至るまでは理事の職務は設立者之之行ふ。

第三十三條 本財團は直接に布教、教育、慈善、出版の事業を爲すものにあらず。

本財團は日本帝國外に在る如何なる團體とも法律上何等の關係を有せず又日本帝國に於ける他の宗教的團體若くは營利を目的とする團體とも法律上何等の關係を有せず。

第三十四條 本財團に依り土地建物其他の財産を維持せらるべき日本基督教會所屬教會の擔當布教者の資格は中學校卒業以上の學力を有し日本基督教會規則に依り教師の任職式を受けたるものなることを要す。

第三十五條 本寄附行爲に規定する日本基督教會大會は日本基督教會規則の定むる所に從ひ開催するものとす。

第三十六條 本財團設立の際に限り設立者は左の拾貳名を最初の理事に指定す但其の任期は法人設立許可の日始まり任期満了の年の日本基督教會定期大會の終日を以て終る以下各理事住所氏名略す。
 (大正十三年十一月廿一日設立認可)

日本基督教會維持財團

日本基督教會維持財團加入手續

其他に關する説明書

一、目的

我日本基督教會維持財團の目的は日本基督教會維持財團寄附行爲(以下單に寄附行爲と云)第三條に規定せらるる通日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並同教會所屬各個の教會が福音の宣傳と基督教主義の教育慈善出版の事業等を爲すに要する土地、建物、資金、其の他の財産を所有し又借り受けて之を處理するにあります各教會の中には既に單獨で財團法人となつて居る向もありますが其れは甚だ少數で其の大部分の教會は未だ財團法人となつて居りませぬ從て教會所有の財産(會堂及會堂の敷地其の他、不動産又は不動産)は各其の教會が長老、委員、其他の中より假りに代表者を設け其の代表者一個人の所有名義となつて居りますので萬一の場合其れが係争の

種とならむとも限りませぬ之畢竟教會が法律上認められたる一個の公法人となつて居らぬ結果已むを得ぬ便宜の處置で萬一にも過ちは無い譯でありませうけれども若し其の財産の所有名義人が死去せし場合には其の財産は一個人の所有名義になつて居るが爲めに法律上當然其の家督相続人たる者(全く教會に無關係の者或はとして選びもせぬ)の所有に歸する事となるので其處に思ひ設けざる係争問題を惹起す様な場合が生ぜぬとも限りませぬ其處で此の不安を無くする爲めには教會が其の所有財産を當日本基督教會維持財團なる公法人に寄附して之をその所有主となし置くならば昔に前の如き不安を除き得るのみならず斷じて其の禍根莫からしむる譯であります畢竟教會の如き公共的共同團體の財産は之を一個の公法人となして其の財産の安固を確保する事が社會公益上最も必要な事であるけれども各個の教會が悉く單獨にて財團法人たらむ事は各教會に取ても將又主務官廳に於ても其の手續頗る煩に堪えざるを以て其の取扱手續の簡捷と便宜とよりして茲に本財團の組織を許可されたので主務官廳に於ては寧ろ個々の財團設立を避くる方針で各教會の財産を此の一個の法人に依て管理せしむる事となつた譯であります。

故に全國に於ける我日本基督教會に屬する各個の教會にして未だ單獨にて法人となり居らぬ各教會は此の際速かに本財團に加入せられ各教會の所有せる財産を使用の目的を指定して本財團に寄附せらるれば本財團は寄附行爲第五條により之を特別財産として所有し管理するので要するに此の寄附行爲は一の信託行爲であります。

二、資 産

本財團には基本財産があります(寄附行為第 四條參看)之は今迄假りに植村正久氏個人所有名義になつて居りましたが此度財團が成立したので植村正久氏の寄附といふ形式を以て本財團の基本財産に編入せらるるのであります次に特別財産とは各教會が、其の使用の目的を指定して本財團に寄附せらるる財産と、其の果實(財産より生ずる地代、利)を申します。又通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せぬ寄附の財産(財務局へ毎月送らる、大曜學校局費、恩給扶助部費、會堂建築局費、並是等諸機)其の他雜收入などを申します。

然し各教會より其の所有の不動産其の他の財産を特別財産として本財團に寄附せらるる場合本財團の目的に反する條件や其の目的に従て維持し又は使用し難い條件を附せらるる寄附財産は一切之を受ける事が出来ぬのでありますけれど此の規定(寄附行為第 六條參看)に牴觸せず特別財産として寄附を受けた財産は寄附者が寄附の際指定せらる、條件や目的を尊重して管理するのであります。

以下寄附申出(加入の意)に付ての例を示します。

(第一例) 寄附申出書

三錢收
入印紙
東京市麹町區平河町參丁目九番地所在
一、宅地 壹千貳百坪
價格金貳拾四萬圓也

右土地ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麹町教會會堂ノ敷地トシテ使用

大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某 印

日本基督教會維持財團 御 中

(第二例) 寄附申出書

三錢收
入印紙

東京市麹町區平河町參丁目九番地所在
一、鐵筋混凝土造スロート葺參階建家屋 壹棟

此ノ建坪
第壹階 參百坪
第貳階 貳百坪
第參階 壹百坪

價格金參拾萬圓也

右建物ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麹町教會會員其ノ他ノ禮拜又福音宣傳ノ爲メ使用

大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某 印

右寄附申出書は、
一、金額、坪數、年月日、番地等の數字は必ず壹、貳、參、拾、を使用する事。
二、謄書、訂正の場合は欄外に何字挿入又削除と記して代表者、捺印の事。
三、半紙に毛筆にて認め、ペン書及カーボン複寫せざる事。

以上、假設例の如き寄附申出が有りしとすれば、本財團に於ては、其の財産は各指定せられたる目的に從て之を管理するのであります。(寄附行爲第七條第二項參看)若し本財團が其の目的遂行上已むを得ぬ必要を生じて基本財産又特別財産を處分せねばならぬ場合には本財團理事三分の二以上の同意を受け日本基督教會大會の承認を経なければ處分し得ぬのであります。加之寄附したる教會に於て現に使用しつゝある特別財産を處分するには先づ第一に當該教會(加入したる教會)の總會の承認を受けねばならぬのであります。(寄附行爲第八條參看)又本財團の特別財産として寄附せられたる土地建物等を使用せる教會が政府の許可を得て將來法人を設立したときには(寄附行爲第十一條參看)本財團は其の財産を該法人に寄附します。然し其れには日本基督教會の憲法規則に從て開かれた該教會の總會の決議による請求が無ければなりません。

三、財産の管理

特別財産として本財團へ寄附されたる土地建物の管理は當然本財團で爲すべきですけれども其の寄附された土地建物、其の寄附したる教會の用に供する場合には、其の教會の管理人に管理せしめ、其の土地、建物に對する租税、公課等の必要費は其の經常費たる、臨時費たるを問はず、教會の負擔とするのであります。(寄附行爲第十二條參看)

其の代り此の負擔を引受けられたる教會は寄附行爲第五條但書によつて寄附せられた特別財産より生ずる果實のある場合に限り其の果實の交付を本財團へ請求する事が出来ます。

若し將來本財團が解散する場合は寄附行爲第三十條第一號の規定せる通(一)特別財産は最初寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附するのであります。(二)其の他の財産は日本基督教會大會の承認を経て本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附します。

本財團に加入の結果寄附さるべき特別財産に關する事柄は大略前記の通寄附を受け之を管理し且處分せらるるのであります。但其の寄附に關する手續に付尙一言説明を附加します。

四、寄附に關する手續

特別財産へ寄附せらるべき物件が土地建物の場合には所有權の移轉登記をなさねばなりません。其れは不動産の所在地を管轄する登記所で登記せらるればよいのであります。凡て寄附を申出らるる場合には、

一、寄附申出書

二、總會記録の寫

三、不動産に付ては其の登記簿謄本

を取揃へ書留郵便にて御送附を願ひます。從て此の不動産の所有權移轉に付て要する登録税は其の不動産價格の千分の三十であります。之は寄附せらるる各教會の負擔であります。但教會堂の敷地に付ては登録税法第十條第一項第二號に依り登録税も登記料も共に免除せらるるのであります。序に申て置きますが此の他本財團

より脱退の爲め若は本財團解散の爲め特別財産を還附する場合及加入後特別財産の變更増減抹消又名稱變更等に關する登記を爲さむとするときは其の登記に要する登記料並登録税等は其の都度各教會の負擔せらるべきものと御承知下さい。

寄附申出をせらるる各教會に於ては當方へ送らるる寄附申出書、其の他の控書は勿論登記簿謄本等遺漏なく備へて置かるる様願います。

當財團所有名義に變更せられたるとき登記簿の謄本壹通御提出ありたし。

財團法人事務取扱に付ての諸経費に充當する意味に於て本財團に加入又は脱退其の場合に本財團は各其の當該教會より左記手数料を申受けます。

- 一、加入脱退の場合
 - 一 教會の特別財産として提供せらるる財産の總價格

二千圓迄	三圓	五千圓迄	五圓
一萬圓迄	七圓	一萬圓以上	十圓
- 二、加入後資産の増減及び名稱變更の場合
 - 一 登記事項毎に 壹圓

五、財團加入後其の不動産に異動ある場合の取扱方に關する件

- 一、財團へ事後報告せらるべき場合
 - 但し此の場合と雖も教會備付の臺帳へは財團と打合の上記帳すること
 - 甲、現在の建物を増減なしに修繕せるとき
 - 乙、天變地異に因り又は實測の結果不動産に増減を生じたるるとき
 - 二、左の場合に於ては財團の承認を受けたる後施工せらるべく
 - 模様替、移築、改築等の爲現在の建坪を増すとき
 - 三、寄附行爲第八條に依り理事會の同意と大會の承認を経て施工又は訂正せらるべき場合
 - 甲、模様替、移築、改築等の爲現在の建坪を減殺するとき
 - 乙、現在の不動産を處分（賣却、讓與、取毀）せんとするとき
- 寄附行爲第九條に依り將來不用の不動産を他人に貸與せむとするときは其の契約書案を添へ財團の承認を受けられたし

六、諸稅法規抄錄及通牒、判例

九八

○登錄稅法 (明廿九、三ノ廿八、法律第廿七)

(號、昭四、四ノ第六三號改正迄)

- 第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ
- 一 相續ニ因ル所有權ノ取得
不動産價格千分ノ五
 - 二 遺言、贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ取得
不動産價格千分ノ四十五
 - 但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ無償名義又ハ寄附行爲ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ
千分ノ二十五
 - 四 所有權ノ保存
不動産價格千分ノ五
 - 五 共有物ノ分割、分割ニ因リテ受クル
不動産價格千分ノ五
- 第十九條 左ニ掲クルモノニハ登錄稅ヲ課セス
- 二 社寺若ハ堂宇ノ敷地又ハ墳墓地ニ關スル登記
 - 十四 學校經營ヲ目的トスル法人ノ土地、建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

○基督教會堂敷地ノ登錄稅ノ件 (明廿八、三ノ九司法次官)

(通牒民利第一一七號)

控訴院、地方裁判所、區裁判所、區裁判所出張所

從來基督教會堂ノ敷地ニ係ル登錄稅ヲ課スヘキヤ否ヤニ付テハ其ノ解釋區區ニ涉リ居候趣ニ有之候處今回大藏省ト協議ノ上基督教會堂ニ係ル登錄稅ハ登錄稅法第十九條第二號ノ社寺堂宇ノ敷地ニ係ル登記ニ準シ之ニ登錄稅ヲ課セサル事ニ相定メ候間爲御心得此段及通牒候也

○地方稅

市制

第百廿一條 所得稅法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

神社寺院、祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス (以下各項省略)

町村制

第百一條 所得稅法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

神社寺院、祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス (以下各項省略)

府縣制

第百十條 府縣稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノニ關シテハ法律勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除クノ

外市町村稅ノ例ニ依ル (以下各項省略)

◎北海道一級町村制 第八十五條及樺太町村制第五十條ノ規定ハ前記各條項ト略ホ同一ニ規定セララル

○基督教會構内(會堂敷地内)ノ意ナラン(建物ニ家屋稅ヲ賦課セサル件) (大正二年一月十六日愛知縣照會庶發第六〇號)

本縣ニ於テ家屋稅ヲ賦課スル地域中耶穌教會ノ所有スル建物有之其一部ハ教會堂又ハ聖堂ト稱ヘ禮拜又ハ儀式ヲ行フ場所有之右ニ對シテハ府縣制第百十條ニ依リ町村制第百一條ノ教會所ノ用ニ供スル建物トシテ縣稅ヲ賦課セサルコトニ取扱居候處右教會所ノ構内ニ建設シアル宣教師ノ住宅及宗教教授用ノ建物は市町村制改

九九

正前ニ於ケル寺院ノ庫裡即チ僧侶ノ住宅ニ課税セザリシコトヲ引證シ縣稅ノ賦課ヲ受クヘキモノニ無之旨申出ノモノ有之右ハ市町村制改正ノ結果前記宣教師ノ住宅及宗教教授用ノ建物ハ市制第百廿一條町村制第百一條ニ定メラレタル神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物ト認メ市町村稅ヲ賦課セス從テ府縣制第百十條ニ依リ縣稅ヲモ賦課セサルコトニ取扱可然哉御意見承知致度此段及照會候也

(內務省地方局大正二年四月一日回答第三號)

御照會ノ趣了承右教會所ノ構内ニ建設セル宗教教授用ノ建物ニ對シテハ之ニ賦課スルヲ得ス又教會所ノ構内ニ在リテ其主管宣教師又ハ番人等ヲ居住セシメ居ル建物ノ如キハ教會所ノ一部又ハ附屬舎ニシテ教會所ノ用ニ供スル建物ナレハ宣教師ノ住宅ニ關シテモ同様課税スルコトヲ得サル義ト御了知相成度候

○教會堂ノ敷地ト登録稅ニ關スル大審院ノ判例其ノ他

基督教會敷地登記ノ登録稅(大正三年四月登記學會解答)

基督教會ノ登記申請ニハ市町村長並牧師等ノ證明アレハ免稅ノ理由トシテ十分ナリ

個人名義ノ社寺堂宇ノ敷地ト登録稅(大審院大正十二年民六九三頁判決總攬諸法令下卷一六七〇頁)

登録稅法第十九條第三號ニ社寺堂宇ノ敷地トアルハ其宗教事業ニ保護ヲ加フル精神ニ鑑ミテ苟モ社寺堂宇ノ敷地ニ屬スル以上ハ其所有名義ノ如何ヲ問ハス登録稅ヲ免除スヘキモノニシテ個人ノ所有名義ノ敷地ナルカ故ニ之ヲ免除セサルモノト解スルヲ得本件三筆ノ土地ハ神道天理教津大教會ノ敷地ニシテ抗告人先代五三郎ノ所有名義ト爲シアルモノナレハ抗告人ハ家督相續ニ關スル登記申請ヲナスニ付キ同條同號ニ依リ登録稅ヲ免除セラルヘキモノトス

社寺堂宇ノ敷地ノ範圍(民事局長大正十二年民事第一九四八號回答)

本條第三號ノ社寺堂宇ノ敷地ノ範圍ハ社寺堂宇ノ境内地全部ナリトス

第五 日本基督教會役員委員及職員其他一覽 (昭和八年)

(一) 役員之部

大會議長	多田 素	高知市水通町二丁目	同	日高 善一	京都市室町通丸太町上ル東側
同副議長	佐波 亘	東京市蒲田區新宿町四一八	同	和田 方行	廣島市國泰寺町一八九
同書記	村岸 清彦	同京橋區入船町一ノ二	同	笹倉 彌吉	同濱市中區中村町一、二〇一
同常置委員	多田 素	(前出)	同	高倉徳太郎	東京市淀橋區西大久保三ノ一三八
同 (長)	佐波 亘	(前出)	同	小野村林藏	札幌市北一條西六丁目
同 (書記)	村岸 清彦	(前出)	同	桑田繁太郎	兵庫縣川邊郡塚口住宅
同	三好 務	東京市中野區高根町二	同	山本 忠興	(前出)
同	毛利 官治	同濱市中區大橋町三ノ五七	同	秋月 致	京城市貞洞一
同	川添萬壽得	東京市目黒區自由ヶ丘二〇〇	同	川崎 義敏	福岡市渡邊通四丁目
同	山本 忠興	同豊島區高田本町一ノ一、四二二	同	多田 素	(前出)
同	富田 滿	同杉並區荻窪二ノ一〇八	同 (書記)	毛利 官治	(前出)
				金井爲一郎	東京市牛込區市谷仲之町五〇

同 白井 慶吉 大連市臥龍臺一〇七
 同 三好 務 (前出)
 同 上 與二郎 臺北市幸町七
 同 財務局理事 原 成吉 東京市世田谷區代田一ノ六三四
 同 山本 五郎 大阪府泉北郡濱寺町松原通
 同 溝口 悅次 神戸市葺合區熊内町一ノ三
 同 吉川逸之助 名古屋市東區白壁町四ノ七
 同 松原 英一 澁橋區角管二ノ一〇二
 同 丹 忠 會津若松市榮町三四八
 同 間野 松藏 品川區下大崎一ノ八六
 同 (長) 中松 盛雄 大森區新井宿四ノ一三〇九
 同 小笠原楠彌 札幌市北三條西二丁目
 同 淵 時智 東京市世田谷區野澤町一ノ三六

日曜學校局理事 (長)
 同 笹倉 彌吉 (前出)
 同 馬場 久成 神戸市再度筋三三
 同 山本 忠興 (前出)
 同 齋藤 敏夫 堺市鶴野町東四丁一八
 同 新島 善直 (前出)
 同 大野 直周 神戸市林田區大谷町三ノ四七
 同 小平 國雄 東京市大森區田園調布三ノ八九
 同 小杉 德治 同市本所區錦糸町一ノ七
 同 中山 通夫 岡山市西中山下五二
 同 赤石 義明 仙臺市北五番丁八
 同 霜越 四郎 大阪市東區船越町一ノ一四一
 同 番匠 鐵雄 鹿兒島市長田町四七
 同 維持財團 (長) 毛利 官治 (前出)
 同 法人理事

同 多田 素 (前出)
 同 秋月 致 (前出)
 同 桑田繁太郎 (前出)
 同 笹倉 彌吉 (前出)
 同 小林 誠 (前出)
 同 渡邊 暢 千葉市登戸町穴川三九〇
 同 新島 善直 (前出)
 同 (書記) 山本 忠興 (前出)
 同 中松 盛雄 (前出)
 同 榊富安左衛門 東京市目黒區上目黒八ノ五八〇
 同 (缺 員)
 同 教育局理事 田川大吉郎 (前出)
 同 井深梶之助 東京市芝區白金三光町三四六

同 市村 與市 名古屋市外守山町小幡二、二二二
 同 高倉德太郎 (前出)
 同 川添萬壽得 (前出)
 同 溝口 悅次 (前出)
 同 教育局理事 笹尾彖太郎 東京市芝區白金明治學院構内
 同 財團事務擔當者 多田 素 (前出)
 同 金城女學校理事 溝口 悅次 (前出)
 同 同 吉川逸之助 (前出)
 同 市村 與市 (前出)
 同 辻 亮吉 愛知縣勝川町勝景園
 同 日本神學校 名譽校長 川添萬壽得 (前出)
 同 敬頭兼校長 高倉德太郎 (前出)
 同 ※ (長) 井深梶之助 (前出)
 11011

同 佐波 亘 (前出)
 同 毛利 官治 (前出)
 同 ※(書記) 山本 忠興 (前出)
 同 山本 五郎 (前出)
 同 ※(會計) 田川大吉郎 (前出)
 同 ※ 金井爲一郎 (前出)
 同 多田 素 (前出)
 同 日高 善一 (前出) 京都市室町通丸太町上
 同 三好 務 (前出)
 同 ※ 原田 友太 (前出) 京都市世田谷區池尻町
 同 ※ 小野村林藏 (前出)
 同 ※ 常務理事 村田 四郎 (前出) 京都市杉並區天沼三ノ
 同 (書記) 小林 誠 (前出)

同 賀川 豊彦 (前出) 同世田谷區上北澤町二
 同 笹倉 彌吉 (前出) 京都市牛込區市谷壱町
 同 外村 義郎 (前出) 五
 (二) 委員之部
 同 小林 誠 (前出)
 同 貴山幸次郎 (前出) 京都市杉並區荻窪三ノ
 同 笹倉 彌吉 (前出)
 同 吉川逸之助 (前出)
 同 小平 國雄 (前出)
 同 岡見千吉郎 (前出) 京都市目黒區下目黒一
 同 西島 政之 (前出) 京都市豊島區目白三ノ
 同 長野 嘉吉 (前出) 京都市中野區本町通五
 同 日足 信亮 (前出) 京都市淀橋區百人町三

同 下石 幸也 (前出) 京都市杉並區高圓寺一
 同 (長) 會堂建築局委員 光 晉 (前出) 京都市小石川區原町七
 同 (書記) 井上朋三郎 (前出) 京都市目黒區自由ヶ丘
 同 宍戸 豊莊 (前出) 京都市大森區新井宿二
 同 森田 殿丸 (前出) 京都市南區南編屋町四
 同 清水 欣 (前出) 兵庫縣武庫郡本山村岡
 同 讚美歌委員 小林 誠 (前出)
 同 郷司 懺爾 (前出) 京都市大森區石川町一
 同 ハナフオード (前出) 京都市芝區白金明治學
 同 基督教聯盟委員 小林 誠 (前出)
 同 富田 滿 (前出)
 同 金井爲一郎 (前出)
 同 中山 通夫 (前出)

同 丹 忠 (前出)
 同 石川 四郎 (前出) 和歌山市三木町堀詰八
 同 細川 慶次 (前出) 旭川市二條通十一ノ左
 同 井田 健司 (前出) 京都市東山通五條下
 同 上 與二郎 (前出)
 同 笹倉 彌吉 (前出)
 同 教師試験委員 三好 務 (前出)
 同 桑田 秀延 (前出) 京都市杉並區荻窪二ノ
 同 桑田繁太郎 (前出)
 同 齋藤 敏夫 (前出)
 同 日高 善一 (前出)
 同 出村 剛 (前出) 仙臺市北四番丁一五七
 同 松本徳三郎 (前出) 下關市大坪町向山

同 上 與二郎 臺北市幸町七
 同 白井 慶吉 (前出)
 教師試驗委員 今村好太郎 兵庫縣武庫郡住吉村八甲田
 同 細川 慶次 (前出)
 同 郷司 慥爾 (前出)
 同 山本 秀煌 東京市品川區上大崎四ノ二四五
 同 傳道地委讓及制度改正審查特別委員 田川大吉郎 (前出)
 同 山本 五郎 (前出)
 同 毛利 官治 (前出)
 同 小林 誠 (前出)
 同 小野村林藏 (前出)
 同 石川 四郎 (前出)
 同 多田 素 (前出)

同 佐波 亘 (前出)
 同 教會合同問題に關する特別委員 小林 誠 (前出)
 同 桑田繁太郎 (前出)
 同 毛利 官治 (前出)
 同 小平 國雄 (前出)
 同 石川 四郎 (前出)
 同 中山 國三 吳市中通五ノ一三
 同 金井爲一郎 (前出)
 同 ミツシヨンの協調に關する特別委員 郷司 慥爾 (前出)
 同 多田 素 (前出)
 同 金井爲一郎 (前出)
 同 小野村林藏 (前出)
 同 石川 四郎 (前出)

同 川崎 義敏 (前出)
 同 和田 方行 (前出)
 同 丹 忠 (前出)
 同 田中 惠 東京市世田谷區代田一ノ六三四
 同 特別後援特別委員 宍戸 豊莊 (前出)
 同 淵 時智 (前出)
 同 榊富 照子 同日黒區上目黒八ノ五八〇
 同 門屋 直寛 横濱市神奈川區旭丘五ノ四
 同 安 常三郎 東京市日本橋區濱町三ノ三
 同 山本 五郎 (前出)
 同 服部 廉輔 兵庫縣武庫郡良元村仁川
 同 末高興次郎 神戸市六甲篠原字日柳七〇七
 同 清水 欣 (前出)

同 吉本久太郎 高知市小高坂西町
 同 柴田 博陽 大連市桃源臺八
 同 岡崎 潔丸 奉天紅梅町七
 (三) 職員之部
 會計 木岡甲子男 東京市淀橋區十二社二七三
 維持財團事務擔當 篠澤 武夫 東京市中野區川島町三八
 日曜學校(名譽)局 中田 光治 東京市豊島區西巢鴨二ノ二五一三
 日曜學校局編輯主任 小出 正吾 東京市世田谷區玉川村奥澤町一ノ四三三
 同 (會計) 小杉 德治 (前出)
 (四) 各中會議長、書記
 東京中會(議長) 金井爲一郎 (前出)
 同 (書記) 光 晉 (前出)
 浪速中會(議長) 日高 善一 (前出)

- 同 (書記) 飯島 誠太 (前出)
- 東北中會(議長) 丹 忠 (前出)
- 同 (書記) 渡邊 良亮 山形市六日町二七四
- 鑽西中會(議長) 藤田 治芽 福岡市春吉高畑新町六三
- 同 (書記) 宮内 彰 佐賀縣唐津市大名小路
- 山陽中會(議長) 和田 方行 (前出)
- 同 (書記) 中山 通夫 (前出)
- 北海道中會(議長) 小野村林藏 (前出)
- 同 (書記) 近藤 治義 小樽市稻穂町四八ノ九
- 臺灣中會(議長) 上 與二郎 (前出)
- 同 (書記) 子島 友熊 臺中市大正町一ノ四
- 滿洲中會(議長) 白井 慶吉 (前出)
- 同 (書記) 高橋 一男 大連市沙河口霞町一六

- 朝鮮中會(議長) 秋月 致 (前出)
- 同 (書記) 宮田 熊治 新義州府榮町六丁目
- (五) 各關係ミツシヨシヨシ議長、書記
- 米國リフオ中會(議長) エイツチ、大分市中島浦町一八五
- 同 (書記) カイパー二
- 同 (書記) シエフア一 横濱市山手三七
- 北長老會(議長) ゴルドン、ケイ 神戸市中尾町五二
- 同 (書記) チヤアマン
- 同 (書記) ダブルユ一 東京市芝區白金明治學院
- 同 (書記) シー、ラマツト
- 南長老會(議長) エル、ダブルユ 豊橋市旭町
- 同 (書記) 一、モ一ア
- 同 (書記) アビ、エナ 岐阜市美江寺町
- 同 (書記) アカ、ナ
- 合衆國リフオ中會(議長) シュレ、ユ一 盛岡市大澤河原小路七
- 同 (書記) ヴィ、エツチ 仙臺市東三番町一六二

(六) 婦人傳道會社役員

社長 (缺 員)

- 副社長 植村 環 東京市淀橋區柏木四ノ九四八
- 理事 武田 越子 東京市澁谷區代々木富ヶ谷町一四六四
- 理事 石塚 忍子 東京市牛込區原町二ノ七一
- 同 奥平 敏子 東京市麻布區雙筒町六二牧山邸内
- 同 小野やす子 東京市荏原區小山四九二
- 同 渡邊多喜子 東京市澁谷區代々木初臺四七七
- 同 河本香芽子 東京市麴町區富士見町三ノ一の一一
- 同 河田 良子 東京市牛込區辨天町一五一
- 同 田川 直子 東京市小石川區小日向臺町二ノ二五
- 同 中松 秀子 東京市大森區新井宿四ノ一三〇九
- 同 棟居みち子 東京市芝區白金今里町八九
- 同 熊本くに子 東京市麻布區鳥居坂町八
- 同 山室ひな子 東京市麻布區三河臺町二三

- 同 榎富 照子 (前出)
- 同 淺野 花子 東京市澁谷區金王町五四七
- (七) 日本基督教會全國聯合 婦人會役員
- 會長 植村 環 東京市淀橋區柏木四ノ九四八
- 副會長 山本つち子 大阪市外濱寺町松原通
- 副會長 原 しか子 東京市世田ヶ谷區代田一ノ六三四
- 書記 河田 良子 同市牛込區辨天町一五
- 同 榎富 照子 同市日黒區上目黒五八〇
- 同 武田 越子 同市澁谷區代々木富ヶ谷町一四六四
- 同 山室ひな子 同市麻布區三河臺町二三
- 同 村岸 榮子 同市京橋區八船町二ノ二一
- 事務所 東京市淀橋區柏木四ノ九四八 柏木教會内

(八) 東京中會聯合婦人會役員

委員長 植村 環 (前出)

書記 若林美津子 東京市大森區新井宿四ノ九九六
鈴木 七子 同市品川區大井林町三三四

會計 岩藤 勇子 同市神田區錦町三ノ二
小平 テル 同市大森區田園調布八九

事務所 東京市淀橋區柏木四ノ九四八
柏木教會内

(九) 浪速中會聯合婦人會役員

會長 山本 つち (前出)

書記 服部ハツミ 兵庫縣武庫郡長元村仁川
森田 とめ 大阪市南區南船場町四九

同 (書記) 長谷川 計太郎 大阪市西區阿波堀通三ノ五
同 (會計) 霜越 四郎 大阪市東區船越町一ノ一四一
同 井田 健司 京都市東山五條下ル
同 村田 四郎 (前出)
同 松尾造酒藏 横濱市中區南太田町一九八四
同 山本 喜藏 (前出)
同 細川 慶次 (前出)
同 丹 忠 (前出)

會計 渡邊 どう 西宮市大社村森具宮上三九三
堀 章子 京都市上京區下加茂中河原六〇
事務所 大阪南區南船場町四九ノ一 大阪南教會内

(一〇) 北海道中會聯合婦人會役員

委員長 梅野 せつ 札幌市南十條西四十五丁目
佐藤 あや 同市外圓山三條五丁目
清水 さわ 同市南八條西四十丁目
柴原 松子 同市北一條西十二丁目
事務所 札幌市北一條西六丁目 札幌日本基督教會内

(一一) 教職會役員

委員長(長、編輯) 溝口 悦次 (前出)

第六 各教會、牧師、役員氏名住所

(無印ハ牧師○印ハ教師△印ハ教師候補●印ハ中會未加入者)
(書)ハ書記(會)ハ會計(執)ハ執事(日)ハ日曜學校長

(一) 東京中會所屬教會之部

名稱	位	置	設立年月日	牧師又ハ主任者	住	所
海岸	橫濱市中區日本大通八	明治五年三月十日	笹倉 彌吉	同市中區中村町一、二〇二	原田 薔薇	同市中區山下町一六八
(會) 佐久間勝之助	同市中區根岸町竹の丸三三九九		(會) 金子 なか子	同市磯子區瀧頭町九七	廣田 兼敏	同市中區根岸町竹の丸
(會) 早川 淺吉	同市中區桐生町四ノ七二		鈴木 新吉	同市神奈川區子安町瀧下六八	三澤 恭哉	同市神奈川區栗田谷五六
(會) 酒井隆五郎	同市中區中村町東一三八三		青木 玉枝	同市中區山手町一、二一	河合 卯一	同市中區境の谷
(會) 福谷 由藏	同市中區本牧町八王子二八九一		渡邊 文子	同市中區山手町三七	石橋 慶藏	同市品川區大井立會町五〇〇
新 榮	東京市京橋區入船町一ノ二一	明治六年九月廿一日	村岸 清彦	同上	千屋 御法	同市本郷區彌生町三ノ三二
(會) 平野 龍亮	同市淀橋區下落合二ノ七九七		宮部 力	同市瀧野川區西ヶ原町七七九	佐竹 藤太郎	同市淺草區小島町七三
(會) 藤原鈎次郎	同市下谷區上根岸町七二		赤城 芳雄	同市荒川區日暮里町三ノ七〇四	國井 綾	同市中區太田町六丁目女子基督教育會
(會) 奥田 時藏	同市京橋區新船松町一		内藤 兆吉	同市下谷區御徒町二ノ三七	小瀧 常吉	同市神奈川區子安町守屋町

(會) 赤城 芳雄 (前出)

指

(會) 花島 文子	同市澁谷區千駄ヶ谷町八四四		毛利 官治	同市中區大橋町三ノ五七	國井 綾	同市中區太田町六丁目女子基督教育會
(會) 小林 潔雄	同市中區北方町泉二五八		石川 助五郎	同市神奈川區松ヶ丘五一	小瀧 常吉	同市神奈川區子安町守屋町
(會) 三宅 秀藏	同市神奈川區篠原町二二二		向井 蘭治郎	同市中區南太田町一八三七	鈴木 清五	同市中區住吉町五丁目横濱活版舎
(會) 岡崎 幸彦	同市中區本牧町原一一九五		赤石 久太郎	同市磯見區東寺尾町二〇八九	鈴木 清五	同市中區住吉町五丁目横濱活版舎
山下 和則	同市神奈川區青木町栗田谷三二		三橋 英一郎	同市中區根岸町鷺山三三七	門屋 直寬	同市神奈川區旭ヶ丘五四
山下 せう	(山下和則方)		大橋 繁	同市中區本牧町牛込二八三二	城戸 順	同市中區山手町一〇九共立女子神學校
佐藤 園子	同市磯見區生麥柳町四五六		石川 文壽	同市中區辨天通一丁目	石川 文壽	(前出)
芝	東京市芝區愛宕町二ノ一二	明治七年十月八日	富田 滿	同市杉並區荻窪町二ノ一〇八	東條 松五郎	同市芝區田村町一九
(會) 岡見 千吉郎	同市目黒區下目黒二五		牧山 富子	同市麻布區簗笥町六二	矢島 みす	同市小石川區大塚仲町三六の二
(會) 篠原 松次	同市芝區西久保巴町四五		岡田 信六	同市京橋區銀座西六ノ二の七	五月女 忠藏	同市芝區西久保巴町三四
間野 松藏	同市品川區下大崎一ノ八六		菊島 敬一郎	同市芝區琴平町三四	村池 重夫	同市中野區塔ノ上町三三
(會) 菊地 喜代子	同市澁谷區永住町二〇		井口 えい子	同市目黒區中目黒町三ノ二〇		

吉村 シゲリ 同市荏原區下蛇窪八四二
 鳥越 藤吉 同市芝區廣町六
 岡田 信六 (前出)

石田 三代治 同市葎原
 遠藤 鐵太郎 同市馬場町
 久保田 寛助 長野縣小縣郡長瀬村
 遠藤 さん 同市馬場町
 渡邊 浪治 同市踏入

佐崎 良之一 同市麴町區元平河町一〇
 齋藤 國治 同市神田區美土代町青年會アバト内
 青木 金太郎 同市澁谷區千駄ヶ谷五ノ八五二
 泉水 一人 同市澁橋區落合二ノ八三九
 松木 タマ 同市澁谷區代々木初臺六二九
 前田 大四郎 同市中野區多田町六〇

淺草 賀町二三 同市淺草區須賀町二二九
 永井 直治 同上
 金子 勘藏 同市本所區東兩國四ノ一
 高城 衛 同市杉並區上荻窪五七八
 曾我 正雄 横濱市鶴見區生

牛込 方町二四 同市牛込區拂方町二四
 明治十年十一月十七日
 田島 進 同上
 寺尾 喜六 神戶市須磨區櫻木町二ノ二三
 齋藤 忍 (齋藤運次郎方)

筒井 丑太郎 同府砧村喜多見成城七二三
 和久山 駒 同市麴町上二番町女子學院内
 伊東 園 同市中野區富士見町六〇
 古門 林太郎 同市澁橋區百人町二ノ五二
 齋藤 運次郎 同市品川區上大崎町五ノ六二六
 田島 進 (前出)

海老名 謙一 同市中野區小澁町二七
 下石 幸也 同市杉並區高圓寺一八八
 栗屋 磯熊 同市麻布區今井町一四
 西村 芳太郎 同市日本橋區元大坂町五
 長尾 金次郎 同市神田區佐久間町二ノ一二
 細谷 勝次 同市日本橋區江戶橋町三ノ六

高岡 宣次 同市日本橋區本町四ノ一五
 高岡 セイ子 同市日本橋區鐵砲町一七
 海老名 謙一 (前出)
 金子 民三郎 同市本郷區駒込富士前町四
 林 止 同市本郷區本郷二ノ三六
 遠藤 喜徳 同市豊島區駒込一ノ一六三

今野 幸吉 同市本郷區駒込千駄木町一二
 鳥羽 雄吉 同市澁橋區下落合三ノ一七九四
 田部 一郎 同市大森區新井宿四ノ九八九
 相良 五百子 同市本郷區森川町一九三の一間本省平方
 鳥羽 雄吉 (前出)

桐生 桐生市稻荷町九 明治十一年十一月十一日
 新階 鞆音 同上

①田中喜久吾 同市錦町一丁目 川島善四郎 同市本町六丁目 田島豊次郎 同市本町六丁目
 ②市川武 同市末廣町三丁目 堀祐平 同市巴町一丁目 荻原四郎 同市新宿通二丁目
 ③山端宇太郎 同市清水町 ④稻田好次 同市東堤町 ⑤丹羽たけ 同市旭町
 ⑥田中喜久吾 (前出)

豊島岡

東京市小石川區 明治十二年十一月八日

西村

同市杉並區清水町一七

⑦西島政之 同市豊島區日白三ノ三三三二

中田光治 同市豊島區西巢鴨二ノ二五一三

⑧牛山坂登 同市日黒區洗足町一二九八

⑨平井磐雄 同市豊島區西巢鴨二ノ二二六七

⑩中田光治 (前出)

日本橋

東京市日本橋區 明治十二年十一月廿二日

原田

友太 同市世田ヶ谷區池尻町四一〇

⑪結城長治 本郷區元町二ノ二三

橋本謙治 日本橋區本町三ノ三

安常三郎 日本橋區濱町三ノ三

⑫大澤幾次郎 日本橋區本町一ノ四

竹内庄次郎 淀橋區大久保百人町九〇

吾妻三郎 深川區清澄町三ノ六

⑬上澤謙二 豊島區日白町三ノ三五三五

本多嘉右衛門 牛込區二十騎町二〇

⑭矢部清 日本橋區本町四ノ一三

⑮三村美繼 日本橋區濱町三ノ四一

⑯箕輪堅三郎 大森區大森四ノ二三八一

⑰安しな (安常三郎方)

⑱服部スガ 下谷區上野櫻木町二五

⑲上村きく 芝區琴平町三四

⑳大澤幾次郎 (前出)

高輪

東京市芝區二本 明治十五年十一月十一日

山本

秀煌 同市品川區上大崎四ノ二四五

⑳齋藤勝次郎 同市芝區白金猿町三四

三浦太郎 同市目黒區柿ノ木坂三七〇

前田宏 同市杉並區天沼三ノ七九九

㉑大久保富士 同市大森區池上町德持三三〇

瀧澤直彦 同市芝區高輪南町三〇

川村節子 同市品川區上大崎一ノ七五九

㉒田清子 同市大森區北千束三八九一

㉓三浦太郎 (前出)

横須賀

横須賀市深田町 明治十九年七月十九日

津田

正則 同上

㉔紺野尙雄 同市公卿町一九二一

園部彦長 同市公卿町二三八九

古場善吉 同市中里町一二三

㉕渡邊與三郎 同市公卿町一二一五

柴崎辰藏 同市深田町二七三

堀友彦 同市山王町四五

㉖伊比信一 横濱市中區共進町二ノ五〇

古谷與市 同市潮入町一二五

永田敏雄 同市潮入町一二五

㉗牧野玉次郎 同市深田町三四

石渡泰子 同市浦賀町大津七七三

⑳榎葉静枝 同市佐野町四七〇

㉘稻生佐久子 同市潮入町五五六

㉙三浦太郎 (前出)

富士見町

東京市麴町區富土見町二ノ三の四日 明治廿年三月六日

三好

宮崎豊文 同市中野區高根町二

東京中會

大石

榮 同市牛込區中町三二芳賀方 同市四谷區舟町四八

浦野 三朗 同市淀橋區下落合一ノ四八一
 木岡 甲子男 同市淀橋區十二社二七三
 田 中 惠 同市世田ヶ谷區代田一ノ六三四
 高鳥 武雄 同市豊島區集鴨三ノ三〇
 福島 正雄 同市豊島區池袋三ノ一三七
 原 成吉 同市世田ヶ谷區代田一ノ六三四
 小川 潤次郎 同市杉並區高圓寺一ノ四〇
 河 井 道 同市外千歳村橋一〇九〇
 井上 顯作 同市澁野川區上中里町一六
 尾形 茂樹 同市神田區須田町二ノ一七
 山本 忠興 同市豊島區高田本町一ノ三三
 芳賀 静代 同市牛込區中町三二
 中村 きし 同市杉並區高圓寺四ノ五三七
 田中 忠二郎 同市澁谷區青葉町二〇
 平井 良成 同市赤坂區氷川町一七
 田 中 正 (田中忠二郎方)
 仲里 朝章 同市杉並區上荻窪町六五五
 大江 與四郎 同市牛込區市ヶ谷富久町一〇九
 宮 部 宏 同市杉並區大宮前町四ノ五一〇
 谷 岡 貞 同市麹町區紀尾井町九
 藤田 松世 同市本郷區駒込淺嘉町三五
 長尾 半平 同市中野區氷川町九
 原 志 賀 (原成吉方)
 大江 政衛 (大江與四郎方)
 山本 忠興 (前出)

伊勢崎

群馬縣伊勢崎町 明治廿一年七月廿四日

太田 好景 同上

金井 保太郎 同縣同町本町二ノ一〇八五
 森村 堯太 同縣佐波郡宮郷村連取
 磯部 市次郎 同縣伊勢崎町本町二ノ七一六
 金井 直次郎 同縣同町本町二ノ一〇八五
 三輪 勇吉 同縣伊勢崎町日吉町一五四〇
 下城 茂子 同縣伊勢崎町榮町六二八
 大竹 高次郎 同縣同町本町二ノ一〇八九
 金井 孫次郎 同縣佐波郡豐受村馬見塚
 田中 繁之 同縣同町新町

金井 さく

同縣同町本町二ノ一〇八五

矢内 なか

同縣佐波郡三郷村西太田七二八

板垣 ふじ

同縣同町錦町

太田 好景 (前出)

千葉

千葉市市場町五 明治廿八年十月八日

森岡 謹吾 同上

高島 秀男 同市寒川新宿六
 杉谷 乙次郎 同市寒川新宿四
 白 井 潔 同市外部村貝塚二六二
 河島 トヲ 同市本町三ノ五五六
 齋藤 鷹之助 同市吾妻町三ノ一二一三
 齋藤 鷹之助 (前出)

市ヶ谷

東京市牛込區原町一ノ五二 明治卅四年三月十日

金井 爲一郎 同市市ヶ谷仲之町五〇

小倉 哲三 同市牛込區喜久井町三六
 伊藤 一雄 同市本郷區元町二ノ五
 土居 譽雄 同市目黒區中目黒四ノ一二六〇
 大澤 佐四郎 同市牛込區原町一ノ五二
 太田 兼次郎 同市牛込區喜久井町二九
 奥峯 恂太郎 同市深川區平野町三ノ五
 海江田 虎次郎 同市板橋區板橋町三ノ二一七
 河田 茂 同市牛込區辨天町一五一
 河田 良子 (河田茂方) 同市本所區太平町三ノ一九 養育會病院
 鈴木 榮吉 同市中野區桃岡町四六
 野田 半三 (前出)

角 筈

東京市淀橋區角筈一ノ一〇二 明治卅七年四月廿三日

松原 英一 同上

松永野利正 同市淀橋區角營 二ノ一〇〇 水村寅吉 同市澁谷區幡ヶ谷 谷笹塚町二〇三

白山靖 同市澁谷區幡ヶ谷 谷本町一ノ一〇 高橋泰 同市豊島區長崎 南町三ノ三三

橋本礎三郎 同市澁谷區幡ヶ谷 谷笹塚町二〇三 岩本算子 同市中野區住吉 町三

佐藤太郎 同市豊島區長崎 仲町二ノ六六 加藤要之助 同市澁谷區千駄ヶ谷 町三ノ一〇

井手研三 同市荏原區小山 町八九 合田正之 同市中野區本町 五ノ一八

奥秋肇 同市荏原區下神 明町四二二 井手研三 (前出)

後藤弘 同市中區根岸町 竹の丸三二七三

原田たけ 同市中區岡村町 中乃一八八

海野吉之助 水戸市仲町四八

小島信子 水戸市藤坂小路

宮本桃喜 (前出)

宮本桃喜 (前出)

宮本桃喜 (前出)

鷺山

横濱市中區根岸 明治四十年九月十五日 月野振吾 同上

上條勝 同市中區山下町 二二一 芹澤いく 同市中區根岸町 鷺山三六七三

崎山長太郎 同市中區元町四 一七七 岡野昌長 同市中區根岸町 豆口二五五〇

水戸

水戸市仲町通 明治四十一年三月十五日 宮本桃喜 同市鐵砲町一一四三

宇野藤熊 東京市杉並區萩 窪二ノ一七一 眞家守太 一都宮市一條町 一一九六

平山學 水戸市泉町 (前) 保持壽満子 水戸市大町六五 四

宇佐美辰野 水戸市西町 (前) 平山益子 水戸市泉町 (前) 宮本桃喜 (前出)

山梨

甲府市春日町一 明治四十二年二月廿八日 伊藤恭治 同上

濱口永雄 同市百石町一二 八 島田正己 山梨縣南巨摩郡 嶽澤町

山崎仙藏 同市三日町三七 内藤健 同市水門町四 石丸三壽穂 山梨縣中巨摩郡 田ノ岡村

竹前恒藏 同市東青沼町四 三三 加藤正明 同市代官町 (前) 中澤三男 同市穴切町

竹内圓仙 同市東青沼町 (前) 伊藤龜代 同市穴切町 (前) 後藤さかゑ 同市佐渡町 (前) 内藤健 (前出)

青山

東京市赤坂區青 明治四十三年四月三日 川添滿壽得 同市目黒區自由ヶ丘二〇〇

淵時智 同市世田ヶ谷區 野澤一ノ三六 宇佐美敬子 同市世田ヶ谷區 玉川瀬田町五〇

岩井福造 同市澁谷區金王 三六 武田越子 同市澁谷區代々木 木宮谷町二四六

村田正亮 同市世田ヶ谷區 世田ヶ谷三ノ三三 加藤孟志 同市澁谷區 石橋進三 同市目黒區上目黒 二ノ二〇八一

尾間一彦 同市世田ヶ谷區 太子堂町三四〇 (前) 能勢秀馬 同市目黒區上目黒 三ノ一七三〇 (前) 淵時智 (前出)

千駄ヶ谷

東京市澁谷區千 大正元年十二月廿一日 吉本一良 同上

(會) 溝尻 房藏 同市荏原區戸越 町一二七
 (會) 穴澤 健次 同市澁谷區神山 町二五
 (會) 野鳥 新之亟 國立藤前大學通
 (會) 豐田 末吉 同市澁谷區千駄 谷一ノ五六二
 (會) 北畠 顯正 同市澁谷區代々 木山谷町二八九
 (會) 長野 嘉吉 同市中野區本町 通五ノ三五
 (會) 吉本 一良 (前出)

大

森 東京市大森區人 大正四年五月十 六日
 新井四ノ七六七
 佐波 亘 同市蒲田區新宿町四一八
 中島 房男 同市大森區新井宿三ノ六七三清水方

(會) 大谷 元夫 橫濱市鶴見區平 安町二ノ一〇七
 若林 美津子 同市大森區新井 宿四ノ九九六
 栗原 雅信 同市大森區新井 宿四ノ一〇四二

(會) 小川 榮藏 同市大森區新井 宿五ノ四〇
 中松 盛雄 同市大森區新井 宿四ノ一三〇九
 佐藤 哲子 同市大森區新井 宿五ノ三九

(會) 穴戸 豐莊 同市大森區新井 宿二ノ一六五二
 北村 又吉 同市大森區馬込 町東一ノ三三
 內藤 久子 同市大森區馬込 町東二ノ二五

(會) 宇賀 武雄 同市大森區新井 宿五ノ二二
 大村 益荒 同市品川區大井 庚申塚町三
 高村 甚平 同市品川區大井 出石町五一六五

(會) 林 一男 同市品川區南品 川六ノ一四七六
 本田 比奈子 同市澁橋區角管 三ノ一九三
 高村 甚平 (前出)

中澁谷

東京市澁谷區櫻 丘町五 大正六年九月廿 九日
 山本 茂男 同市杉並區上荻 窪町七五八

(會) 加藤 七郎 同市澁野川區上 中里町〇
 今泉 源吉 同市澁野川區上 中里町九六一
 石井 重雄 同市杉並區荻窪 町四ノ五五

(會) 松隈 敬三 同市澁谷區櫻ヶ 丘町一六
 羽田 智夫 同市澁橋區下落 合町三ノ二五
 上遠 章 同市大森區田園 調布四ノ二〇九

(會) 井上 朋三郎 同市目黒區自由 ヶ丘五ノ六
 大村 藤田 孝子 同市澁谷區千駄 谷町五ノ九七
 淺野 花子 同市澁谷區金王 町四七

大

宮崎 貞子 同市杉並區阿佐 ヶ谷三ノ二九五
 逢坂 元吉郎 同市品川區上大崎町 一ノ七五五

(會) 齋藤 竹二 同市大森區南千 束町九
 豐間 靖 同市荏原區戸越 町七九一
 馬場 正毅 同市目黒區駒場 町八四二

(會) 中井 正愛 同市品川區北品 川四ノ五〇三
 杉山 慎一 同市目黒區碑文 谷町一八七五
 杉山 正一 同市荏原區荏原 町小山八四

(會) 鹽濱 和夫 同市芝區二本榎 一ノ三五
 鹽濱 淑子 同市芝區二本榎 一ノ三五
 淺野 享秀 同市品川區南品 川二ノ七 高倉方

(會) 笠原 春 同市大森區南千 束町
 松尾 造酒藏 同市品川區上大崎町 一九八四
 渥美 清枝 (教會氣付)

鎌

倉 神奈川縣鎌倉町 大正七年五月十 六日
 大町藏屋敷七九
 松尾 造酒藏 同市品川區上大崎町 一九八四
 渥美 清枝 (教會氣付)

(會) 兒島 三郎 同縣久其岐郡六 浦莊村四四〇
 清水 侯忠 同縣鎌倉町雪ノ 下一〇六九
 野畑 啓二郎 同縣鎌倉町佐介 ヶ谷五〇二

(會) 清水 富貴子 同縣鎌倉町雪ノ 下一〇六九
 小林 卯太郎 同縣鎌倉町長谷 大谷戸四一四
 磐井 ひろ子 同縣鎌倉町大町 藏屋敷七八九

(會) 野川 群鳳 同縣鎌倉町桶榮 寺五七
 泰 館 同縣大船町新富 町一七
 桑久保 睦子 同縣鎌倉町大町 一〇七六
 松尾 造酒藏 (前出)

上海

上海北四川路A 大正七年十月十 六日
 日本人 一三七
 成田 良太 同上

(會) 芹澤 越夫 上海寶樂安路一 六九號
 中村 鐵一 上海施高塔路六 〇
 長谷川 元吉 上海施高塔路五 〇

① 税田 隆輔 上海文路K一五 隆起洋行
 内山 完造 上海北四川路底 内山書店
 中村 玉子 (中村鐵一方) 藤卷 秀子 上海滬山路八八號
 淺野 進 上海四川路A一六九
 税田 美代子 (税田隆輔方)
 山中 千代子 上海施高塔路七八
 濱野 眞 上海平涼路三上海紡織會社住宅

明星 東京市下谷區竹 大正八年二月二日
 町七五

宮内 俊三 同市澁谷區神泉町三西村方
 鷺津 精一郎 同市大森區田園調布三ノ三七八
 平田 泰次郎 同市本郷區駒込神明町九五
 小杉 德治 同市本所區錦糸町一ノ七 夏目 重作 同市小石川區久堅町七四の五一
 新井 静子 同市立川町旭町三八五五
 長尾 民之助 同市下谷區竹町七五 長谷部 房太郎 同市江戸川區平井二ノ八四三
 平田 泰助 (平田泰次郎方)
 鷺津 郁太郎 (鷺津精一郎方) 堀岡 とき子 同市淺草區西鳥越町二のトの八
 小杉 德治 (前出)

小石川 東京市小石川區 大正十一年四月廿二日
 原町七一

光 晉 同上

齊藤 春三 同市四谷區籠籠町五〇 比留方 加藤 俊平 同市澁野川區上中里三一
 小口 亮 同市豊島區雜司ヶ谷町一ノ六六
 園山 雅英 同市小石川區東青柳町六 佐々木 小鹽 同市芝區二本榎町一ノ六〇
 今泉 純子 同市小石川區原町一二六
 光 忠 孝 同市小石川區原町七一

大井町 東京市品川區大井 大正十一年六月十一日
 井立會町四〇九

土居 辰郎 同市品川區大井立會町四七三

中川 守之 同市外吉祥寺町四一〇 鈴木 春 同市品川區大井林町三三四
 水戸 晤郎 川崎市京町一ノ四
 木村 昌喜 同市品川區大井權現町三七二四 池田 兼麿 同市品川區大井立會町四七三
 望月 敏彦 同市品川區大井森前町五四八一
 横川 源太郎 同市杉並區馬橋三ノ四三六 杉本 民三郎 同市荏原區中延町六七五藤本方
 伊藤 きみ子 同市品川區大井原町五三一六
 平林 幸子 同市品川區大井北濱川町二五 鈴木 七子 (鈴木春方) 望月 敏彦 (前出)

三島 靜岡縣田方郡三島 大正十二年四月十二日
 島町芝町三〇五

武市 四郎 同上

間宮 珪雄 同縣同郡三島町小中島 花島 周一 同縣同郡同町久保町
 河邊 雅野 同縣同郡同町茅

新潟 新潟市寄居町四 大正十二年五月十三日

佐伯 儉 同市二葉町一丁目

若槻 美代治 (教會内) 木村 よしの 同市西堀前通五番町七五六
 柴田 秀子 同市水道町一ノ五二四二
 三村 宗一 同市松波町一ノ五 久本 彌榮 同市東大畑一番町六五〇
 高野 ハルイ 同市新潟醫學科大學附屬醫院寄宿舎
 木村 茂太郎 同市西堀前通五番町七五六

白金 東京市品川區上 大正十三年五月四日
 大崎五ノ六三九

郷司 慥爾 同市大森區石川町一四三

二宮 弦 同市荏原區中延 町一〇五一
 加藤 市太郎 同市目黒區上目 黒一ノ一九三
 棟居 信夫 同市荏原區中延 町一〇六〇
 齋藤 道子 同市品川區上大 崎五ノ六二六
 渡邊 龍三郎 同市荏原區小山 町一一五
 江田 三重 同市目黒區下目 黒三ノ五五七
 井深 花子 同市芝區白金三 光町三四六
 澤崎 九二三 同市目黒區洗足 町一二八五
 鮫島 利邦 同市澁谷區氷川 町五八
 長谷川 秀治 同市荏原區中延 町一一二八
 森野 基一 同市目黒區原町 一二一五
 秋谷 七郎 同市澁谷區西 町八二四
 内野倉 政子 同市澁谷區穩田 一ノ一四
 棟居 信夫 (前出) 同市澁谷區穩田 一ノ一四

松本 日 松本市東町一丁 大正十三年九月十三日

波多腰潤一郎 長野縣南安曇郡 高家村
 手塚 縫藏 同市西町
 矢島 麟太郎 長野縣東筑摩郡 宗賀村

白澤 濟 同縣南安曇郡 盛村
 山崎 民平 同市西町
 渡邊 勇 同縣東筑摩郡 田村

大藏 民衛 同縣東筑摩郡 芳川村
 山崎 民平 (前出)

静岡 岡 同市水落町三 大正十四年四月廿六日

柏井 光藏 同上
 木浦 角太郎 同市東鷹匠町六 七

上野 一男 同市外千代田村 沓谷七七二
 柳橋 太郎 同市東鷹匠町四
 清水 重治 (前出)

市谷臺町 谷臺町八 大正十四年五月廿一日

外村 義郎 同市牛込區市谷臺町五
 久世 隆猪 同市牛込區市谷町七四
 荒木 庄次郎 同市世田ヶ谷區 大原町一一九七

中村 要 同市豊島區西巢 鴨二ノ三〇
 伊賀 秀雄 同市大森區新井 宿四ノ一三一

西野 庄治郎 同市澁橋區柏木 一ノ一一九
 荒木 コト (荒木庄次郎方) 大井上よねを 同市牛込區市谷 臺町一

河内 艶子 同市麻布區龍土 町二九
 伊賀 秀雄 (前出)

諏訪 長野縣上諏訪町 大正十四年十一月八日

西山 知義 同上
 木住野加藤司 同縣同町清水町 三輪 きく 同縣同町本町

佐藤 豊助 同縣同町片羽町
 柳澤 こまつ 同縣同町大手町
 西山 知義 (前出)

澁谷 東京市澁谷區松 大正十五年五月八日

尾島 眞治 同上
 尾島 眞治 (前出)

角谷 カネ 同市澁谷區猿樂 町三三
 佐藤 榮藏 同市足立區千住 一ノ八一
 尾島 眞治 (前出)

巢鴨 東京市豊島區巢 大正十五年十月九日

椎名 常次郎 同市澁谷區代々 木本町八三二
 今村 直藏 同市神田區同朋 町一三
 今井 權次郎 同市京橋區銀座 西六ノ二〇七

小澤 衛 同市杉並區荻窪 三ノ一五六
 岡田 省三 同市目黒區東町 五
 妹尾 房次郎 同市澁谷區若木 町三一
 尾島 眞治 (前出)

信濃町 東京市四谷區東 昭和二年九月十日

高倉 德太郎 同市澁橋區西大久保三ノ一三八

菅井 準一 同市杉並區高圓 寺四ノ五三四
 栗飯原 梧樓 同市外吉祥寺町 野田南一八八九
 秋山 久江 同市澁橋區下落 合四ノ二〇一五

榑富安左衛門 同市目黒區上目黒八ノ五八〇
 篠澤 武夫 同市中野區川島町三八
 渡邊 多喜子 同市澁谷區代々木初臺町四七七
 岡田 美須子 同市澁谷區百人町二ノ二四四
 齋藤 直一 同市小石川區白山御殿町一〇九
 福田 正俊 同市世田谷區代田二ノ八五〇
 持田 信男 同市本郷區森川町一三五群芳館
 神田 東京市神田區榮 昭和三年九月廿一日
 清水 廉 同市神田區錦町三ノ三
 河部 清吉 横濱市鶴見區市場町一七七二
 岡田 さわ子 同市下谷區西町三
 木更津 千葉縣木更津町 昭和六年五月十日
 山手
 吉川 虎三郎 同縣同町新田
 渡邊 周次郎 同縣同町新田
 村上 米藏 同縣君津郡中川村横田
 淺見 三慶 同市牛込區中町一
 池口 凌 同市中野區天神町一四
 井上 淑子 同市小石川區高田豐川町日本女子大學明桂寮
 齋藤 勇 同市牛込區北山伏町二〇
 田川 大吉郎 同市小石川區小日向臺町二ノ三
 榑富 照子 同市目黒區榑富安左衛門方
 小平 國雄 同市大森區田園調布三ノ八九
 岩住 良治 同市豊島區巢鴨六ノ一四七〇
 雲野香右衛門 横濱市神奈川區松ヶ丘五
 伊藤 武 同市神田區堅大工町一七
 小宮山 主計 同市杉並區天沼三ノ七九六
 木脇 園子 同市四谷區南寺町二ノ加藤方
 小宮山 主計 (前出)
 栗飯原 梧樓 (前出)

大日方 八五郎 同縣君津郡清川村長須賀
 高浦 榮 同縣君津郡金田村畔戸
 新嘉坡 No. 6 Adis Road Singapore.
 奧川 亮 C/o Mitsui Bussan Kaisha No. 4, Battery Road, Singapore.
 正本 勇 C/o Osaka Shosen Kaisha, No. 9, De Souza Street, Singapore.
 吉原 熹良 南亞公司トロスンガイゴム園
 朴木 竹次郎 新嘉坡中央路
 有馬 安治 新嘉坡中央路
 梅森 幾美 (前出)
 蒲田 東京市蒲田區御園町三五七 昭和七年五月廿九日
 栗原 久雄 同上
 眞野 寅市 同市蒲田區道塚町四三九
 牧 茂 横濱市鶴見區東寺尾町一六九六
 郷 淳平 同市蒲田區新宿町四七六
 餅田 久米之助 同市大森區東調布鶴ノ木町三〇
 木村 隆治 同市蒲田區道塚町大倉陶園内
 坂本 五郎 同市蒲田區御園町三八四
 梅 森 (前出)
 正木 英雄 同市蒲田區蓮沼町二〇六
 松澤 東京市世田谷區 昭和七年十二月十八日
 上北澤町三ノ八三
 小川 清澄 同市同區上北澤町二ノ四九一
 東京中會

- 〔會〕松村 信幸 同市世田谷區上北澤町三ノ八五
- 〔會〕賀川 はる 同市世田谷區上北澤町三ノ六三
- 〔會〕田井 國政 同市澁谷區笹塚町九六四
- 〔會〕町田 嘉子 同縣同町泉町
- 〔會〕藤掛 恒三郎 同縣同町相生町
- 〔會〕大西 古筑 同市西端田町四五六
- 〔會〕林 通治 同市河原町一四
- 〔會〕寺内 庄吉 同市一條町六
- 〔會〕益野 次郎 同市世田谷區上北澤町三ノ八〇五
- 〔會〕後藤 安太郎 同市世田谷區松原町三ノ九二二
- 〔會〕藤本 房子 同市世田谷區上北澤町三ノ八三
- 〔會〕石川 松治 同縣同町祝町
- 〔會〕大島 田鶴子 同縣小山町下町
- 〔會〕古田 二郎 同市西端田町
- 〔會〕井上 伯平 同市二條町一二七五
- 〔會〕森 好春 (同上)
- 〔會〕奧居 いし 同縣同町大町
- 〔會〕長 一雄 茨城縣下館町本城町
- 〔會〕町田 嘉子 (前出)
- 〔會〕福井 充郎 同市二條町一二六八
- 〔會〕長野 又四郎 同市清住町二七九〇の二
- 〔會〕井上 伯平 (前出)
- 〔會〕横山 實郎 同市世田谷區上北澤町三ノ二二〇
- 〔會〕三井 常太郎 同市世田谷區上北澤町三ノ二〇三
- 〔會〕松村 信幸 (前出)

(一)ノ二 東京中會所屬傳道教會之部

- | 名稱 | 位 置 | 設立年月日 | 主任者 | 住 所 |
|-----------|-------------------------------|-------------|-------------|-------------------------|
| 九十九里 | 千葉縣山武郡松尾町松尾六一 | 明治十六年一月十六日 | 林 正 雄 | 同縣成田町 |
| 〔會〕大藤 驥一 | 同縣同郡松尾町 | 押邊 | | 〔會〕平山 甚一 同縣成田町 |
| 小 俣 | 栃木縣足利郡小俣町字田町 | 明治卅一年十月十九日 | 新階 靱 音 | 桐生市新川グラウ |
| 〔會〕岩 脇 六男 | 同縣同郡小俣町 | | | 〔會〕白石 ミヤ 同縣同郡小俣町 |
| 磯 川 | 東京市小石川區小日向臺町三ノ三三 | 明治四十一年二月十一日 | 神保 倉吉 (教會内) | 〔會〕波多野 房吉 同市同區小日向臺町一ノ三五 |
| 〔會〕神保 倉吉 | 〔會〕波多野 房吉 (教會内) | | | 〔會〕神保 勝也 同市世田谷區上馬二ノ一二二〇 |
| 十 字 | 東京市淀橋區柏木一ノ九一伊東保土方 | 大正十三年三月廿三日 | | |
| 西巢鴨 | 東京市豊島區池袋一ノ一一 | 大正十四年二月十二日 | 青芳 勝久 | 同市豊島區池袋一ノ七八 神宮方 |
| 〔會〕山 村 英 | 同市豊島區堀ノ内町一五五 | | 松浦 光一 | 同市板橋區中村一ノ一二九 |
| 香 港 | No. 18 Ice House St. Hongkong | 大正十四年八月廿三日 | 齋藤 冽泉 | 同上 |
| 〔會〕井上 隆一 | 三井洋行氣付 | | 下川 憲久 | 山崎齒科醫院 |
| 濱 松 | 濱松市松城町一〇八 | 昭和二年五月十五日 | 松本 美實 | 同市同町一三一 |

市川 伊六 同市外入野村大 保 (市川伊六氏ト) 栗原 信一 同市廣澤町四二

佐久 長野縣南佐久郡 昭和二一年十一月七日 永田 福太郎 同上

鶴見 横濱市鶴見區鶴見町三五四 堀内 友四郎 同上

薩埵 莊一 同市同區同町佃 沼井 虎橋 同市同區東寺尾 榎崎 豐樹 同市同區鶴見町

駒込 東京市豊島區駒込 昭和三四年一月廿一日 上田 丈夫 同市同區駒込三

寺井 謹爾 同市小石川區林 坂上 直道 同市本郷區神明 上田 丈夫 (前出)

金子 一次 同市淀橋區下落 島津 愛之 同市牛込區余丁 本間 誠 (前出)

阿佐ヶ谷 東京市杉並區阿佐ヶ谷五ノ三〇 昭和三四年十一月十七日 高崎 能樹 同上

武藏野 東京市豊島區長崎町一ノ八三 昭和三五年五月四日 熊野 清子 同市同區同町二

德澤 治 同市中野區鷺宮 本郷 吟子 同市小石川區高松町四〇 熊野 清子 (前出)

鹿沼 栃木縣上都賀郡 鹿沼町鹿沼三三九 昭和三五年五月十七日 向井 芳男 同縣同郡同町御殿跡

大橋 重 同縣同郡同町上 加藤 清司 同縣同郡同町天神 細川 剛之助 同縣同郡同町藤

伊藤 榮 同市世田谷區若林町六〇三 内藤 俊太郎 同市大森區田園 村上 治 (前出)

山田 堅介 同市澁谷區代々木西原町九六七 本川 一郎 同市淀橋區柏木 光 静枝 同市外武藏野町

石井 市次郎 (教會内) 澤田 收二郎 同市同區同町一 石井 市次郎 (前出)

安藤 政吉 (教會内) 齋藤 聖 同市本所區向島 一ノ四

小田 冬子 同縣同郡村上本 町三ノ丁

新瀧縣岩船郡村上本町三ノ丁 明治十七年八月廿四日

東京市本所區綠町一ノ五 明治十六年一月廿三日

昭和三五年七月十六日

昭和三五年十二月十四日

昭和三五年五月十四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

昭和三五年五月四日

伊那 長野縣上伊那郡 明治廿四年三月 雨宮 道雄 同上

加藤 茂 同縣同郡同町古田中 賴光 同縣同郡同町入舟町 雨宮 道雄 (前出)

飯田 長野縣下伊那郡 明治廿七年 福元 利之助 同縣同郡上郷村

白鳥 宗司 同縣同郡上郷村 林 一三彦 同縣同郡市田村

長野 長野市縣町一三 大正七年四月

瀧澤 萬次郎 同縣上高井郡井上村 田中 嘉志 同市西長野町五〇 小原 福治 同市三輪田町

小千谷 新潟縣北魚沼郡 大正十三年八月 山田 幸一 (長岡教會内)

山本 道夫 同縣同郡同町裏

長岡 長岡市長町一丁 大正十三年八月 山田 幸一 同上

若井 元齋 同市稽古町 武見 誠作 同市旭町二丁目 山田 幸一 (前出)

沼津 沼津市城内西條 昭和三年十一月 相原 正勝 同市城内西條一〇〇

渡邊 和 (教會内) 松井 安三郎 同市桃郷 相原 正勝 (前出)

佐渡 新潟縣佐渡郡河原田町 明治四十四年九月十日

家本 進 同縣同郡河原田町

越ヶ谷 埼玉縣越ヶ谷町 明治廿二年十一月 長尾 丁郎 同縣同町四四三

遠藤 幸三郎 同縣同町御殿 石垣 武治 同縣同町新石三 長尾 丁郎 (前出)

忍 埼玉縣忍町忍六 明治廿七年五月 竹内 虎也 同上

岡村 豊作 同縣同町忍九〇 荒木 銈三 同縣同町忍七二 竹内 虎也 (前出)

麻布 東京市麻布區廣尾町三五 大正十年五月廿一日 瀬上 廣成 同上

松村 吉則 同市澁谷區羽澤 松村 キン (松村吉則方) 原 利治 同市麻布區廣尾町二三

池袋 東京市豊島區池袋二ノ九一七 大正十二年三月 淺野 庄作 同市豊島區長崎南町三ノ三六八

谷口 知已 同市王子區上十條一一九一 松永 小哲 同市豊島區長崎南町三ノ三六八 伊墻 冲麿 同市豊島區池袋三ノ一三五八

大宮 埼玉縣大宮町仲大正十三年四月 吉田 菊太郎 同上

細谷 義俊 同縣同町高鼻二 飯野 喜平 同縣同町片倉新 吉田 菊太郎 (前出)

鴻巣 埼玉縣鴻巣町宮本町 大正十三年四月 本宮 幸四郎 同上

黒澤 慶次郎 同縣同町富永町 本多 正次 同縣北足立郡大石村 本宮 幸四郎 (前出)

浦和 埼玉縣浦和町鹿島臺一九一〇日 昭和三年一月廿日 木山喜代五郎 同上

清水きよえ 同縣同町永住町一八二一遠藤方

脇屋 廣 同縣同町鹿島臺 川口 鉦子 同縣同町岸區二六四一 加藤 松年 同縣北足立郡六辻別所一二二七

岩槻 埼玉縣岩槻町岩槻二四八四 昭和五年五月十一日 池野 朝雄 同縣同町字太田二二二

永谷 幾衛 同縣同町太田 永谷 幾衛 (前出)

共立 千葉縣君津郡大貫町小久保 明治四十五年七月九日 松下 宮子 同上

松下 宮子 (前出)

岩本 靜岡縣富士郡岩本松村岩本 大正十三年四月廿七日 栗栖 朝子 同縣同郡富士町平垣

八百川 德子 同縣同郡富士町平垣

栗栖 朝子 (前出)

山崎 兼至 同縣同郡岩松村 岩本

粕壁 埼玉縣粕壁町六二三〇 大正十四年六月七日 好川 百合 同縣同町新宿組

楠瀬 千恵伊 同縣同町新宿組

金子 作次郎 同縣同町新宿組 金子 まさ 同縣同町新宿組 堀越 庸吾 同縣同町新宿組

古河 茨城縣猿島郡古河町大工町 昭和六年十月十八日 檜垣 薫 同上

野澤 義次 同縣同郡同町臺 海津 照治 同縣同區同町一丁目 檜垣 薫 (前出)

(一)ノ三 東京中會所屬傳道所之部

名稱 位 置 設立年月日 牧師又ハ主任者 住 所
館山 千葉縣館山町館山一〇五四 明治廿四年六月十四日 (以下自略)

中山 德兵衛 同縣同町

川口 川口市榮町南三ノ八九一 大正五年五月廿八日 木村 重雄 同上

村上 米吉 同市壽町金子屋 木村 重雄 (前出)

吉祥寺 東京市外吉祥寺二〇一四 昭和五年九月廿一日 石島 三郎 同上

明治學院 東京市芝區白金今里町明治學院 昭和六年三月一日 都留 仙次 同上

落合 兼文 同市澁谷區向山町九二

川崎 川崎市上並木二七 昭和六年三月 松山 昌三郎 同上

野方 東京市中野區沼袋北一ノ九九 昭和六年九月廿一日 佐藤 詮藏 同上

佐藤詮藏(前出)

上智 東京市澁谷區上 昭六六年七月廿六日 小川次郎 同上

小川 豐 同市澁谷區上智 昭三二年 中澤きよ子 同市澁谷區丹後 町三 小川次郎(前出)

友の家 東京市向島區香 昭六六年十一月廿三日 加藤邦雄 同上

加藤邦雄(前出)

王子 東京市王子區堀 船町一ノ一四四 福岡敬三 同上

逗子 神奈川縣逗子町 逗子三一四 築山左門 同上

府中 東京府北多摩郡 昭七七年五月一日 杉山健一郎 東京市世田ヶ谷區赤堤町二ノ五五

杉山健一郎(前出)

長原 東京市大森區上 昭七七年十月廿三日 山本喜藏 同上

山本正三 同市同區上池上 昭五〇年 川村善治 同市同區同町二 山本喜藏(前出)

田園調布 同市大森區田園 昭七七年十二月四日 岡田正夫 同上

駿河 静岡縣富士郡吉 昭八八年三月 菊地雄一 同上

群馬 前橋市芳町一 昭五五年四月廿七日 島村龜鶴 同上

永井良三 同市桐生町三五 町田正男 同市岩神町八五 島村龜鶴(前出)

世田谷 東京市世田谷區 昭六六年七月廿九日 三原一正 同上

西田袈吉 同市同區北澤三 鹽谷加明子 同市同區北澤三 三原一正(前出)

蓮田 埼玉縣南埼玉郡 明治廿四年七月廿八日 池野朝雄 同縣岩槻町太田

長谷部習吉 同縣同郡同村蓮 高橋菫 同縣同郡同村蓮 池野朝雄(前出)

草加 埼玉縣北足立郡 大正十五年一月十日 長尾丁郎 同縣越ヶ谷町四

長尾丁郎(前出)

大宮 静岡縣富士郡大 昭四四年十月 釜土はな 同上

大庭覺美 同縣同郡同町松 山町

東京中會地域内由合ミッション所屬傳道教會

柏久保 静岡縣田方郡北 明治十九年一月七日 室野玄一 同縣同郡同村柏 狩野村柏久保三

(*) 菊池 佐十郎 同縣同郡同村柏 (會) 森 愛 咲 同縣同郡同村柏 (會) 室野 玄一 (前出)
 御殿場 靜岡縣御殿場町 明治四十年四月 〇 眞崎 康治 同縣同郡二九八
 二枚橋 七日

(*) 土屋 賢 同縣駿東郡原里 (會) 井村 宇三郎 同縣御殿場町上 (會) 眞崎 康治 (前出)
 村森ノ越

御殿山 東京市品川區北 大正元年八月 〇 村中 常信 同上
 品川四ノ七一八

(*) 玉置 辰太郎 同市同區五反出 (會) 坂 部 悟 同市同區上品川 (會) 村中 常信 (前出)
 一ノ一五五

(一)ノ五 東京中會所屬各教會出張傳道地

名稱	位 置	開始期	擔當教會	擔 當 者
神山	靜岡縣駿東郡富士岡村神山	明治四十年	御殿場傳道教會	眞崎 康治
小山	栃木縣下都賀郡小山町下町	明治四十四年	栃木教會	森 好春
中野	東京市中野區千代田町波多野方		富士見町教會	三好 務
佐倉	千葉縣印旛郡佐倉町私立菟籠女學校	大正九年一月	千葉教會	森岡 謹吾
兩津	新潟縣佐渡郡兩津	大正十年		
下館	茨城縣眞壁郡下館町本城町	大正十四年一月	栃木教會	森 好春

岡谷	長野縣諏訪郡小口	昭和二年	諏訪教會	西山 知義
金目	神奈川縣中郡金目村		海岸教會	小林 格
渡邊山	橫濱市神奈川區渡邊山	昭和三年	同	上 水野間 元清
葉山	神奈川縣三浦郡葉山堀ノ内須藤方	昭和三年	鎌倉教會	築山 左一 松尾 造酒藏
中野	東京市中野區本町通五ノ二三	昭和三年三月	千駄ヶ谷教會	吉本 一良
鷹根	靜岡縣鷹根村東原	昭和四年一月	沼津傳道教會	相原 正勝
大宮	靜岡縣富士郡大宮町宮本町	昭和四年十月	岩本傳道教會	釜土 はな
上尾	埼玉縣北足立郡上尾町	昭和五年五月四日	大宮傳道教會	吉田 菊太郎
桶川	埼玉縣鴻巣町外東方三里	昭和五年	鴻巣傳道教會	本宮 幸四郎
大島	東京市城東區大島町五ノ六二		本所傳道教會	
西荻窪	東京市杉並區高井戸町	昭和六年	芝 教會	林 香
天沼	東京市杉並區天沼三ノ七二三	昭和六年三月十五日	阿佐ヶ谷傳道教會	高崎 能樹
久喜	埼玉縣南埼玉郡久喜町	昭和六年七月	粕壁傳道教會	楠瀬 千惠伊

潮田 横濱市鶴見區潮田木町一九一七 昭和七年 鶴見傳道教會 堀内友四郎
 松島 長野縣下伊那郡中箕輪村 昭和七年八月 伊那傳道教會 雨宮道雄
 二ノ岡 靜岡縣駿東郡二ノ岡 御殿場傳道教會 眞崎康治
 大宮 茨城縣那珂郡大宮 昭和七年十月十六日 水戸教會 宮本桃喜

(二) 浪速中會所屬教會之部

名稱	地位	設立年月日	牧師又ハ主任者	住 所
金澤	金澤市石浦町三	明治十四年五月十四日	秋保孝次	同市中慶匠町四
中島	同市新整町三ノ		中澤正七	同市飛梅町
小林	同市茨木町一五		淡中彰義	同市長町三番町一〇
奥原	同市二十人町三		宇野あさの	同市山田屋小路(舊)村田隆 番町八
高島	同市上石伐町二		高島佩一	(前出)
名古屋	名古屋市東區南外堀町九ノ四	明治十七年五月三日	吉川逸之助	同市東區白壁町四ノ七
松田	同市中區南山町		澤田千熊	同市東區一ノ七
			瀨上有作	同市東區武平町三ノ二
			鹽野尙三	同市成瀬町三三
			三谷復次郎	同市大工町二二
			野口清治	同市東區千種町振甫七〇
			荒川もと	同市西區樋ノ口町好生館内
			宮川正澄	同市中區御器所町山ノ田五六松本六郎方

有澤外次郎	同市東區千種町振甫九〇	門松榮之助	同市東區白壁町三丁目	野口清治	同市東區千種町振甫七〇
三輪岡藏	同市東區筒井町一ノ四	福地佳清	同市中區御器所町東狹間一	荒川もと	同市西區樋ノ口町好生館内
大森利子	同市東區榎木町二ノ一	長谷川計太郎	同上	宮川正澄	同市中區御器所町山ノ田五六松本六郎方
增穂龍吉	同市港區九條北通一ノ一	小島喜三郎	同市港區九條北通一ノ二	中村美登志	同市東區川區十三西ノ町二ノ八
增穂 瑞	(增穂龍吉方)	庵原嘉十良	同市浪花區元町一ノ七七三	尾崎茂一	同市港區九條北通一ノ一〇八
清水英三	兵庫縣武庫郡大社村越木岩字樋ノ地二六	清水欣	兵庫縣武庫郡本山村岡本中島	清水夕ネ	(清水欣方)
小島タマ	同市港區九條北通一ノ一二	廣瀬萬吉	同市北區黒崎町六七	蘭田利一	堺市錦之町西二丁五
		增穂龍吉	(前出)		
和歌山	和歌山市三木町堀詰八	石川四郎	同上		
鹽谷惣次	同市北太田	有田循次	同市西汀町一五	田口克敏	同市男野芝町
村上林藏	同市小松原通三丁目	村越いし	同市北田邊町	桑原とらゑ	同市南田邊町
		石川四郎	(前出)		

大阪北

大阪市北區常安町三六

桑田繁太郎

兵庫縣川邊郡塚口住宅

山中範太郎

奈良縣畷傍町見瀬北口

前澤信治

大阪府北區野崎町四四

水田長藏

大阪府三島郡千里山一五

山本五郎

大阪府下濱寺字下八〇三の九

須野孝

大阪府三島郡千里山若葉町一號

尾形繁之

大阪府中河内郡大戸村字石切一

井汲卯田次

大阪府東區區員臨町六一

井上良吉

兵庫縣武庫郡大社村森具中前田

井内博通

大阪府住吉區昭和田東ノ四ノ六

石井莊太郎

大阪府西區京町堀上通三ノ二六

岩島太郎

同市北區堂島上三ノ三

阿部君子

同市北區此花區春日出町北港住宅地

龜野甚吉

同市北區岩井町一ノ六

小林忠郎

兵庫縣川邊郡小田村杭瀬古樋

武田周三郎

大阪府下高石町六〇三

重松清子

同市東區區濱生町四三八

好川増輔

同市東區北濱五丁目住友信託

野々宮英雄

同市東區唐物町三ノ三

關原多喜知

兵庫縣伊丹町主基町五四二の一

齋藤義一

大阪府下濱寺町下石津一〇〇三

吉岡俊一

兵庫縣打出村綠岡

吉崎順太郎

大阪府此花區上福島北一ノ一四

多田素目

同市水通町二丁目

高木榮雄

西宮市川西町四〇

高知

高知市本町上一丁目

多田素目

同市水通町二丁目

草川顯義(教會内)

田中剛二(教會内)

長尾良博 同市帶屋町

森下高茂 同市本町

川澤丑治 同市小高坂

西山龜七 同市江ノ口町

山崎四郎 同市中島町

石河猛彦 同市中島町

岡村盛信 同市本町

吉川秀次郎 同市江ノ口町

傍士かよ 同市鷹匠町

長尾とら 同市帶屋町

中澤寅吉 高知縣香美郡岸本町

野町牛五郎 同市中島町上一丁目

一柳喜之助 同市師川町

高野清喜 同市石井

吉本久太郎 同市小高坂

大脇孝清 同市北興力町

佐藤政次郎 同市本町筋

松村幸松 同市要法寺

濱田鹿吉 同市新越戸

松山たか 同市小高坂

武市まつ 同市鷹匠町

竹本廣村 同縣香美郡香宗村

岡崎真積 同市浦戸町

川澤丑治(前出)

大阪南

大阪府南區南船場町四九

森田殿丸 同上

山口利太郎 同市港區入舟町一ノ一〇の一

龍口己之輔 同市浪速區元町三ノ一四二

橋本さみ 同市南區問屋町二一

宮武徳次郎 同市旭區北清水町九四一

佐藤楨雄 同市西區阿波座下通一ノ四一

二宮嘉女 同市竹屋町一丁目

千種コト 同市東區仁右衛門町ウキルミナ

宮下嘉助 大阪府中河内郡布庭町菱屋西二

花本信年 同市天王寺區日東町三六

佐藤喜美 同市西區阿波座下通一ノ四一

宮武徳次郎(前出)

室町

京都市上京區室野町丸太町上ル

日高善一 同上

吹田 憲一 同市大宮泉堂町 五〇
堀 外喜男 同市下鴨中川原 六〇
中堀 愛作 同市下鴨芝本町 六一
神戸市神戸區再 明治卅五年五月 十五日
度筋平野淨水池 東下
國吉 政次郎 同市神戸區山本 通四丁目諏訪山 温泉上
家入 芳雄 同市海區上祇園 町一九五
堺市大町四丁 明治卅八年四月 十六日
柿崎 洋吾 同市耳原町一三 五八
大枝 正三郎 同市市之町東一 丁三三
飯島 誠 同上
谷内 清十郎 同市元宮通一丁 一九〇
福井 秀雄 同市向陽町二の 七
三木 元三 同市錦之町二二
大野 ぬい 同市甲斐町東一 丁
柿崎 洋吾 (前出)

和田 琳熊 同市下鴨下川原 四六
山谷 妙子 (山谷省吾方)
伊東 不耻男 同市右京區小松 原北町五六
馬場 久成 同市同區再度筋 三三の一
田中 猶水 同市神戸區中山 手通六ノ九一
濱川 友十郎 同市淡西區和田 宮通四ノ三六
國吉 政次郎 (前出)

和谷 省吾 同市岡崎東天王 町二七
山谷 富治 同市小山人花ノ木 町一七
松村 克己 同市百萬遍西門 上ル福城方

神 港 神戸市下山手通 明治卅九年十月 廿八日
猪俣 三七 同市葦合區熊内 町二ノ五二
梶原 キミ 同市須磨區天神 町一ノ三〇
溝口 悅次 同市葦合區熊内 町一ノ三
丹羽 豊之助 同市須磨區行幸 町二ノ二九
高木 玉夫 同市湊區梅本町 一八

末高 興次郎 同市灘區篠原字 日柳七〇七
波多 好文 同市神戸區山本 通四ノ一〇一の三

高松

高田

岡本

高松 高松市三番町一 明治四十年十月 廿七日
清水 孝次郎 同市五番丁
小池 稻太郎 同市三番丁
山下 儀平 同市宮脇町
三木 ふみ 同市天神前
岩 井 茂 同市宮脇町
鎌倉 令三 同市天神前
大美 恒八 同市鹽上町
久米 その 同市幸町
山下 儀平 (前出)

高田 銀造 同上
岩 井 茂 同市宮脇町
鎌倉 令三 同市天神前
大美 恒八 同市鹽上町
明比 ゆき 同市五番丁
樋口 てる 同市八番丁

岡本 勝太郎 兵庫縣武庫郡本 山村岡本北畑
福田 敬太郎 (前出)

湊川

大野

前島

湊川 神戸市兵庫區永 明治四十一年四月 月十二日
太田 儀一 同市須磨區村雨 町七ノ三九
福田 實 同市林田區大谷 町三ノ五四
田中 英三 同市須磨區村雨 町五ノ三
久岡 武雄 同市兵庫區下澤 通七ノ二四七
大野 直周 同市林田區大谷 町三ノ四七
前田 富太郎 西宮市外阪急西 宮北口甲風園二 九
杉野 福太郎 同市須磨區衣掛 町三ノ九
八谷 忠夫 同市灘區篠原下 岡五六二
木村 喜之助 同市須磨區須磨 寺町一ノ一七九
柴田 清枝 同市葦合區中島 通三ノ一八

大野 直周 同市林田區大谷 町三ノ四七
前田 富太郎 西宮市外阪急西 宮北口甲風園二 九
杉野 福太郎 同市須磨區衣掛 町三ノ九
八谷 忠夫 同市灘區篠原下 岡五六二
木村 喜之助 同市須磨區須磨 寺町一ノ一七九
柴田 清枝 同市葦合區中島 通三ノ一八

前島 せい子 同市葦合區熊内 橋通三ノ三三
竹垣 音江 同市兵庫區塚本 通五ノ五の三
木村 喜之助 同市須磨區須磨 寺町一ノ一七九
柴田 清枝 同市葦合區中島 通三ノ一八

芳川 きみ子 同市須磨區天神町二ノ五

大野 直周 (前出)

布引 同市葦合區生田町一ノ二六 明治四十四年五月七日

谷津 善次郎 同市同區龍池通七ノ四七

田村 利威 同市葦合區神若山手通三ノ七一

本田 武次郎 同市葦合區布引町一ノ三五の一

森田 鐵次 同市葦合區生田町三ノ一五

安福 術三郎 同市葦合區神若通五ノ一七の云

保田 正 兵庫縣武庫郡打出間久保一

田中 壽 同市神戶區中山手通一ノ三七

谷津 眞 同市葦合區龍池通七ノ四七

天下茶屋 同市住吉區天神森一ノ二一 明治四十四年五月七日

山田 牧 同市住吉區橋本町七五

小林 春作 同市住吉區天神森一ノ八

二木 芳藏 同市西成區南神合町一二

坂本 金一郎 同市西成區西里池町二七

松井 小一郎 同市住吉區住吉町九五五

富田 尙 同市同區南吉田町六一

進藤 徳子 同市住吉區天神森一ノ四六

荒木 環 同市住吉區住吉町七四〇

二木 芳藏 (前出)

德島 同縣名東郡加茂町宮下ノ瀬 大正二年三月二日

秋元 勝次 同上

近藤 茂登一 同縣名東郡加茂町宮下ノ瀬

森 茂 同市出來島町土手町

松浦 猛 同市寺島本町北

小串 信太郎 同市住吉島町

幸田 兵次 同市通町一丁目

小串 蔦子 同市住吉島町

弘田 自然 同市八百屋町

川原 久江 同市出來島町

鎌田 忠義 同縣勝浦郡小松島町高須

大阪東 同市東區船越町一ノ一 大正二年九月廿八日

霜越 四郎 同市同區船越町一ノ一四一

秋元 勝次 (前出)

五十野 壽三 大阪府豊能郡同壽通二ノ三九

渡邊 冬 西宮市森具宮ノ上三九三

高松 政正 大阪府豊能郡箕面村牧落百樂莊

山本 勝二郎 大阪府旭區北清水町八七五

國澤 信子 大阪府西區江ノ子島東ノ町

河野 悦美 大阪府中河内郡布施町菱屋西

高森 安夫 西宮市森具御茶屋所

宮本 達之助 大阪府港區辨天町五

磯林 政三 大阪府旭區大宮町五

霜越 四郎 (前出)

湊西 同市兵庫區下澤通五丁目 大正五年九月廿四日

富田 諒吉 同市須磨區大谷町三ノ二二

大山 綱志 同市湊區山王町一ノ四

藤卷 定吉 同市須磨區大谷町二ノ二二

坂井 良助 同市林田區梅ヶ香町一ノ一

三木 恒藏 同市兵庫區水木町九ノ三四

石原 健一 同市兵庫區西柳原八九

瀧原 瀧江 同市須磨區大谷町三ノ二四

藤卷 靜江 同市須磨區大谷町二ノ二二

宗 しな子 同市須磨區西代鬼ヶ平

田中 排佐子 同市須磨區西代鬼ヶ平

神田 孝一 同市灘區上河原通四ノ四六の二

聚樂 同市上京區松屋町中立賣下ル 大正九年四月三日

橋本 千二 同市同區紫竹初音町七九

高林 宗一 同市上京區一條堀川東入下ル

二宮 茂市 同市上京區油小路一條下ル

三輪 經治 同市左京區下鴨藪倉町六八

浪速中會

津村末三郎 同市上京區智惠光院中立賣下ル
 熊谷直美 同市上京區上長者町智惠光院西入ル
 三島邦三 同市上京區釜座下立賣下ル暨啞學校内
 安藝 高知縣安藝町 大正十年二月十日(多)田 素 高知市水通町二丁目
 安田 稔 同縣安藝町 清岡玄之助 同縣伊尾木村 坂本政之 同縣安藝町
 小松庫太郎 同縣安藝町 佐藤丑吉 同縣安藝町 寺尾キサ 同縣安藝町
 安田 稔 (前出)

堺中央 堺市熊野町東四 大正十年五月十日 齋藤 敏夫 同上
 岩田嘉重郎 同市材木町東一 黒田りよ 同市甲斐町東二丁目一五
 村川四郎 同市材木町東三 宮庄二作 同市市之町東一丁目六
 生田庚寅 大阪府泉北郡高石町南一三三六 島田嘉穂 同市材木町東三丁目
 樋田 豊治 同市同區城番町三六
 金城 名古屋市中區暨大正十一年六月十二日 樋田 豊治 同市同區城番町
 細川 潤 同市同區新出來町二ノ五〇 市村 與市 同市外守山町小幡中新田三三三
 戸苅近太郎 同市同區赤萩町一ノ二八

柴田久吉 同市同區古出來町一三一
 尾關誠一 同市同區千種町吹上二〇
 尾關 静子 (尾關誠一方)
 今村好太郎 同上
 市村英野 (市村與市方) 戸苅俊子 (戸苅近太郎方)
 河合千秋 同市同區暨代官町一七 辻 亮吉 同市外勝川町勝景園
 樋田 豊治 (前出)
 神戸住吉 兵庫縣武庫郡住吉村八甲田七三六の一 大正十二年三月十一日
 谷川 瑛 同縣同郡本山村野寄六七三 牧野 敬事 同縣同郡魚崎町横屋一九
 龜田房夫 同縣同郡魚崎町五九 田中勝次郎 同縣同郡魚崎町通七ノ三六四 中野 弘策 同縣同郡鳴尾村四軒茶屋二八
 三好貞七 同縣同郡住吉村梅ノ木八六二 藤田 龍夫 同縣同郡魚崎町横屋西濱六九五 龜田 房夫 (前出)
 新宮 和歌山縣東牟婁郡新宮町伊佐田 大正十三年一月十六日 河村 齋美 同上
 平野 樹一 同縣同郡同町全龍寺町 成江 秀治 同縣同郡同町下本町
 岡田 匡 同縣同郡同町取出 小倉 信男 同縣同郡同町下本町 田代 龍 同縣同郡同町中元町
 廣野 盛一 同縣同郡同町丹鶴町 坂地 頼一 同縣同郡同町日和山 河村 齋美 (前出)
 西都 京都市東山五條 大正十三年九月廿一日 井田 健司 同上
 上杉 俊作 同市佛光寺新町西入 淺尾藤二郎 同市新町五條上 荒井 健治 同市小山堀池町三七

松岡伊三郎 同市東堀川綾小路下

竹内璋二 同市紫野北舟岡町一三

一心平太郎 同市伏見兩替町十二丁目

井田健司 (前出)

岐

阜 岐阜市神室町一ノ一五

黒田四郎 同上

五十嵐喜廣 同市外加納町鐵砲町四ノ一

沓澤省三 同市外加納町鐵砲町四ノ一九

高島研三 同市本莊千手堂二〇六

坂井雅太郎 同市今町一ノ一

永井なか子 同市外鏡島村鏡島

加藤孝一 同市本莊沖ノ橋四組

黒田四郎 (前出)

山

田 宇治山田市岩淵町二三

富山光慶 同上

前川和夫 同市本町

瀧川市太郎 同市宮後町

富岡敬義 同市八日市場町

久保田義三 同市大世古町

松本かな 同市宮後町

前川八重子 同市本町

藤牧正雄 同市岩淵町

松田馨 同市岩淵町

前川八重子 同市本町

東梅代 同市岡本町

松田輝一 同市同區蓮宮通

富山光慶 (前出)

兵

庫 神戸林田區蓮宮通四ノ八六

松田輝一 同市同區蓮宮通

釜田彰介 同市須磨區屋敷通二ノ九二

土岐正義 兵庫縣明石郡垂水町西垂水露ヶ丘

福島鷹男 同市同區駒榮町三ノ一

鶴田勝 同市同區蓮宮通四ノ一四

小野寺清 同市灘區高羽縣公舎一八號

清水末吉 同市兵庫區菅原通一ノ九一

松田輝一 (前出)

大阪住吉 大阪府西成區粉濱東ノ町三ノ七

福井珍彦 同上

淺沼一雄 同府泉北郡高石町南九〇八

多田博 兵庫縣武庫郡大庄村字西南川端六九九

田中龍太郎 同市同區同町五ノ三六

平田久吉 同市西成區粉濱東ノ町三ノ七三

田中房子 同市同區同町五ノ三七

森村信 同市住吉區阪南町西四ノ二六

七條 京都市下京區新町通三哲上ル

吉田英三 同上

長岡松雄 同市高倉通六角下ル

永田八藏 同市右京區太秦字森ヶ東

元田源次郎 同市坊城通四塚上ル

小畑辰巳 同市右京區太秦字和泉式部

岡義胤 同市四塚通坊城西入第二中學校内

鷺尾清治 同府乙訓郡向日町寺戸梅之木

岡義胤 (前出)

池

田 大阪府豊能郡池田町七七六の一

小倉鐵之助 同上

河端明 同府同郡池田町七七〇の二

渡邊周一郎 大阪府東淀川区三津屋北通一ノ二四

岡本静也 同府同郡池田町本町五月通

平野謙三 兵庫縣川邊郡川西町高小花

田中幾太郎 同上

小倉鐵之助 (前出)

亀

山 三重縣龜山町西丸

田中幾太郎 同上

境潤二郎 同縣同町東町

佐藤幹一郎 同縣鈴鹿郡關町

中村安吉 京都府綾部町

上條 又四郎 川崎市大島町

田中 幾太郎 (前出)

岡崎 岡崎市康生町七 昭四年九月十日 萩原文太郎 同上

近藤 貞治 同市材木町九七

村本 他三郎 同市伊賀町岡崎 種鷄場官舎

寺崎 そう 同市康生町五六

萩原文太郎 (前出)

瀬戸永泉 瀬戸市喜代川町 昭五年四月三日 江口 忠八 同上

水野 脩吉 同市藏所町 伊藤 樂園 同市喜代川町

加藤 鎌吉 同市湯ノ根町

土屋 近三郎 同市末廣町

江口 忠八 (前出)

茨木 大阪府三島郡茨木町 昭五年四月六日 杉山 豊胤 同府同郡同町北 市場

松尾 繁一 同府同郡同町町 役場裏

渡邊 武之助 同府同郡高槻町 上田部

河内 政吉 同府同郡同町下 中條

松村 しめ (松村洋方)

辻井 幹一 同府同郡同町上 中條

河内 政吉 同府同郡同町下 中條

松村 しめ (松村洋方)

河内 政吉 (前出)

中津川 岐阜縣中津町字 昭五年十一月 征矢野 豊 教會氣付

田口 謙吉 同縣同町横町

遠山 周平 同縣同町西太田

大山 豊吉 同縣同町宮町

澤田 眞平 同縣同町臺町

渡邊 有 同縣同町花木町

大山 吉郎 同上

高岡 高岡市坂下町九 昭六年十一月十五日 大島 太郎 同市中川六四六

福田 修一 同市中川一〇四

中村 鶴藏 富山縣伏木町本 町

野村 憲一 同市宮脇町九三

坂口 准平 富山縣伏木町玉 川町

越野 まさ 同市源平町

大久保 操 同市大坪町五九

南 たみ 同市津町幼稚園

佐野 幸作 同市定塚町五ノ 一五五

灘 神戸市灘區上野 昭八年四月二日 岡田 稔 同上

松田 英一 同市神木通三ノ 三七二

早川 亮 神戸市灘區原田 三二〇

澤 正治 兵庫縣武庫郡御 影町岸本一、五、四

山内 秀夫 大阪市東淀川區 十三南之町二丁 目淀川莊

早川 亮 (前出)

瀧浦 文彌 同市上賀茂北山 町六ノ一六

小川 篁 同市今出川通烏 丸西入

大倉 米吉 同市吉田牛宮町 六

岡村 與藏 同市吉田神樂岡 町一

福本 淺三 同市吉田河原町 三

星野 やす 同市吉田下大路 町四五

磯田チカツル 同市田中里ノ内 町九

久 保 誠 同市浄土寺西田 町四五

京都吉田 京都市左京區吉 昭八年四月廿三日 秋元 茂雄 同上

阿 津 津市下辨財町一 昭八年四月廿九日 平尾 重太郎 同上

浪速中會

浪速中會

阿 津 津市下辨財町一 昭八年四月廿九日 平尾 重太郎 同上

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

浪速中會

- 會 小川喜代子 同市柳山町 小芝善三 同市阿漕町 鈴木信 同市柳山町
- 清水正之 同市西阿漕町 大磯頼枝 同市下辨財町

(二) 浪速中會所屬傳道教會之部

- | 名稱 | 位 置 | 設立年月日 | 牧師又ハ主任者 | 住 所 |
|-----|----------------|-------------|---------|----------------|
| 津 | 津市玉置町 | 大正十一年八月十三日 | 上河原雄吉 | 同市乙部町觀音道三ノ二氣付 |
| 川合 | 章吉 同市殿町 | | 淺沼留三郎 | 同市乙部町 |
| 鳥取 | 鳥取市若櫻町四 | 大正十四年八月九日 | 菟原丁一 | 同上 |
| 田中 | 倫研 同市西町 | | 眞野 幹 | 同市馬場町 |
| 愛隣 | 和歌山縣海草郡 內海町字名高 | 明治十六年五月四日 | 兒玉充次郎 | 同縣粉河町 |
| 青山 | 山定之助 | 同縣同郡內海町 | 山本惣十郎 | 同縣同郡日高町 |
| 福井 | 福井市寶永上町 | 明治四十一年四月廿三日 | 中村 慶治 | 同上 |
| 金井 | 博 | 同市江戶上町四 | 福井哲之助 | 同市足羽下町五 |
| 安治川 | 大阪市港區九條 | 明治四十二年四月十六日 | 福田 忠次 | 同上 |
| | | | 荒木 秀一 | 同府北河內郡三郷村大枝四七 |
| | | | 吉野 丈夫 | 同上 |
| | | | 植田 眞一 | 同府同郡同町古 |
| | | | 小林 穎一 | (前出) |
| | | | 麻生 隆義 | 同市山崎町二三 |
| | | | 草場 了 | 同市越中町二九 |
| | | | 兼松 鐵雄 | (前出) |
| | | | 田口 政敏 | 同上 |
| | | | 大井 光高 | 同市神通町一〇 |
| | | | 田口 政敏 | (前出) |
| | | | 喜多 信義 | 同市同區吉田町 |
| | | | 石黑 悅太郎 | 神戶市葺合區熊内中央神學校內 |
| | | | 須藤 晉 | 同上 |
| | | | 角谷 勘四郎 | 同縣同町魚屋町 |
| | | | 須藤 晉 | (前出) |
| | | | 西端 利一 | 同上 |
| | | | 山田 昇一 | 同市景福寺前町 |
| | | | 西端 利一 | (前出) |

- 會 小熊 勇吉 (教會內) 岡田 房夫 同市西區本田通
- 會 河南 大阪府南河內郡 長野町大字古野 明治四十三年十月七日 吉野 丈夫 同上
- 會 小林 穎一 同府同郡同町長 植田 眞一 同府同郡同町古 小林 穎一 (前出)
- 會 兼松 鐵雄 同市上鶴岡町一 草場 了 同市越中町二九 兼松 鐵雄 (前出)
- 會 富山 富山市總曲輪町 明治四十五年四月十八日 田口 政敏 同上
- 會 宇佐美 正義 同市千石町一八 大井 光高 同市神通町一〇 田口 政敏 (前出)
- 會 難波 大阪府西成區東 四條二ノ二七 月廿日 松山 希男 同市同區東四條 喜多 信義 同市同區吉田町 石黑 悅太郎 神戶市葺合區熊内中央神學校內
- 會 篠山 兵庫縣篠山町北 新町八八の二 月廿日 須藤 晉 同上
- 會 上前 俊男 同縣多紀郡城南 村北一九九 角谷 勘四郎 同縣同町魚屋町 須藤 晉 (前出)
- 會 姫路 姫路市材木町一 大正二年四月七日 西端 利一 同上
- 會 市場 兼久 同市八代 山田 昇一 同市景福寺前町 西端 利一 (前出)

伏見

京都市伏見區桃山町羽柴長吉一〇日 大正四年六月六日 〇日高善一 同市上京區室町丸太町上ル

横井源三郎

同市伏見區銀座二丁目 〇石光新一 同市伏見區桃山町羽柴長吉

阿倍野

大阪市住吉區天王寺町二六六〇日 大正七年一月二日 〇小林喜久七 同市同區田邊東ノ町三ノ一五

横山辰男

西宮市松原町五七 〇西本 翁 同市同區區熊内町四ノ五七 藤山美江 同市住吉區阿倍野筋三ノ二〇

上野

三重縣伊賀上野町三之西町三三六日 大正七年九月十日 〇好川 二一 同縣同町幸阪町 〇森下基良 同縣同町惠比須

四日市

四日市市下新町二九二五 大正八年十一月二日 〇芦澤光雄 同上

林史郎

同市南町 〇井高イタ 同市藏町 〇芦澤光雄 (前出)

粉河

和歌山縣粉河町二〇三九 大正九年四月十三日 〇兒玉充次郎 同上

高芝

和歌山縣東牟婁郡下里町下里 大正十二年三月廿一日 〇永山芳三郎 同縣同町 〇兒玉充次郎 (前出)

田邊

和歌山縣田邊町片町一〇三 大正十三年二月十五日 〇駿田佐一 同縣同郡下里町下里 〇伊藤邦太郎 同縣同郡下里町下里 〇駿田佐一 (前出)

敦賀

福井縣敦賀町北津内一八三號三廿五日 〇武本宗吉 同縣同町北津内 〇島 萬壽子 同縣同町曙九四

勝浦

和歌山縣東牟婁郡勝浦町 大正十四年三月五日 〇岸 亮 同縣同郡勝浦町 〇中村宗右衛門 同縣同郡勝浦町 〇岸 亮 同縣同郡勝浦町 〇河村 齋美 同縣新宮町

佐野

大阪府泉南郡佐野町四五九〇 大正十四年五月一日 〇飯島誠太 堺市大町西四丁 〇田中秀忠 同府同郡佐野町 〇和田みね 同府同郡佐野町 〇田中秀忠 (前出)

松阪

松坂市殿町幸町一八二 〇白石保太郎 同上 〇谷川真海 同市錦町 〇岩塚富次郎 三重縣飯南郡梯田村山添 〇白石保太郎 (前出)

若狭

福井縣小濱町鈴鹿七九〇 〇源田仁吉 同縣同町日吉町 〇吉井四郎 同縣同町鹽釜 〇椿 種三 (前出)

河北

大阪府北河内郡守口町寺内四四 〇木村昇 大阪府旭區今宮町九四三 〇松山準規知 同府同郡守口町寺内 〇泉 外吉 同府同郡守口町寺内

浪速中會

一五九

小松 石川縣能美郡小松町八一 日 麻生 隆義 金澤市山崎町二
 中出 秀二 同縣同郡小松町 澤守 榮一 同縣同郡小松町 澤守 榮一 (前出)
 丸龜 丸龜市雜賀町一 大正九年十一月 松井 康平 香川縣坂出町富
 尾崎 喜平 同市下地方 乙 枝 同市葭町 尾崎 喜平 (前出)
 須崎 高知縣須崎町須崎 大正十年四月十日 橋田 利助 同上
 細木 武彌 同縣須崎町 井元 辰四郎 同縣須崎町糺町 橋田 利助 (前出)
 名古屋 名古屋市東區杉木町 大正十年四月十日 聽濤 誠夫 同上
 前田 勝良 同市東區赤塚町 淺野 清 同市東區杉村町 川合 長次郎 同市東區清水町
 豐橋 豐橋市旭町二〇 大正十四年九月 辻 德兵衛 同上
 荒川 朝喜 同市東區町阪上 高幣 萬藏 同市東區町前畑 野口 芳朗 愛知縣寶飯郡大塚村赤根
 大道 德島市大道三丁目 昭和二年五月三十日 上堀 照次 同上
 森 一雄 同市伊月町 大知 數八 同市大道二丁目 上堀 照次 (前出)
 坂出 香川縣坂出町富 昭和五年十月廿五日 松井 康平 同上

平井 爲成 同縣同町富士見 辻 三四郎 同縣同町幸町 松井 康平 (前出)
 波瀬 三重縣一志郡波瀬 大正六年二月十五日 小川 よね 同上
 小畑 萬平 同縣同郡波瀬村 小畑 幸太郎 同縣同郡波瀬村 小川 重勝 同縣同郡波瀬村
 村上 光信 同市外布施町 矢野 克己 同市外小阪町中 室井 庄四郎 同市外布施町永和一六五
 大 阪 市 此 花 區 四 野 和 二 年 十 二 月 吉 田 源 次 郎 西 宮 市 今 津 高 潮 七 三
 間所 兼次 大 阪 市 此 花 區 秀 野 野 町 四 三 渡 邊 定 吉 同 市 此 花 區 春 日 出 町 三 一 九 〇 三 吉 田 源 次 郎 (前出)
 大阪 市 東 區 南 野 野 町 五 〇 三 九 日 金 田 弘 義 同 市 同 區 猪 飼 野 東 六 〇 二 一
 深見 信吉 同市旭區大宮町 金子 欣司 同市東區南生 吉田 六男 同市西區江戶堀 上通二ノ四二
 都 島 大 阪 市 北 區 善 源 寺 昭 和 五 年 三 月 一 日 永 井 群 司 同 上
 山根 善一 同市北區澤上江 中畔 善三郎 同市北區善源寺 中畔 善三郎 (前出)
 大阪 市 住 吉 區 住 昭 和 五 年 五 月 十 八 日 石 川 四 郎 和 歌 山 市 三 木 町 堀 詰
 川添 安太郎 同市住吉區住吉 佐藤 雄一 同市住吉區住吉 川添 安太郎 (前出)
 浪速中會

飯盛野 兵庫縣加西郡下里村段下 昭和六年三月一日 △堀井 順次 同上
 (會) 前田 すがの 同縣同郡下里村 堀井 武雄 同縣同郡北條町 堀井 順次 (前出)
 加茂川 京都市左京區田中關田町四二 昭和六年六月廿一日 (會) 袖山 信一郎 同上
 (會) 中澤 邦一 同市東九條字賀邊町六一 (會) 袖山 菊野 同市同區田中關田町四二 (會) 袖山 信一郎 (前出)
 旭 高知市旭町一丁目 昭和七年七月廿七日 △橋本 亘 同市中須賀中ノ
 (會) 津野 安道 同市小高坂中地 常石 竹次 同市旭町一丁目 (會) 橋本 亘 (前出)
 上分 愛媛縣上分町北新町五一八 大正十一年六月十二日 △中井 正藏 同上
 (以下前出) (會) 篠原 完三 同縣上分町 (會) 井川 來二郎 同縣川之江町 (會)
 岬 神戸市林田區吉田町二ノ四二九 昭和三年十一月三日 ●エツチ、ダブリユ マヤスノ二四 同市中山手通二
 (會) 宇野 信次 同市笠松町九ノ六七 (會) 西井 文子 同市吉田町三ノ七五 (會) 松本 一基 同市熊内町神戸
 高松東 高松市鹽上町八 昭和七年五月八日 △宮内 岩太郎 同上
 (會) 大塚 雪雄 同市九番丁六 (會) 高橋 七五三 同市藤塚町一七 (會) 梶原 武夫 同市御坊町三五
 香川 高松市中新町 昭和八年三月廿三日 △川田 幹一 同上

(會) 九重 正雄 同市宮脇町 (會) 福田 左近 同市六番丁 (會) 川田 幹一 (前出)
 名古屋 名古屋市中區櫻山町一丁目 昭和八年五月七日 ○武田 公平 同市南區川澄町四ノ二四
 (會) 武藤 一郎 同市東區千種町 葎池八五 (會) 玉木 良雄 同市南區御劍町三ノ三四 (會) 武田 公平 (前出)
 西代 神戸市須磨區水笠通三ノ五二 昭和八年六月十一日 △春名 壽草 同市須磨區山下町三ノ五〇
 (會) 松平 堯光 同市林田區前原町一ノ七七 (會) 玉田 琢磨 同市林田區若松町一ノ一五九 (會) 春名 壽草 (前出)

(二) 浪速中會所屬傳道所之部

名稱	位 置	設立年月日	牧師又ハ主任者	住 所
前川	徳島市前川町五の二 (以下前出)	大正二年一月	△高橋 善吉郎	同上
(會) 安藝 幸一	同市助任門除町 (會) 増山	同市助任橋東入	日林	稻 苗 同市助任橋東入
佐川	高知縣高岡郡佐高知町 廿四日 (會) 多田 素	大正十五年四月廿四日	同市助任橋東入	日林
近澤 相樹	同縣同郡佐川町 (會) 中川 貞	同縣同郡佐川町	(會) 竹村 キミ	同縣同郡佐川町
御坊	和歌山縣御坊町 (以下前出)	大正七年五月五日		
串本	和歌山縣串本町 (會) 山本 茂一	同縣下里町		

神戸市葺合區香 明治四十一年十月廿五日
イニス團 妻通五ノ五
(以下自誌)

武内 勝 同市須磨區衣掛 町五ノ二二

家族 大阪市内淀川區 大正元年十一月十六日
外島町保養院内 十六日
石黒 寅龜 大阪府守口町寺

阿部 孔治 保養院内

新舞鶴 京都府新舞鶴町 昭和四年五月十日
千歳橋上中島豊 三日

相生 兵庫縣赤穂郡相 生町本田巳吉方

ウイナル 大阪市内東區仁右 衛門町ウイナル 昭五年五月七日
ミナナ 愛知縣西加茂郡 女學校内 昭六年三月十日
御船 狼投村大字御船 昭六年三月十日
萩原文太郎 關崎市康生町七

雨宮 道治 同縣同郡狼投村 雨宮 てる 同縣同郡狼投村

新庄 富山縣上新川郡 昭七年三月七日
新庄町荒川 二日
龜谷 凌雲 同上

龜谷 千代子 同縣同郡新庄町 荒川 昭七年五月九日
土肥 秀雄 同縣同郡新庄町 荒川 昭七年五月九日
佐治 良三 同上

磯野 良一郎 同府同郡同村字 土師 昭七年五月九日
西 龜 造 同府同郡同村字 土師 昭七年五月九日
小林 松尾 同府同郡同村字 土師 昭七年五月九日

名 稱 位 置 設立年月日 牧師又ハ主任者 住 所

(二)ノ四 浪速中會地域内申合ミツシヨソ所屬傳道所

關 岐阜縣武儀郡關 町甲一二六 明治廿六年
雨宮 正士 同上氣付

勝見 有義 同縣同郡關町本 町 北村 信次郎 同縣同郡關町出 來町
小林 英 同縣同郡關町本 町

大藪 岐阜縣安八郡大 藪町 明治廿八年五月三日
淺倉 重雄 大垣市御殿町四 五

善通寺 香川縣善通寺町 上吉田一〇四四 二日
白石 退藏 同上

松本 萬吉 同縣善通寺町生 野
片桐 定治郎 同縣同町本郷通

多治見 岐阜縣可兒郡豊 岡町虎溪町 明治廿七年一月
山本 眠虎 同縣同郡豊岡町 長瀬上ノ山三三

青木 張穂 同縣同郡豊岡町 寺田 政人 同縣同郡豊岡町 本町通
成瀬 利雄 (寺田政人方)

美馬 德島縣貞光町東 浦二五 大正二年一月九日
古角 勝 同縣池田町諏訪 通

小松島 德島縣小松島町 字松島二三三 日 大正二年五月七日
坂東 清人 同上

溝口 要 同縣小松島町日 開野
坂東 清人 (前出)

三好 德島縣三好郡池 田町諏訪通
古角 勝 同上

蒲郡 又森 たき子 同縣同郡池田町(會)加茂 武雄 同縣同郡池田町(會)古角 勝(前出)

宿毛 鈴木兼三郎 同縣同郡浦郡町(會)大字小江字岡井(會)竹内 八十八 同縣同郡三谷町(會)モ 一 ア(前出)

加茂名 和 田 榮 同縣同郡多郡和田(會)藥師寺多喜子 同縣宿毛町(會)今西 延幸(前出)

飯沼 一美 同市外島田(會)中山 直一 同市外加茂名町(會)宮 清八(前出)

大垣 飯沼 大正五年七月十日 淺倉 重雄 同上

津島 兒玉 義憲 同市郭町六九一(會)渡邊 榮子 同市御殿町四五(會)淺倉 重雄(前出)

和食 篠原 義雄 同縣同郡同町大(會)筑紫 もと 同縣同郡同町大(會)田村 實(前出)

安城 敬雄 同縣同郡刈谷町

中村 敬雄 同縣同郡宿毛町

加納 伊達 量平 同上

岐阜東 島本 正榮 同上

刈谷 敬雄 同上

佐橋 定雄 同市西區兒玉町(會)渡邊 芳信 同市西區押切町(會)中村 則秋(前出)

三 豐 增原長二郎 同上

撫 養 加藤 俊三 同上

伊達 大學 同縣同町齋田 加藤 俊三 (前出)

太田 岐阜縣加茂郡太田町北町 昭五年七月廿二日 伊達 量平 岐阜市外加納町東丸町一丁目

林 照夫 同縣同郡太田町北町 山内 靜江 同縣同郡太田町北町 三輪 孝一郎 同縣同郡太田町東町

清水 高知縣幡多郡清原町 昭七年四月廿二日 今西 延幸 同縣同郡宿毛町

岡田 藤兵衛 同縣同郡清水町 藤戶 熊野 同縣同郡清水町 山岡 勇 同縣同郡清水町

東山 名古屋市中區田代町字村内二七日 昭七年五月廿一日 藤田 忠守 同市同區田代町字村内二七日 近藤 武一 同市同區道町東

直原 恒 同市同區田代町字村内三五 藤田 忠守 同市同區田代町字村内二七日 近藤 武一 同市同區道町東

大井 岐阜縣惠那郡大井町九日 伊藤 庄太郎 同上 市川 時雄 同縣同郡大井町 藤川 孝一 同縣同郡長島町中野

町野 瑞穂 同縣同郡長島町中野 市川 時雄 同縣同郡大井町 藤川 孝一 同縣同郡長島町中野

(二) 浪速中會所屬各教會出張傳道地

名稱 位置 開始期 擔當教會 擔當者

伏木 富山縣伏木町中道一九 明治四十一年 高岡教會 大山 吉郎

大島 香川縣木田郡大島 明治四十二年 高松東傳道教會 宮内 岩太郎

白子 三重縣白子町 津傳道教會 上河原 雄吉

新生館 德島市西新町 大正五年五月十四日 加茂名傳道所 宮 清八

形原 愛知縣寶飯郡形原町 大正八年 蒲郡傳道所 一 一

鳥羽 三重縣志摩郡鳥羽町 大正十一年一月 山田教會 富山 光慶

木の本 和歌山縣新宮町附近 大正十四年 新宮教會 伊藤 貫一

井田 和歌山縣新宮町附近 大正十四年 新宮教會 伊藤 貫一

三輪崎 和歌山縣新宮町附近 大正十四年 新宮教會 伊藤 貫一

天滿 和歌山縣新宮町附近 大正十四年 新宮教會 伊藤 貫一

田原村 和歌山縣田原村 大正十五年 高芝傳道教會

竹鼻 岐阜縣竹鼻町 加納教會 伊達 量平

村松 愛媛縣宇摩郡松柏村村松 加納教會 伊達 量平

三島 同縣同郡三島町 上分傳道教會 中井 正藏

川之江 同縣同郡川之江町 上分傳道教會 中井 正藏

後免

伊野

山田

本山

岸本

中島

野地

平田

柏島

東津野

久禮

岩村

明和

高知教會
多田素
草川顯義

宿毛傳道所 今西延幸

須崎傳道教會 橋田利助

瑞浪

士岐津

大井村

大寺

高槻

日進村

保道園

譽母

本多町

三方

橋町

池田村

田中村

大井傳道所 伊藤庄太郎

三重縣大井村井
關製糸工場

昭和三年十二月 波瀾傳道教會 小川 上ね

德島縣板野郡板
西町大寺

昭和三年三月 前川傳道所 高橋善吉郎

大阪府三島郡高
槻町

昭和四年 茨木教會 杉山 豐胤

愛知縣愛知郡日
進村

昭和四年十月 名古屋樓山
傳道教會 武田 公平

名古屋市外守山
町

昭和五年一月 金城教會 市村 與市

愛知縣西加茂郡
譽母町

昭和五年 岡崎教會 萩原文太郎

金澤市下本多町
五番町八

昭和五年四月廿
日 金澤教會 秋保 孝次

兵庫縣宍粟郡三
方村

昭和五年九月 飯盛野傳道教會 堀井 順次

德島縣橋町

昭和五年 和食傳道所 筑紫 益人

和歌山縣

粉河傳道教會 兒玉 充次郎

日方村

和歌山縣

粉河傳道教會 兒玉充次郎

安樂川村

千林

大阪市旭區北清
水町

昭和六年

大阪東教會 霜越 四郎

富田林

大阪府富田林町

昭和六年十二月

河南傳道教會 吉野 丈夫

並松

岐阜縣惠那郡苗
木町並松

昭和六年八月

中津川教會 征矢野 豊

無電

愛知縣碧海郡依
佐美村

昭和六年十月

刈谷傳道所 前川 敬雄

田畑

富山縣上新川郡
大廣田村

昭和六年九月

富山傳道教會 田口 政敏

板東

德島縣板東町檜

昭和六年

撫養傳道所 加藤 俊三

南王子

大阪府泉北郡南
王子村

昭和七年六月

堺中央教會 宮崎 美智子

美良布

高知縣香美郡美
良布村

昭和七年六月

旭傳道教會 橋本 亘

品野

愛知縣春日井郡
品野町

昭和七年十二月

瀬戸永泉教會 江口 忠八

北港

大阪市此花區秀
野町四八

昭和八年七月十日

大阪イエス國傳道教會 吉田 源次郎

(三) 東北中會所屬教會之部

名稱 位 置 設立年月日 牧師又ハ主任者 住 所

仙臺

仙臺市東二番丁
六一

明治十四年五月
一日

萩原 信行 同上

伊藤 佐亮

同市米袋中丁七
二

岩崎 重三

同市土樋一四八
橋本よしち 同市柳町五二

宮本 政之助

同市東四番丁四
七

會根 廣

同市杉山通二五
佐々木 幸助 同市東三番丁二

實方 正雄

同市土樋一四九
宮澤 佳治 同市石名坂一六

畑谷 惣助 同市小田原露無

武田 榮七

同市柳町通一六
植田 勇二 同市東九番丁二

佐羽内 美世志 同市片平丁一二

大津 素美

同市東四番丁四
阿部 せつ 同市連坊小路一

角田 弘子 同市同心町二九

佐藤 艶子

同市片平丁一一
岩崎 重三 (前出)

岩沼

宮城縣名取郡岩
沼町櫻三七

明治十八年十月
卅日

今野 順二 (教會氣付)

作間 達兒

同縣同郡同町字
櫻三七

安部 朔

同縣同郡同町字
櫻三五

作間 やす

同縣同郡同町字
町五

佐藤 武

同縣同郡岩沼町
百足 武夫 同縣同郡岩沼町

熊坂 とめの

同縣同郡岩沼町
西淵 榮 同縣同郡岩沼町

安部 朔 (前出)

東北中會

東六番丁 仙臺市東六番丁 明治四十年七月
四三 二日

川島 專助 同上

佐藤 久雄 同市臺の原

佐藤 内藏治 同市遣水町

和田 周造 同市小田原金剛院丁五一

濱名 正 同市南小泉東文
化

大越 直 同市北一番丁一
四四

佐藤 正 同市遣水町四

佐々々 タケ 同市北六番丁翠
ヶ岡

池田 繁 同市小田原車道
四一

川島 專助 (前出)

福島 福島市後田一三 大正三年四月十
二日

城生 安治 同上

末包 一夫 教會氣付

大沼 しま 教會氣付

國分 守時 教會氣付

上杉 源四郎 同上

阿部 新 同上

芳賀 甚吉 同上

荒屋 金平 同上

遠藤 遠 同上

石井 周一 同上

善方 サキ 同上

大中小牧 同上

渡邊 ハツミ 同上

城生 安治 (前出)

荒町 仙臺市南鍛冶町 大正九年一月廿
一一一 五日

角田 桂嶽 同市成田町一〇

甲田 武郎 同市保春院前丁
九九

米倉 とく 同市新寺小路三
四

西淵 確 (教會氣付)

清水 東四郎 同市越路三四

福井 辰利 同市荒町三三

清水 幸二 同市越路七

福田 幸之助 同市荒町五六

福井 辰利 (前出)

東北學院 仙臺市南六軒丁 大正十五年二月
二 五日

赤石 義明 同市北五番丁八

五十嵐 正 同市北五番丁一
八〇

出村 悌三郎 同市南六軒丁二

三品 鼎 同市向山越路三
四

今井 信太郎 同市東四番丁二
六

阿部 豊吉 同市東二番丁一
〇三

布施 とよせ 同市東三番丁一
六四

阿部 從二 同市向山越路五
二

津久井 善四郎 同市琵琶首新丁
五

門脇 立郎 同市靈屋下七〇

佐藤 榮藏 同市新寺小路一

ニコデマス 同市片平丁六七

坂本 とみ 同市北一番丁六
一

菅野 勝治 同市多門通六

柴田 量平 同市東一番丁二

今泉 三郎 同市柳町通一六

櫻井 重秀 同市米ヶ袋下丁
三

赤星 よみき 同市狐小路二四

酒井 繁子 同市石垣町二
下

佐藤 ノブ 同市東三番丁一
六四

増田 榮三 同市東二番丁四

伊藤 克雄 同市北五十人町
七四

堀江 榮 同市小田原裏山
本丁五

渡邊 右平 同市裏柴田町三

鈴谷 正男 同市連坊小路二
六八

菊地 喜充 同市定禪寺櫓町
一三

木村 花子 同市原ノ町清水
沼五七

原田 ことち 同市木ノ下四二
の九